愛媛県高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル

令和８年10月７日

愛媛県農林水産部

目次

前文 1
第１章　防疫対策の基本方針と組織体制 7
　第１　基本方針 8
　　１　防疫活動 8
　　（１）レベル１：近隣アジア諸国で本病の発生があった場合 8
　　（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で本病の発生があった場合 8
　　（３）レベル３：近隣県（四国地域）で本病の発生があった場合 8
　　（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時 8
　　２　防疫組織体制 9
　　（１）国、県等との連携 9
　　（２）愛媛県高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部 9
　　（３）高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ現地対策本部 14
　　（４）市町、関係団体等との連携 17
　　３　県庁及び地方局内での連絡体制 17
　　（１）異常家きんの届出時の体制 17
　　（２）疑い事例発生時の連絡体制 18
　　（３）病性判定時の体制 22
第２章　発生予防対策 27
第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 27
　第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化 27
　　１　県の取組 27
　　２　市町の取組 33
　　３　関係団体の取組 33
　　４　関連事業者の取組 33
　　５　家きんの所有者の取組 33
第２節　浸潤状況調査 34
　第３　発生予察のための監視 34
　　１　定点モニタリング 34
　　２　強化モニタリング 34
　　３　モニタリング結果の報告等 35
　　４　モニタリングを行う検査員の遵守事項 35
第３章　まん延防止対策 38
　第４　異常家きん等の発見及び検査の実施 38
　　１　家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応 38
　　２　家保による農場での検査等（緊急立入検査等） 41
　　３　畜産課における措置 42
　　４　発生地家保における緊急準備活動 43
　　５　モニタリングで陽性が確認された場合の対応 44
　　６　野鳥等で感染が確認された場合の対応等 44
　第５　病性判定時に備えた準備 45
　　１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議 45
　　２　県防疫指導班（畜産課）における対応 46
　　３　県対策本部各班の対応 48
　　４　現地防疫対策班（発生地家保）における対応 49
　　５　発生農場での対応 50
　　６　発生地方局における防疫措置の準備 51
　　７　発生市町の対応 54
　　８　その他の市町の対応 55
　　９　関係団体の対応 56

10　県疫学究明班（病鑑）の対応 56
11　動物衛生研究部門への材料送付 56
12　農場関係者及び先遣隊の健康管理（現地健康対策班） 57
13　防疫従事者の動員 57
第６　集合施設及び現場指揮所における防疫準備対応 59
1　集合施設の設置と運営 59
2　現場指揮所の設置と運営 59
3　防疫従事者等の健康管理（現地健康対策班） 60
第７　病性の判定 60
1　病性等の判定 60
2　患畜及び疑似患畜 61
第８　病性判定時の措置 66
1　家きん所有者及び周辺農場等への説明 66
2　対策本部の設置 67
3　発生農場の防疫作業内容の決定 67
4　関係団体等への情報提供 67
5　報道機関への公表等 67
6　公示、報告又は通報 68
7　消毒ポイント設置場所の周知 69
8　相談窓口の開設 69
9　消毒命令の検討 69
第９　発生農場における防疫措置 69
1　発生農場（現場指揮所）での連絡・作業体制 69
2　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置（明確に識別できるようベスト等を着用） 71
3　発生農場の消毒（現地農場消毒係） 73
4　家きんの評価（現地評価係） 74
5　殺処分（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他） 75
6　殺処分の進め方（現地防疫調整係及び現地殺処分・汚染物品処理係） 76
7　死体の処理（法第 21 条）（現地焼埋却班他） 78
8　埋却作業（現地焼埋却班） 82
9　焼却作業（現地焼埋却班） 85
10　殺処分終了後の家きん舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係） 88
11　防疫従事者等の安全管理 88
第 10　通行の制限又は遮断（法第 15 条） 89
第 11　移動制限区域及び搬出制限区域及び監視強化区域の設定（県防疫指導班） 90
1　制限区域の設定 90
2　制限区域の変更 94
3　制限区域等の解除 95
4　制限の対象 96
5　制限の対象外 96
第 12　家きん集合施設の開催等の制限（法第 26 条、33 条、第 34 条）（県防疫指導班） 97
1　移動制限区域内の制限 97
2　搬出制限区域内の制限 97
3　汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限 97
4　制限の対象外 98
第 13　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等） 98
1　消毒ポイント設置の考え方 98
2　消毒の方式 99
3　消毒ポイントでの作業内容 99
第 14　ウイルスの浸潤状況の確認 101
1　疫学調査（現地地域疫学係） 101
2　制限区域等内の周辺農場の検査（現地検診係） 104

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 106
４　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２） 106
第 15　緊急ワクチン（法第 31 条第１項） 106
第 16　家きんの再導入 107
第 17　農場監視プログラム 110
１　農場監視プログラムの適用 110
２　移動制限 110
３　周辺農場の検査 111
４　清浄性の確認のための検査 112
５　家きんの再導入 112
６　疫学調査 112
第 18　発生の原因究明 112
第４章　その他 113
第 19　その他 113
参考資料１　制限の対象外の措置の条件 114
参考資料２　食鳥処理場、ＧＰセンター及びふ卵場の再開にあたっての要件等 121
参考資料３　放置された所有者不明の鶏等の発見届出等への対応 124
参考資料４　食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について 126
様式１　異常家きんの届出を受けた際の報告 127
様式１－１異常家きん等の届出を受けた際の報告 129
様式２　異常家きんの症状等に関する報告（現地調査票） 130
様式３　異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（疫学調査票） 131
様式４　病性鑑定依頼書 132
様式５　プレスリリース（案）（疑似）患畜の確認について 133
様式６　と殺指示書 134
様式７　移動制限除外証明書 135
様式８　受領書 136
様式９　鳥インフルエンザ予防液使用報告書 137
様式 10　集合施設の開催等の制限の対象外について（協議） 138
様式 11　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書 139
様式 12　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書 140
様式 13　発掘禁止の立て看板 141
様式 14　動員予定者名簿（動員名簿） 142

前文

1　高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、①養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、②国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、③国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

2　低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

3　また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本病のまん延防止は重要である。

4　本病については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

　このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と県、市町及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

5　このマニュアルは、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、「家畜伝染病予防法施行規則」（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）、「家畜伝染病予防法施行令」（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表、令和７年10月１日一部変更。以下「指針」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（令和７年10月１日付け７消安第3954号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）、「家畜伝染病予防法施行細則」（昭和28年６月９日愛媛県規則第38号。以下「細則」という。）、「愛媛県家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」（平成26年11月６日制定、令和８年９月30日一部改正。以下「設置要綱」という。）、「愛媛県飼養衛生管理指導等計画」（令和６年４月１日公表、令和７年10月17日一部改正）に基づき、対応内容を定めるものである。

6　本県では、令和６年12月に本病が発生し、疫学関連農場を含め、３戸４農場、約34万羽が殺処分となった。本病の防疫対応においては様々な課題があげられ、課題解決の方策については具体的に検討し、より迅速・的確な防疫措置がとれるよう本マニュアル等に定め、今後の防疫対応に資するものとしている。

7　なお、本マニュアルについては、組織の改正、指針の変更等があった場合や本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに本県で実施している防疫演習等での検証により新たな課題が生じた場合等には、随時見直す。

【用語解説】

家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止すること等を目的として制定された法律

（対象）家きん

法第２条の高病原性鳥インフルエンザの欄に掲げる家畜（鶏、あひる、うずら）及び政令で定めるその他の家畜（きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（WOAH）の診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、採卵率の低下等の症状を呈し、死亡率が上昇する。

低病原性鳥インフルエンザ

H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスを除く）の感染による家きんの疾病。症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状や産卵率の低下がみられる場合もある。

患畜

法で定められた「患畜」のことで、家畜伝染病にかかっている家畜のこと。家畜伝染病ではそれぞれ確定診断方法が定められており、その検査で陽性であった場合に、その家畜伝染病にかかっているという。

疑似患畜

法で定められた「疑似患畜」のことで、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ等の病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、家畜の飼養者が遵守すべき最低限の事項として、法第 12 条の 3 に基づき定めたもの

GP センター

グレーディング・アンド・パッキング（Grading and Packing：選別とパック詰め）センターの略称で、鶏卵をサイズにより格付けし、包装を行う施設のこと。GP センターでは家きん卵の一時的保管機能も行い、パック詰め、箱詰め、割卵および凍結液卵製造、冷蔵などに対応し、流通の実質的中心になっている。

食鳥処理場

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年 6 月 29 日法律第 70 号）第 2 条第 1 項に定める家きんの食鳥処理（と殺・解体などの処理）をするための施設。一般的には肉用鶏や廃鶏（産卵能力が低下して廃用とする採卵鶏）が食鳥処理される。

ふ卵場

採卵鶏や肉用鶏の種卵（ふ化を目的とした卵）をふ化する施設。生まれたひなは性別鑑定（採卵鶏）やワクチン接種後、各農場に出荷される。

移動制限区域

家畜伝染防予防法第 32 条に基づく、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体及び飼料、排せつ物等の移動を禁止する区域

搬出制限区域

家畜伝染病予防法第 32 条に基づく、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体及び飼料、排せつ物等の区域外への搬出を禁止する区域。区域内での移動は禁止されていない。

制限区域

移動制限区域と搬出制限区域の両者をあわせた区域

監視強化区域

移動制限区域、搬出制限区域が解除された区域。本病の発生の監視を強化する区域として設定する。

発生市町

発生農場が所在する市町

関係市町

発生農場は所在しないが、移動制限区域や搬出制限区域に含まれる市町

家畜防疫員

法第 53 条の第 3 項に基づき県職員の中から知事により任命される家畜防疫の専門員。主に獣医師が任命され、防疫作業の中心を担う。

防疫従事者

防疫措置に従事する全ての人。県及び現地対策本部、集合施設、現場指揮所、発生農場及び消毒ポイント等で活動を行う。

採卵鶏（レイヤー）

鶏卵を生産するために飼養されている鶏で、白色レグホーンが代表的な品種。

通常は鶏舎内のケージの中で飼われ、年間で 280～300 個の卵を産み、成鶏の体重は 1.7～2.0kg 程度。

肉用鶏（ブロイラー）

鶏肉を生産するために飼養されている鶏で、ふ卵場から導入されたひなを 7 ～ 8 週間育ててから、食鳥処理場へと出荷されるものが代表的。出荷時の体重は 3.0kg 程度。

クロアカ

爬虫類や鳥類等に見られる、直腸・排尿口・生殖口を兼ねる器官のことで、総排泄腔（そうはいせつこう／くう）とも呼ばれる。

スワブ

スワブ（拭き取り）のこと。綿棒のようなスティックで粘膜を拭き取り、微生物を捕捉し検査する。

バイオセキュリティ

ある地域または区域内への疾病の侵入および拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置

防疫服

ウイルスの拡散及び人への感染防止を目的として、防疫従事者が作業中に着用する使い捨ての専用服

フレコンバッグ

　フレキシブル・コンテナバッグの略で、薄茶色の折りたたみ式の丈夫な袋。現場ではごみ袋や消毒用の消石灰、殺処分した家きん等を入れる袋として使用

フォークリフト

　油圧を利用して上下や傾斜ができる荷受用の腕（フォーク）を前面に備えた荷役自動車

第１章　防疫対策の基本方針と組織体制

１　本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び届出」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

２　家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、県、市町及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

（１）県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。

（２）市町及び関係団体は、県の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。

（３）畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、国、県及び市町が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

なお、関連事業者には以下の者を含む。

① 家きん及び家きん卵に関する事業者

品評会等の家きんを集合させる催物の開催者、食鳥処理場、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）、ふ卵場、化製処理施設等の所有者、獣医師、キャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）、農協等

② 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

③ ①及び②に係る輸送・保管事業者

家きん運搬業者、廃鶏取扱業者、集卵業者、飼料運搬業者、死亡鳥取扱業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

３　発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農

場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の２までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。このことも踏まえて、県、市町及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

（１）県は、国の防疫方針並びに事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。

（２）市町、関係団体及び関連事業者は、県の行う具体的な防疫措置に協力する。（県が市町又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

第１　基本方針

１　防疫活動

（１）レベル１：近隣アジア諸国で本病の発生があった場合

畜産課や家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、家きん等の所有者や市町、関係団体等に必要な情報提供を行い、発生予防を徹底する。

（２）レベル２：近隣県（四国地域）以外の国内で本病の発生があった場合

畜産課は、必要と認めた場合、家保等の防疫担当者を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の周知、防疫対策の確認を行う。発生状況により随時、緊急防疫会議を開催する。家保は、初発生時には家きん等の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導を徹底するなど、防疫活動を強化する。

（３）レベル３：近隣県（四国地域）で本病の発生があった場合

畜産課は、万一の発生に備え、必要と認めた場合、農林水産部等の関係各課、家保、市町、関係団体等を招集した緊急防疫会議を開催し、情報の共有を図る。家保は、家きん等の異状確認の実施、飼養衛生管理基準の遵守指導等を強化し、畜産課は、法第９条又は第 30 条の規定に基づく消毒命令を検討する。

（４）レベル４：県内で発生した場合等対策本部の設置時
（隣県で発生し、制限区域が本県に該当した場合も含む）

知事を本部長とする県対策本部会議を開催し、全庁体制のもと、迅速な防疫措置の実施による早期の封じ込めを実施する。また、発生地方局長を本部長とする現地対策本部会議を開催し、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部の防疫方針に沿って防疫対策を迅速・的確に実施する。

２　防疫組織体制

（１）国、県等との連携

県は、国の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜である旨の連絡を受けた後、速やかに、愛媛県〇〇〇鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）を開催する。ただし、特段の必要があるときは、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と調整の上、病性の判定前に開催する。また、国が派遣する職員を県対策本部に受け入れ、国等との連携に努める。

（２）愛媛県高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

県対策本部は、設置要綱に基づき、県内において、本病が発生した場合（原則として、患畜又は疑似患畜の判定時）、あるいは、本病のまん延を防止するため、県内において、法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限を行った場合に設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と調整の上、病性の判定前（本病が強く疑われる場合）に設置する。

県対策本部を設置したときは、速やかに県対策本部会議を開催するとともに、県内市町、関係機関及び団体等に文書等で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達し、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。なお、県対策本部会議には、必要に応じて、現地対策本部、発生市町、関係市町、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

ア　目的

県対策本部は、国の防疫方針に即した具体的な防疫措置の策定、国、関係県、現地対策本部、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図るとともに、関係部局の一致協力の下、本病の感染拡大防止及び早期清浄化に全力を挙げる。

イ　組織

県対策本部は、図１に示すとおり、知事を本部長、副知事を副本部長として、関係11部局の長で構成し、県対策本部で定めた方針のもと機動的な防疫対策が実施できるように農林水産部を中心とした「統括指揮部」及び県対策本部長の指示により防疫活動を支援する「対策支援部」を設置する。

ウ　連絡体制

対策本部設置に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行う。

エ　対策本部の解散

県対策本部は、①本病が終息し、又は必要な対策が完了した場合、②本病の発生の拡大のおそれがなくなったと本部長が認めた場合に解散する。なお、本病の終息は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して動物衛生課と協議の上、判

断する。

オ　対策班名の略称

本マニュアル本文中に使用する対策班名は、県対策本部統括指揮部○○班を県○○班と表記する。

図１　県対策本部の組織体制図



表１　県対策本部統括指揮部の各班所掌事務

班名	所掌事務
総務班	対策本部会議等の開催 対策本部、統括指揮部及び対策支援部との総合調整 本部長からの指示又は指令等に係る伝達に関すること 現地対策本部との総合調整
情報班	総合的な情報収集、整理、記録、管理 報道情報の作成、広報公聴課との連絡調整 県ＨＰ（記者発表情報、防疫活動進捗状況等を掲載）の開設、更新 マスコミ対応、取材対応 発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影
市町・団体支援班	市町及び JA 等畜産関係団体との連絡調整
庶務班	防疫活動に係る予算の確保 経費支払い事務 資材等の購入・調達に係る会計課との連絡調整 防疫資材の手配先の調整 現地動員者・資材確保グループとの連絡調整 資材の購入、リース契約等（現地対策本部で対応できないものに限る）
防疫指導班	防疫方針の策定と指示 農林水産省との協議及び連絡調整 防疫対策に係る他県との連絡調整（情報交換を含む） 現地対策本部と連携した防疫活動全般の調整、防疫関連情報の収集 移動・搬出制限区域の設定・解除 県外動員者の連絡調整 県外派遣家畜防疫員や県内外獣医師の動員調整並びに連絡バスの調整 手当金申請・支払に係る事務 防疫・家畜衛生に関する相談窓口
動員班	防疫従事者の動員調整 県職員動員者の連絡調整 動員者の連絡バス等の調整
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明
焼埋却班	現地焼埋却班との連絡調整 埋却地選定及び確保、埋却溝の面積算定、掘削等の支援 焼却作業に関する支援 重機等の調達、管理に関する支援
移動規制班	消毒ポイントに関する現地対策本部との連絡調整 車両消毒に関する関係機関との連絡調整
健康対策班	保健所との連絡調整 医師、保健師等の動員調整

表２　県対策本部対策支援部の各部所掌事務

共通事務分掌		○県対策本部及び他部局への応援に関すること ○県対策本部長の特命事項に関すること
支援部名	担　当　課	所　　掌　　事　　務
総務支援部	行政経営課	総務部内の連絡調整に関すること 対策本部会場等の設営に関すること
	人事課	県職員の動員、勤務等に関すること 公務災害補償に関すること
	私学文書課	私立学校等の指導及び被害調査等に関すること 家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財政課	防疫関連の予算に関すること
企画振興支援部	総合政策課	企画振興部内の連絡調整に関すること
	地域政策課	鉄道、航路関係機関との連絡調整に関すること
	広報広聴課	広報に関すること
観光スポーツ文化支援部	地域スポーツ課	観光スポーツ文化部内の連絡調整に関すること
	観光振興課	空港関係機関との連絡調整に関すること
県民環境支援部	県民生活課	県民環境部内の連絡調整に関すること 消費者に対する風評被害防止に関すること
	防災危機管理課	自衛隊の派遣要請に係る調整に関すること その他危機管理に関すること
	環境・ゼロカーボン推進課	埋却地の環境に関すること
	循環型社会推進課	焼却処分等廃棄物に関すること
	自然保護課	死亡野生鳥獣の処理（処分）に関すること 野生鳥獣の調査等に関すること
保健福祉支援部	保健福祉課	保健福祉部内の連絡調整に関すること
	医療対策課	医療機関等に関すること
	健康増進課	防疫従事者の感染症対策及び健康観察に関すること
	薬務衛生課	と畜場及び食鳥処理場に関すること 保健福祉部内の獣医師の派遣に関すること 畜産物の安全に関すること 所有者の判明しない鳥、ペット等動物愛護に関すること
	子育て支援課	保育園等での指導に関すること
経済労働支援部	産業政策課	経済労働部内の連絡調整に関すること
	経営支援課	中小企業への融資等に関すること
農林水産支援部	農政課	対策支援部各支援部内の連絡調整に関すること 農林水産部内の連絡調整に関すること
	農業経済課	経営支援等の融資に関すること
	林業政策課	防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
	森林整備課	
	漁政課	
	水産課	
	漁港課	
土木支援部	土木管理課	土木部内の連絡調整に関すること
	港湾海岸課	港湾の水際防疫に関すること
出納支援部	会計課	資材購入等に係る会計支援に関すること
教育支援部	教育総務課	教育委員会内の連絡調整に関すること
	保健体育課	公立学校児童生徒の保健及び安全に関すること
	義務教育課	公立小中学校への指導等に関すること
	高校教育課	県立高等学校、県立中等教育学校への指導等に関すること
県警察支援部	警備部警備課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること 発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること

（３）高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ現地対策本部

ア　目的

本病の初動防疫措置及びまん延防止措置を迅速・的確に行うため、設置要綱に基づき発生地方局に○○地方局鳥インフルエンザ現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

イ　組織

現地対策本部は、図２に示すとおり地方局長を現地本部長、支局長（中予地方局を除く）及び農林水産振興部長を現地副本部長、並びに現地本部員により組織し、現地における防疫活動を実施する。

また、現地対策本部を円滑に機能させるとともに、県対策本部が企画立案した防疫方針に基づく防疫対策を迅速・的確に実施するため、現地対策本部に現地総務班、現地防疫対策班、現地焼埋却班、現地移動規制班及び現地健康対策班を置く。

なお、現地本部長の判断により、必要に応じ市町や関係団体等を各班の構成員に含めることができる。

ウ　連絡体制

現地対策本部設置に係る連絡は、県庁及び地方局内での連絡体制により行うものとする。

エ　対策本部の解散

県対策本部が解散した時に解散する。

オ　対策班各グループ名、各係名の略称

本マニュアル本文中に使用する各対策班名、各グループ名及び各係名は次のとおり表記する。

（ア）現地対策本部現地○○班は現地○○班と表記

（イ）現地対策本部○○班○○グループは現地○○グループと表記

（ウ）現地対策本部○○班○○グループ○○係は現地○○係と表記

図２　現地対策本部の組織体制図

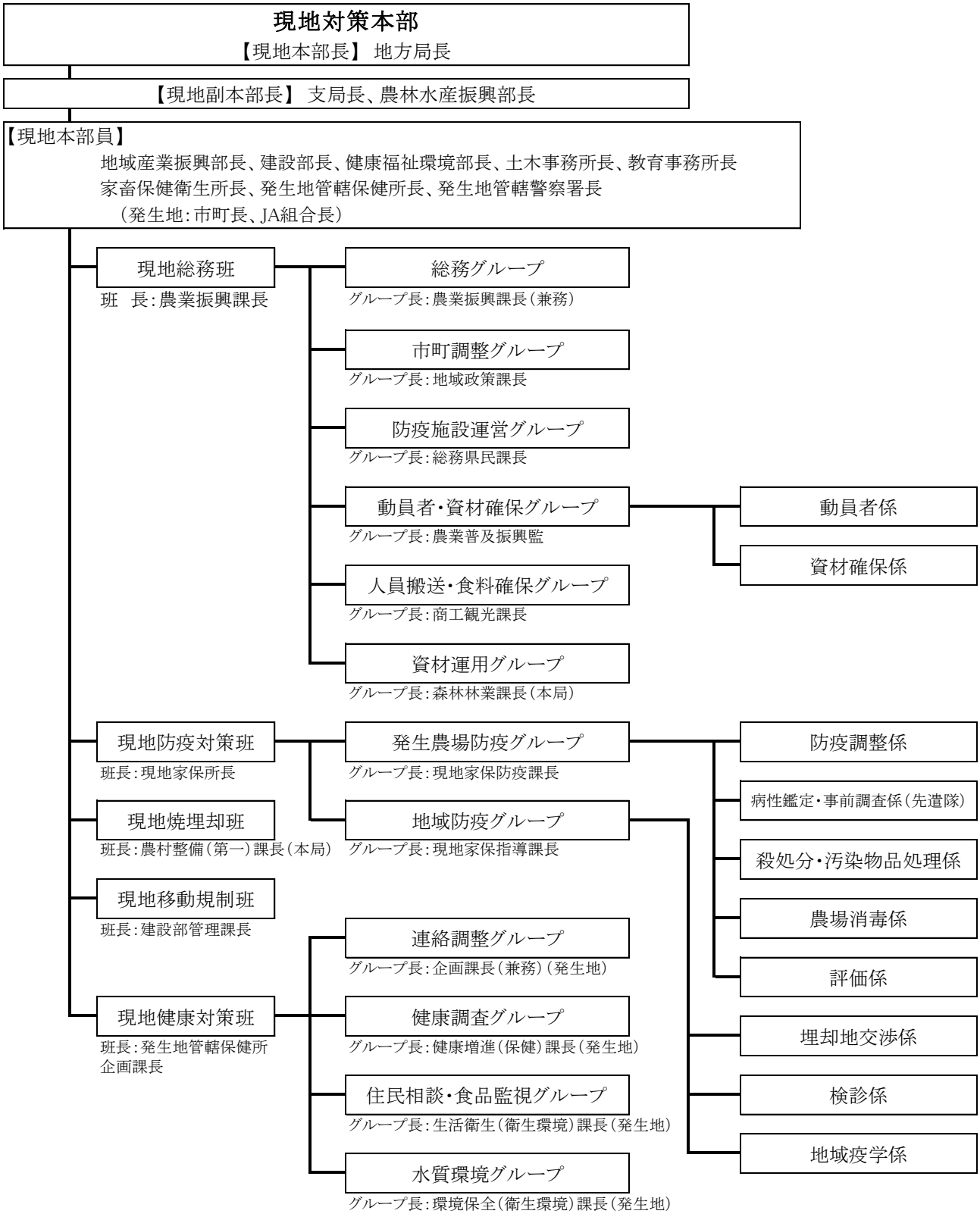


表３　現地対策本部各班及びグループにおける所掌事務

班及びグループ名		所掌事務
現地総務班	総務グループ	現地対策本部会議の調整や開催 現地対策本部各班との連携及び総括 県対策本部との連絡調整 現地対策本部長からの指示又は指令等に係る伝達
	市町調整グループ	市町対策本部との連絡調整 住民等への説明会開催
	防疫施設運営グループ	集合施設の設営及び運営 防疫従事者のサポート
	動員者・資材確保グループ	各班の必要動員者数のとりまとめ 県動員班への不足動員者数の連絡 各班への動員者の割振り 発生市町、関係市町、畜産関係団体等との動員調整 家保備蓄資材の引き継ぎ 各班必要資材の取りまとめ 防疫資材、機材、重機等の調達及び調整
	人員搬送・食料確保グループ	集合場所から集合施設、集合施設から現場指揮所までの送迎手配 食料等の発注、配膳、回収
	資材運用グループ	集合施設、現場指揮所等の防疫資材の検収及び管理 現場への配送 防疫措置終了後の資材回収
現地防疫対策班	発生農場防疫グループ	発生農場における防疫措置の進行管理 発生農場の病性鑑定 発生農場における現場指揮所の設営及び運営 発生農場の防疫措置に必要な動員数、重機、資材等の確認 発生農場における疫学調査 殺処分の実施 汚染物品の処理 殺処分終了後の発生農場の清掃 発生農場での消毒 発生農場周辺・野生動物確保地点周辺等の通行の制限又は遮断 殺処分家畜・家きん、汚染物品の評価 派遣された自衛隊部隊に対する作業指示 予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理
	地域防疫グループ	発生農場以外の防疫措置の進行管理 発生状況確認検査、清浄性確認検査の実施 例外協議確認、移動制限区域内の移動の対象外措置のための協議等 疫学関連農場への立入調査 発生農場における家畜・家きん、人、車両などの出入りに関する疫学情報収集 疫学関連農場の特定 埋却地（焼却施設）の選定 周辺住民・地権者への交渉 野生動物における感染確認検査等に関すること
現地焼埋却班		埋却溝の掘削及び埋却、焼却
現地移動規制班		消毒ポイントの設置及び運営 消毒ポイントにおける資材の検収及び管理
現地健康対策班	連絡調整グループ	各グループの活動状況の把握 人員、資材の調整及び調達
	健康調査グループ	発生農場従業員及び防疫従事者の健康調査、健康観察 防疫従事者のけが、急病等の対応
	住民相談・食品監視グループ	健康及び食品等に関する情報提供と相談窓口の設置
	水質環境グループ	埋却場所周辺の環境情報の収集、水質調査

（４）市町、関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部が実施する防疫活動に発生市町及び関係団体等に協力を求め、参加させることができる。

発生市町以外の市町、関係団体等は、県からの要請に応じ、県の防疫措置に協力して、本病のまん延防止に資する措置を講じるよう努める。

３　県庁及び地方局内での連絡体制

（１）異常家きんの届出時の体制

家きんの所有者から異常家きんの届出を受けて、家畜防疫員が農場に立入検査を行う場合、以下により関係機関等へ連絡を行う。

ア　家保→畜産課・病鑑・発生地方局長・発生地方局（農業振興課）

届出を受理した家保（以下「発生地家保」という。）は畜産課に、異常家きんの届出内容を確実に連絡する。併せて、畜産課・家畜病性鑑定所（以下「病鑑」という。）へ立入検査の実施時間について連絡する。なお、臨床症状等から本病の発生が強く疑われる場合は、発生地方局農業振興課等に連絡する。

イ　畜産課→各家保（発生地家保以外）・病鑑・畜産研究センター・養鶏研究所・部内関係者→動物衛生課

異常家きんの届出の報告を受けた畜産課は、各家保（発生地家保以外）、病鑑、畜産研究センター、養鶏研究所へ連絡し、必要な家畜防疫員等の待機、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示する。なお、臨床症状等から本病の発生が強く疑われる場合は、農林水産部長に第一報を連絡する。また、動物衛生課に電話連絡するとともに異常家きん報告書（様式１）を電子メール等で送信する。

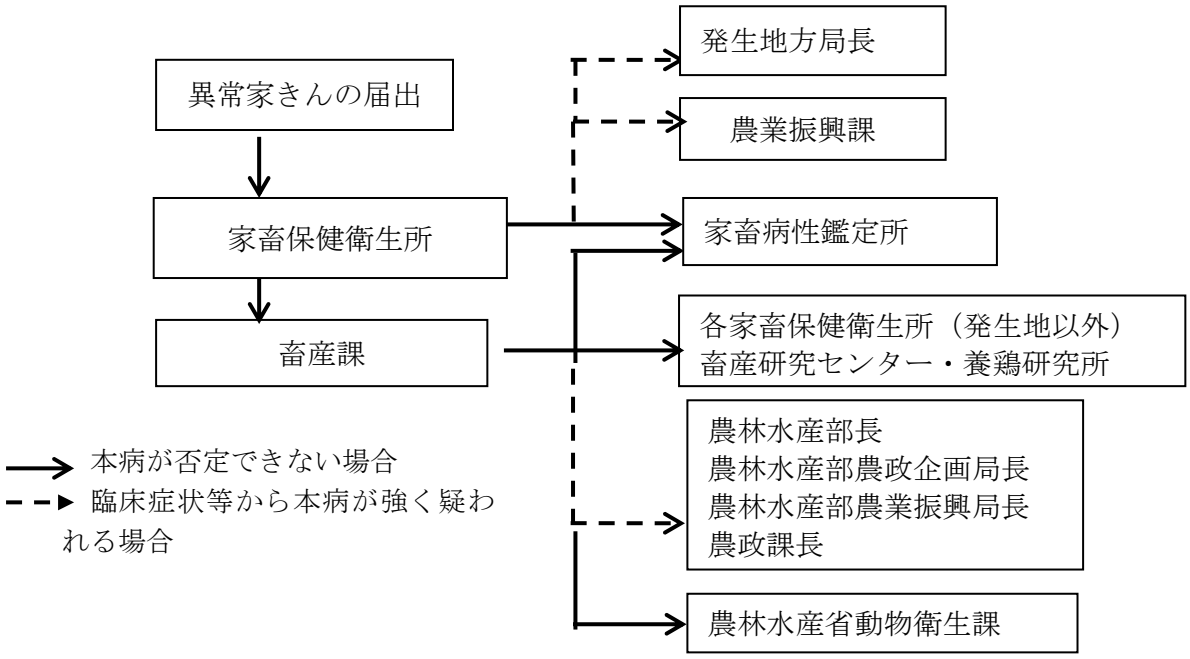
ウ　各家保（発生地家保以外）・畜産研究センター・養鶏研究所→各職員

各家保（発生地家保以外）所長、畜産研究センター長、養鶏研究所長は、全職員に連絡し、緊急連絡網及び防疫用資材等の確認、搬出の準備を指示するとともに必要な家畜防疫員等を待機させる。

エ　病鑑→病鑑職員

畜産課から連絡を受けた病鑑所長は、全職員に連絡するとともに、病性鑑定に備えた準備を行うよう指示する。

○異常家きん届出図のフロー



（２）疑い事例発生時の連絡体制

家畜防疫員が農場への立入検査を実施した結果、「本病の発生が疑われる」と判断（簡易検査陽性）した場合は、以下により連絡を行う。

○発生地方局内での連絡体制

ア　発生地家保→畜産課・病鑑

発生地家保は畜産課及び病鑑に、簡易検査の結果について連絡する。

イ　発生地家保→発生地方局長、発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

発生地家保は、疑い事例（簡易検査陽性）について、発生地方局農業振興課、発生市町及び制限区域に係る市町（関係市町）、県建設業協会関係支部へ連絡する。

ウ　発生地方局（農業振興課）→各部主管課・各市町・関係警察署・関係団体等

イの報告を受けた発生地方局農業振興課は、地方局各部主管課、各市町（発生及び関係市町以外）、関係警察署、関係団体等へ連絡し、発生を前提とした事前準備に着手する。

○県庁内での連絡体制

ア　発生地家保→畜産課→農政課→庁内関係者（課）

発生地家保から疑い事例（簡易検査陽性）について連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合はLoGoチャット）にて、連絡する。

（ア）畜産課から報告・連絡

・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（健康調査に係る動員依頼、保健福祉部長への連絡も併せて依頼）
・自然保護課（野鳥対策に係る担当課への緊急連絡・県民環境部長への連絡も併せて依頼）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課
・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　県対策本部本部員（各部局幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→農林水産省・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに動物衛生課に電話連絡するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課

・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、部局内各課に情報提供を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のｃにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

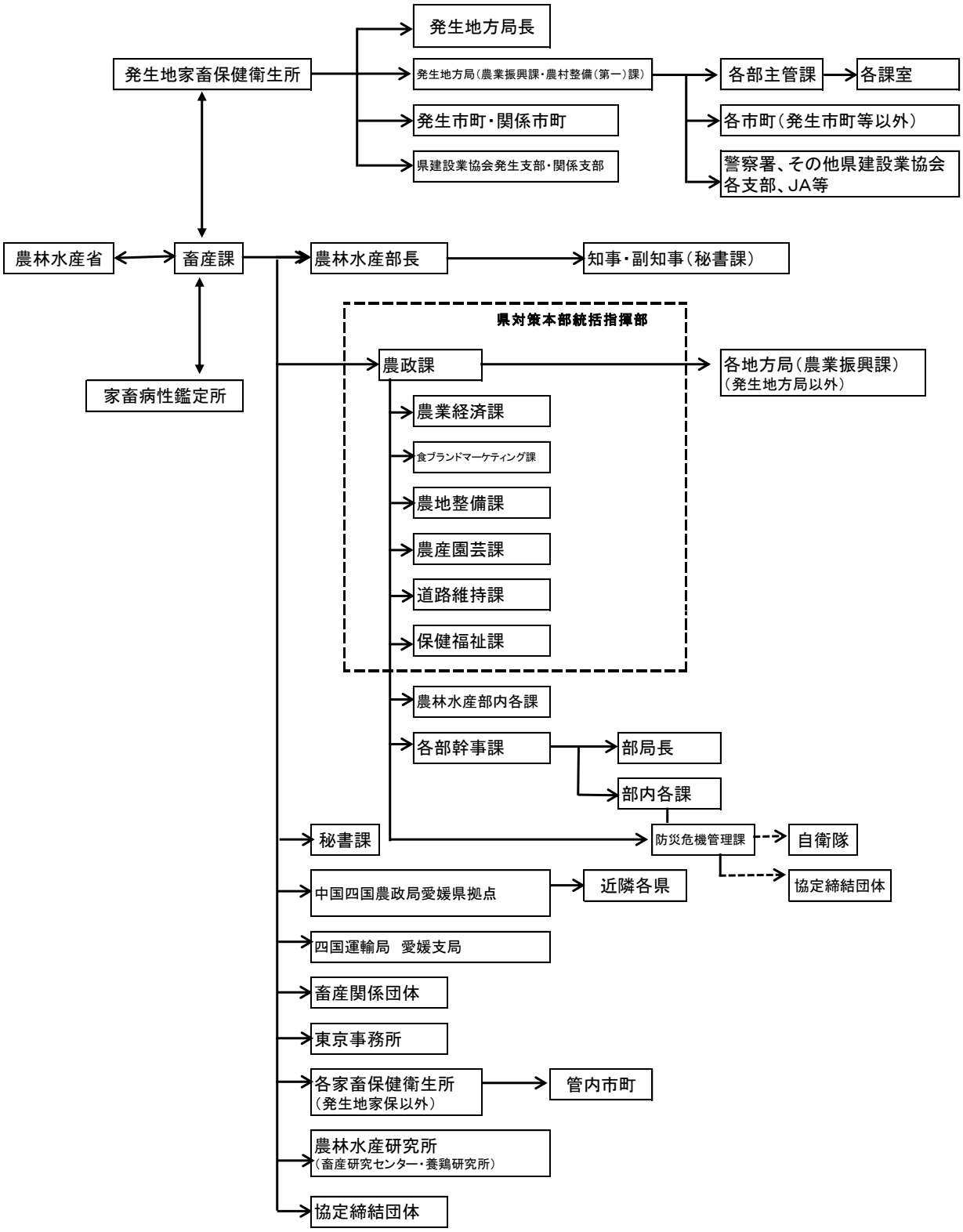
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

○疑い事例発生時の連絡体制



→　必須

- - - →　必要に応じて

（３）病性判定時の体制

本病の患畜又は疑似患畜であると判定された場合又は県内に制限区域を設置した場合は、直ちに県対策本部を設置するとともに、発生地域及び制限区域を所管する地方局に、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部は発生市町に対し、市町対策本部の設置を要請する。

○発生地方局内での連絡体制

ア　発生地家保→発生地方局長・発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）・発生市町・関係市町・県建設業協会関係支部

畜産課から本病の患畜又は疑似患畜であると判定されたとの連絡を受けた発生地家保は、発生地方局農業振興課及び発生市町、関係市町、県建設業協会関係支部に連絡するとともに、発生農場等での防疫作業に直ちに着手する。

イ　農業振興課→局内各部主管課・管内各市町・関係警察署・関係団体等

連絡を受けた農業振興課は、各部主管課、管内他市町、関係警察署等に詳細を連絡する。

○県庁内での連絡体制

ア　畜産課→農政課→庁内関係者（課）

農林水産省から病性判定の結果及び患畜又は疑似患畜との連絡を受けた畜産課は、以下の関係者に回覧板等（時間外・休日の場合は LoGo チャット）にて連絡する。

（ア）畜産課から報告・連絡

・発生地家保所長
・農林水産部農業振興局長
・農政課長
・農林水産部農政企画局長
・農林水産部長
・知事・副知事（夜間は秘書課長へ、知事、副知事への連絡を依頼する。）
・秘書課（知事・副知事への対応を依頼する。）
・発生地家保を除く各家保、畜産研究センター、養鶏研究所
・東京事務所
・薬務衛生課
・保健福祉課（保健福祉部長への連絡も合わせて依頼）
・自然保護課（県民環境部長への連絡も合わせて依頼）

（イ）農政課から連絡

a　県対策本部統括指揮部各課

・農業経済課
・食ブランドマーケティング課
・農地整備課
・農産園芸課
・道路維持課

b　県対策本部本部員（各幹事課を通して連絡）

・行政経営課→総務部長
・総合政策課→企画振興部長
・地域スポーツ課→観光スポーツ文化部長
・県民生活課→県民環境部長
・産業政策課→経済労働部長
・土木管理課→土木部長
・会計課→出納局長
・教育総務課→教育委員会事務局副教育長
・県警察本部警備部警備課→県警本部長

c　統括指揮部以外の農林水産部各課、防災危機管理課

d　発生地方局を除く各地方局（農業振興課）

（ウ）畜産課→動物衛生課・畜産関係団体・近隣各県・各種団体

畜産課は、速やかに動物衛生課と公表の時間を調整するとともに、中国四国農政局、畜産関係団体、近隣各県等へ情報提供を行う。

・動物衛生課
・中国四国農政局安全管理課→近隣各県
・中国四国農政局愛媛県拠点
・四国運輸局　愛媛運輸支局
・畜産関係団体
・（一社）愛媛県建設業協会
・（一社）愛媛県バス協会
・（一社）えひめ産業資源循環協会
・（一社）日本産業・医療ガス協会愛媛県支部
・（一社）愛媛県トラック協会
・愛媛県ペストコントロール協会
・東武トップツアーズ株式会社

（エ）各部幹事課→部内各課→各課職員

（イ）のｂにより連絡を受けた各幹事課は、部局内各課に連絡し、情報提供と必

要な協力要請を行う。

（オ）防災危機管理課→災害時応援協定締結団体、（陸上自衛隊松山駐屯地）

（イ）のｃにより連絡を受けた防災危機管理課は、必要に応じ、災害時応援協定締結団体に緊急支援要請を行う。

【留意事項（再掲）】陸上自衛隊への情報提供及び災害派遣要請に関する取扱い

1　陸上自衛隊への情報提供

陸上自衛隊への情報提供については、必ず畜産課と協議のうえ実施する。

2　災害派遣要請の基本的考え方

自衛隊の災害派遣は、事態がやむを得ない場合に限定される緊急的かつ一時的な支援である。県知事による災害派遣要請は、行政機能の維持が困難となるなど、重大な緊急事態に限り行うものとする。

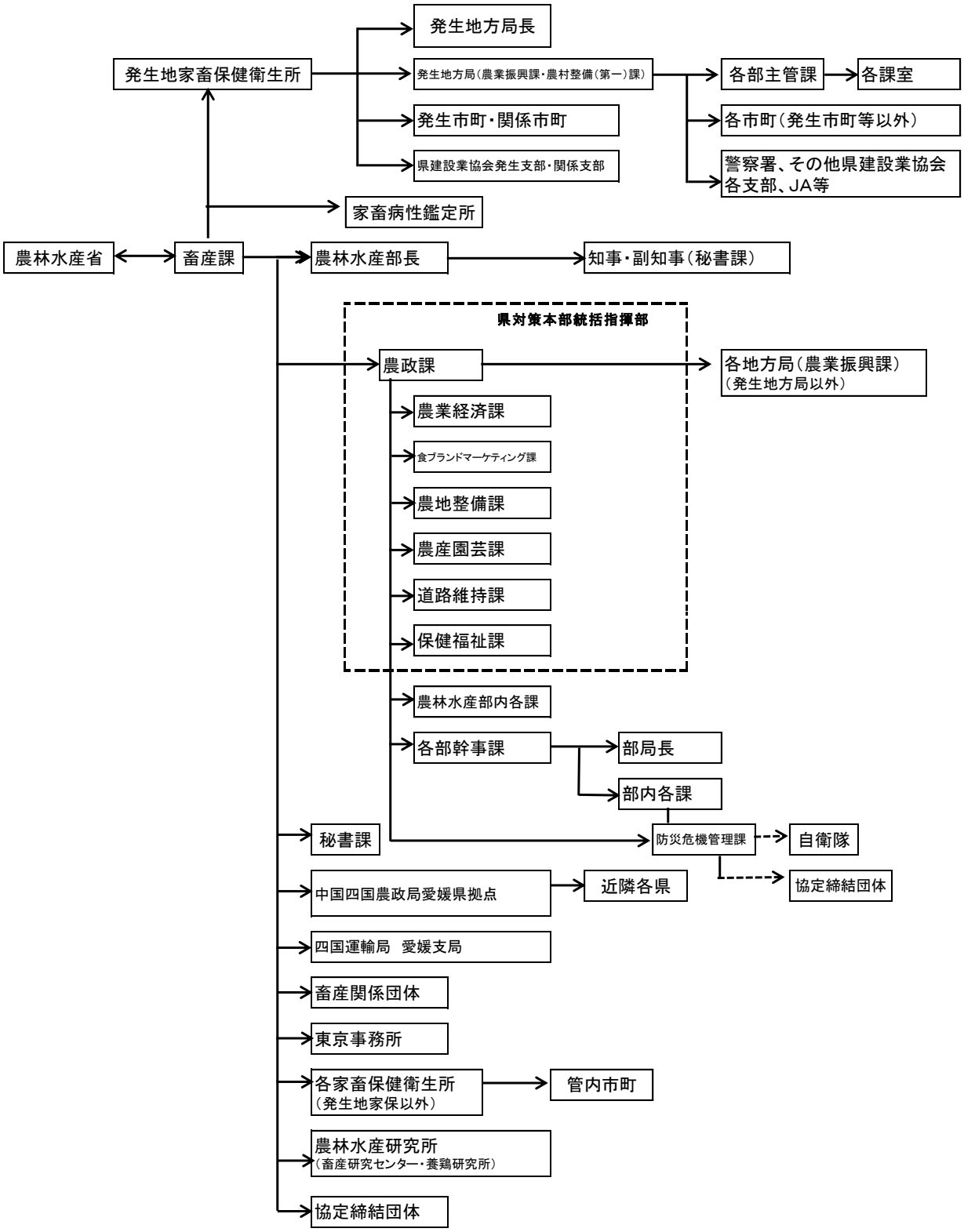
3　災害派遣要請の判断基準

災害派遣要請を検討する際には、「緊急性」、「非代替性」、「公共性」の要件に適合するかを厳格に判断するものとする。

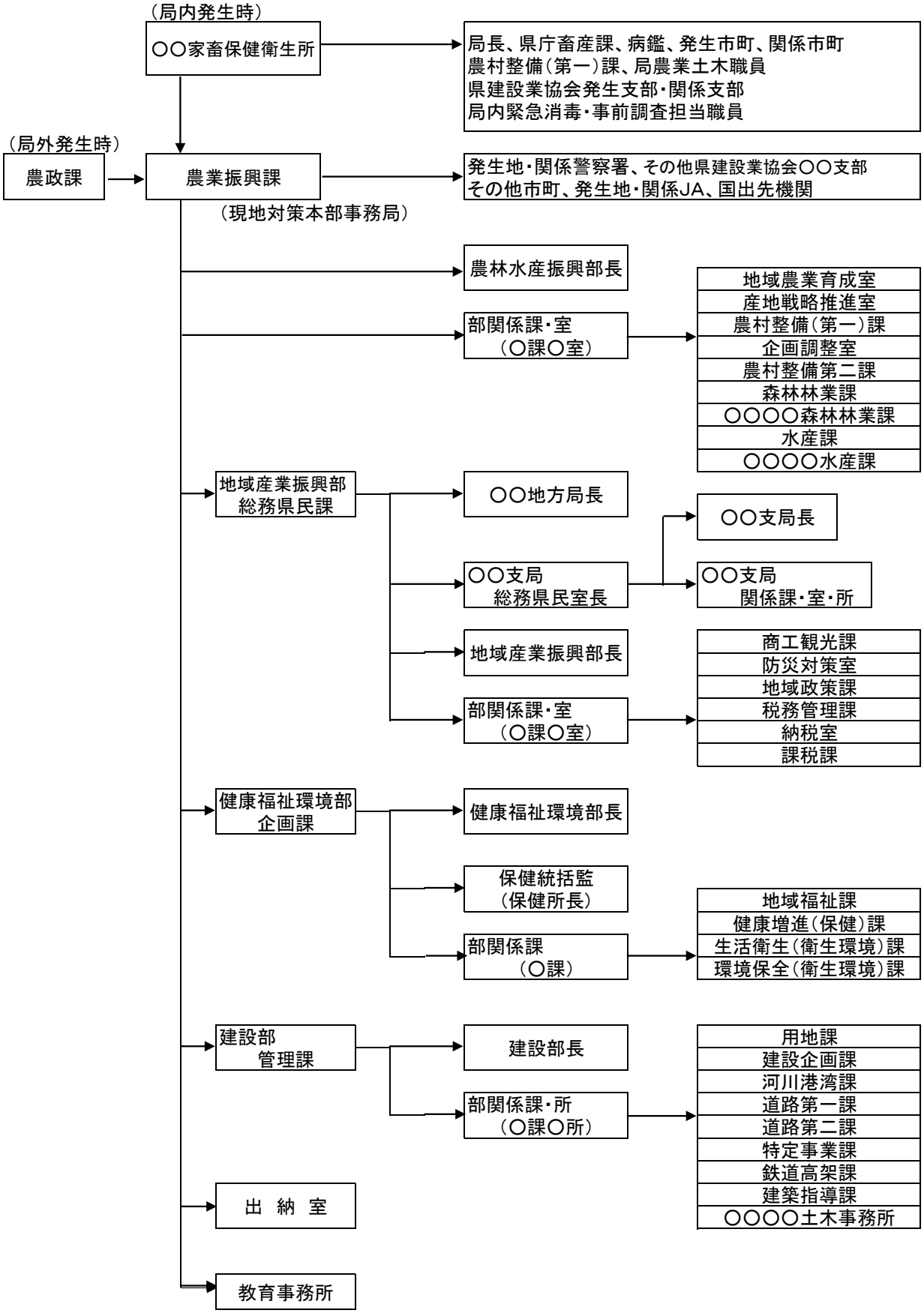
4　非代替性の判断について

民間事業者の活用により必要な人員が確保できる状況にある場合は、「非代替性」を満たすとはいえず、災害派遣要請を行う検討段階には至らないことを改めて確認しておくものとする。

○病性判定時の連絡体制


発生地方局長
発生地家畜保健衛生所
発生地方局（農業振興課・農村整備（第一）課）
各部主管課
各課室
発生市町・関係市町
各市町（発生市町等以外）
県建設業協会発生支部・関係支部
警察署、その他県建設業協会各支部、JA等
家畜病性鑑定所
農林水産省
畜産課
農林水産部長
知事・副知事（秘書課）
県対策本部統括指揮部
農政課
各地方局（農業振興課）（発生地方局以外）
農業経済課
食ブランドマーケティング課
農地整備課
農産園芸課
道路維持課
保健福祉課
農林水産部内各課
各部幹事課
部局長
部内各課
秘書課
防災危機管理課
自衛隊
協定締結団体
中国四国農政局愛媛県拠点
近隣各県
四国運輸局　愛媛支局
畜産関係団体
東京事務所
各家畜保健衛生所（発生地家保以外）
管内市町
農林水産研究所（畜産研究センター・養鶏研究所）
協定締結団体
必須
必要に応じて

○地方局における疑い事例発生時及び病性判定時の連絡体制



第２章　発生予防対策
第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
第２　平時からの取組及び発生に備えた体制の構築・強化
１　県の取組

（１）家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

ア　家畜防疫員及び獣医師等

畜産課は、初動における家畜防疫員の確保に努めるとともに、一時的又は緊急的に必要な場合は、既存に任命した者以外の家畜防疫員の確保が行えるよう、県獣医師会と協議してリストアップを行うとともに、フォークリフト等の特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。特殊自動車は、防疫措置には不可欠なため、家保職員での操縦者の育成に努める。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームとの連携について確認するとともに、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

イ　現地防疫対策班係長

家保職員や保健福祉部所属の家畜防疫員の他、県の畜産関係地方機関に所属する職員から動員する。

（２）国から提供を受けた海外における最新の発生状況等に関する情報について、家保は必要に応じ、速やかに、FAX、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、市町及び関係団体等に周知する。

（３）愛媛県飼養衛生管理指導等計画に基づき、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導等を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、家きんの所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。

（４）外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。

（５）家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への

理解及び協力を得るために、100 羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10 羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

ア　法第 51 条の規定に基づく農場への立入検査

イ　研修会の開催

なお、ア及びイの措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては 10 万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

（６）農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域（法第８条の２）の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、と畜場等の家畜取扱施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

また、GP センター、ふ卵場等に対して、万一の発生時、制限区域内における規制内容や例外規定等について十分周知し、衛生管理の徹底を図る。

（７）発生時に制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システムを活用して整理する。この際、家保は、種々の農家調査等を利用して、随時、データ更新を行う。

（８）防疫資材の確保、備蓄

ア　備蓄の量及び場所

家保は、大規模農場での発生にも対応できるよう県内最大飼養規模での発生を想定した防疫資材を準備し、備蓄用資材倉庫に保管する。衛生資機材に加え、夜間作業用の照明、現場での責任者が携帯する無線機等も備蓄しておく。

イ　備蓄方法

（ア）資材管理

① 搬出がスムーズに進むよう資材の重量、搬出順、搬出先等を考慮し保管する。

② 資材は、持ち出しやすい単位で包装又は梱包し、分り易い箇所に資材名、数量、整理番号等を明記する。

③ 備蓄資材リストにある各資材の名称を統一する。

ウ　備蓄資材一覧表

備蓄資材一覧表には、名称、規格、数量、用途、保管棚 No、使用期限、更新予定

年度等を記載し、数量の増減、種類の追加、移動等があった場合、その都度一覧表を更新するとともに、定期点検時及び必要に応じて畜産課へ報告する。

なお、平時における各家保の資材担当者は、防疫課長の下、正副２名（うち１名は指導課職員）を配置し、資材等の管理を行う。

エ　点検

（ア）作動状況確認

以下の機器類については、定期的に点検し、作動状況を確認する。

・動力噴霧器

・照明機器等、電気及び電池を使用する機器

（イ）使用期限のある物品の交換

使用期限のある消毒薬等については、資材一覧で期限を確認し、期限が間近なものについては定期的に交換する。

（ウ）劣化資材の点検

ゴムを使用している資材等、劣化が予想され資材一覧表に更新年度が記載してある資材については、定期的に点検を行い、必要に応じて更新する。

オ　不足資材の緊急時資材調達先一覧表

想定規模を超える発生により資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、緊急時資材調達先一覧表を作成する。

カ　国との連携

国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、定期的に国に確認を行う。

キ　畜産課の役割

畜産課は、家保が行う防疫作業に必要な資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

（９）消毒ポイント候補地の選定

家保は、平時から、消毒ポイントについて、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を地図情報システムに登録し、あわせて住宅地図等の詳細地図を準備する。また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど、緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備することが望ましい。

また、畜産課は、高速道路における消毒ポイント設置場所について、高速道路ＩＣを管理するＮＥＸＣＯ西日本及び本四高速と事前協議を行う。なお、候補地については、第 13 の１「消毒ポイント設置の考え方」に基づき選定を行うものとし、地図情報システムを活用した整理を行う。

（10）関係機関・団体等との緊急連絡体制の整備

発生時には、近隣県との連携や、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、畜産関係団体等の協力が必要になることを踏まえ、これら近隣県、市町、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きん飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連絡体制を整備する。また、市町、関係機関や関係団体等との間で緊急連絡簿を作成し、年度当初に名簿を更新する。

(11) 危機管理体制の構築

発生時に県関係部局、近隣県、市町、警察、県建設業協会等の協定締結団体、県獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図る。

また、食鳥処理場といった家きん集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(12) 公衆衛生部局等との連携

発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

(13) 民間獣医師等との連携

近年、経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家保と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

(14) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、動物衛生課に報告する。

ア　農林水産部局、畜産・農業関係団体のみではなく、農林水産部局以外の県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。

（ア）県職員

本庁知事部局においては、畜産課が動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。また、地方局においては、家保が年度当初に局内各課の動員者の事前の選定を依頼し、動員体制を整備する。

（イ）市町・畜産関係団体

県職員のほか、市町職員や畜産関係団体等からも動員者を確保する。なお、家保は平時から所轄市町や畜産関係団体と役割や動員数について協議を行う。

イ　県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

ウ　焼埋却処分のため発生農場内等で使用する重機等及び操縦者等は、県と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「県建設業協会」という。）との「家畜伝染病発生時における支援活動業務に係る協定（以下「協定」という。）」に基づき確保することから、年１回程度、県建設業協会及び各支部と打合せを行い、情報の共有に努める。

エ　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認やリストアップ等を行う。

（15）家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

ア　当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町と連携して周辺住民等への説明を行う。

イ　市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、知事は、法第 21 条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町長に対し、協力を求める。

ウ　家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する県、市町と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、知事は、法第 21 条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、協力を求める。さらに、国が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。

エ　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

（16）焼却施設の選定と調整

焼却処理は、市町（一部事務組合を含む）、民間等の焼却施設を利用して行うこと

が前提であるため、焼却施設の選定については、事前に十分な調整を図る必要がある。

選定に当たっては、先ず焼却施設の処理能力のほか、死体等を入れた密閉容器等の仮置場の有無及びその保管容量、搬入口、施設内移動通路、炉内投入方法、密閉容器等の重量・大きさ制限を確認する。

また、「死体等の発生農場外への搬出と焼却施設への運搬」と「焼却施設への緊急搬入」の作業が必要であり、他の処理法に比べウイルスを散逸させるリスクが高くなることから、発生農場と焼却施設との間及び焼却施設周辺の家きん飼養施設の分布状況、その間の道路の交通事情等を考慮してバイオセキュリティを確保できる運搬経路及び運搬方法が見込めること、周辺住民等(場合によっては施設従業員を含む。)の理解を得ることに留意する。

なお、市町（一部事務組合含む）の一般廃棄物焼却施設の使用にあっては、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省廃棄物対策課長通知）に基づき、適切に処理するものとする。

(17) 大規模な家きんの所有者のうち、特に家きんの飼養羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

(18) 本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家保や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家保や担当獣医師等の第三者の有識者の視点を活用するよう助言する。なお、家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、生きた家きん等の出荷がないと確認された農場は、対象から除外する。

(19) 鳥インフルエンザ発生時においては、迅速かつ的確な防疫対応を実施する必要がある。このため、平常時より、発生時の業務負担軽減および業務効率化に資する事前準備を計画的に講ずるものとする。具体的には、必要資材・機材の整備及び管理体制の確認、関係情報の整理・統一、集合施設における動線の見直し、並びに関係職員に対する必要な研修・説明の実施等、発生時に円滑な業務運営が確保されるよう体制整備を推進する。これらの取組により、発生時の事務処理負担を軽減し、現場における防疫措置の円滑な遂行を図るものとする。

２　市町の取組

市町は、平時から次の体制を整えるとともに、発生に備えた事前準備に協力する。

（１）国及び県の取組に協力する。

（２）家保と連携した防疫演習及び庁内研修会等を開催し、本病対策及び初動体制について検討を進め、実効的な組織体制を整備、点検する。

（３）家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

（４）市町対策本部の設置に係る体制整備

（５）発生時における職員派遣体制の整備

（６）埋却地に係る市町有地のリストアップ等の協力

（７）焼却に係る市町所有焼却施設のリストアップ等の協力

（８）防疫作業を行うための集合施設、現場指揮所及び消毒ポイントに係る候補地選定の協力

（９）家きんの小規模所有者（飼養羽数 100 羽未満）及び愛玩鳥所有者に対する広報誌による高病原性鳥インフルエンザの正しい知識の啓発・普及を行う。愛玩鳥所有者については、飼養実態調査を実施し、飼養場所等の把握に努める。

（10）その他、防疫措置の実施に当たって必要となる作業の協力

３　関係団体の取組

関係団体は、下記の取組や作業を受け持つ。

（１）国及び県の取組に協力する。

（２）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

（３）家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

（４）団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施

（５）県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員の確保

（６）その他、事前準備への協力

４　関連事業者の取組

（１）消毒による病原体の拡散を防止するための措置を講じる。

（２）国及び県、市町の取組に協力する。

５　家きんの所有者の取組

（１）飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他

の措置を適切に実施するよう努める。

（２）大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。

（３）１及び２に規定する県や市町の取組に協力する。

第２節　浸潤状況調査

第３　発生予察のための監視

１　定点モニタリング

（１）野鳥の飛来地周辺に所在する農場（家きんの飼養農場をいう。以下同じ。）、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、１家保当たり３戸の農場を選定し、原則として６月から９月までの間に毎月１回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。

なお、定点モニタリングの対象とする農場については、以下の条件を考慮して選定する。

ア　渡り鳥が休息、繁殖することが知られている、又は、集まるような湿地、湖、池、河川等に近接している農場

イ　野鳥（他の野生動物も含む）が周辺で頻繁に確認される農場

ウ　あひる（あいがもを含む）等の水きん類を飼養している農場

エ　開放型の家きん舎で飼養している農場

（２）当該農場の検査を行う家保の家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんの周辺家きん）を対象に、血液を検体として採材し、病鑑へ搬入する。

（３）病鑑は、（２）で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

２　強化モニタリング

（１）県内の家きん農場（原則として飼養羽数 100 羽以上）について、95%の信頼度で20%の感染を摘発できる最大 14 農場（水きん飼養農場（100 羽以上のあひる（あいがもを含む。）を飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行う）を無作為に選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、県内の全農場を飼養規模別（100 羽以上 1,000 羽未満、1,000 羽以上 10,000 羽未満、10,000 羽以上）にグループ分けし、各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表で無作為に抽出（階層別無作為抽出）する。

（２）当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から５月までの間に計画的に実施する。
（３）当該農場の検査を行う家保の家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽を対象に、血液を検体として採材し、病鑑へ搬入する。
（４）病鑑は、（３）で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

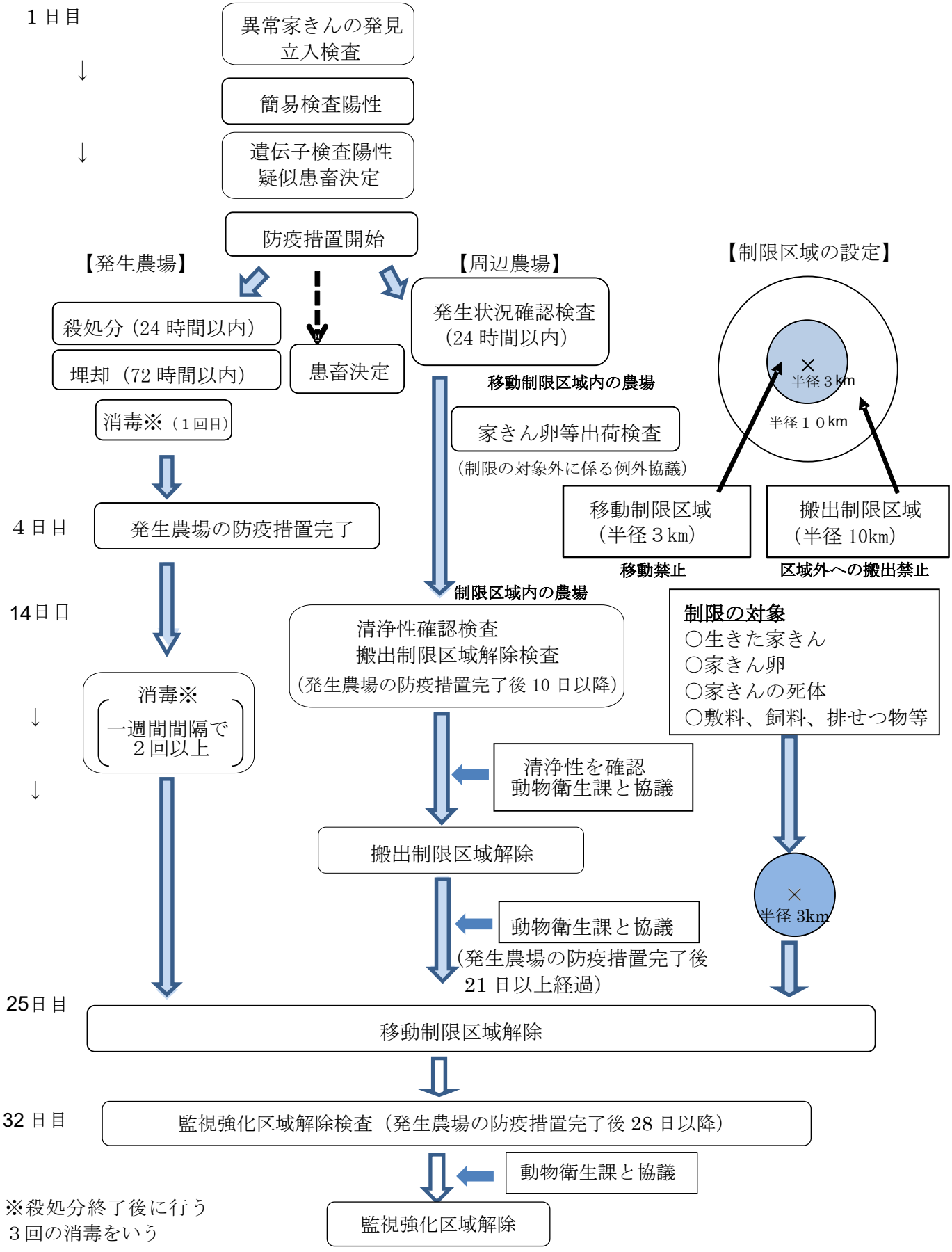
３　モニタリング結果の報告等

（１）家保は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく畜産課に報告し、畜産課は速やかに動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。
（２）畜産課は、病鑑から報告を受けた定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、動物衛生課に報告する。

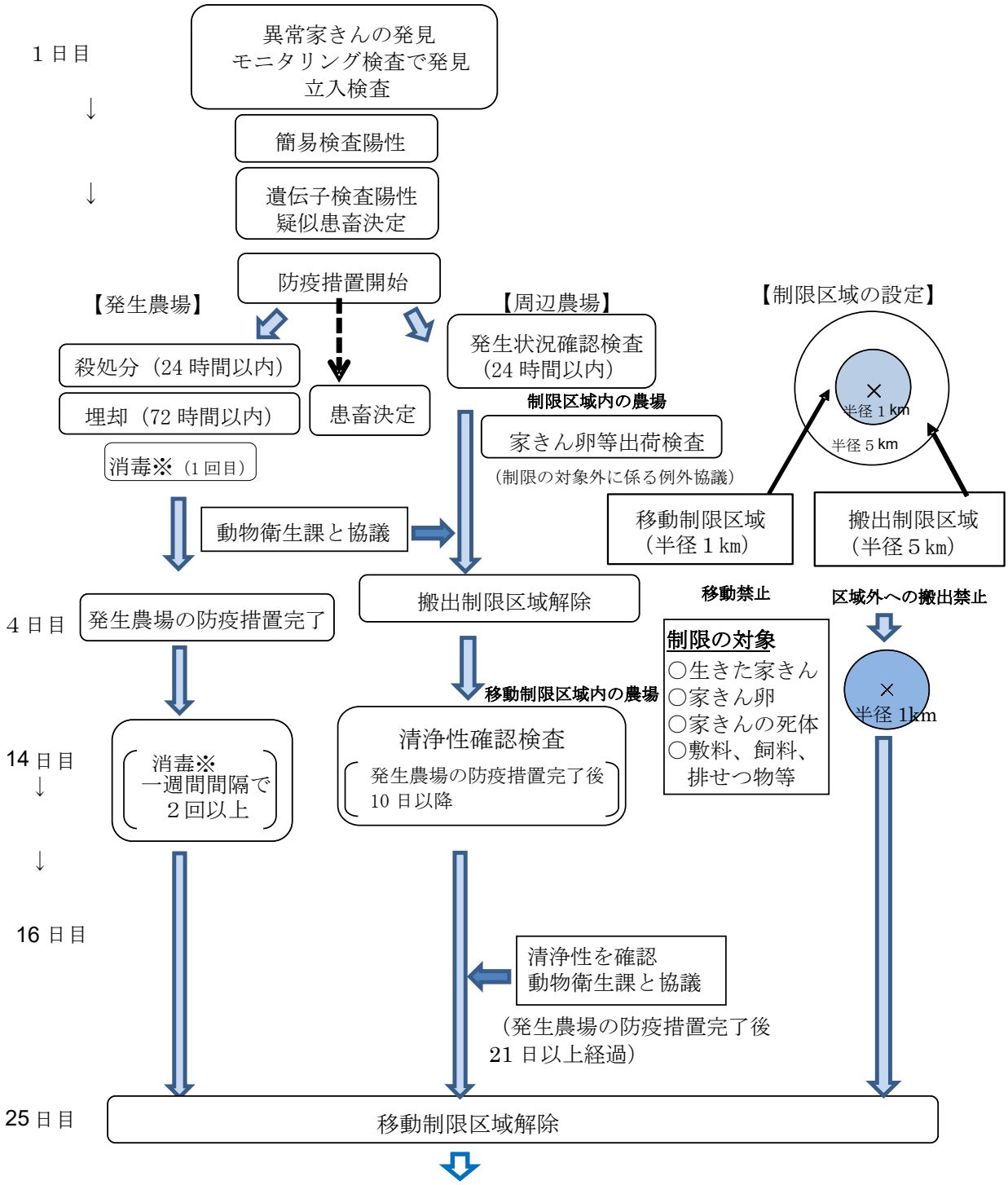
４　モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。
（１）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
（２）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
（３）立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、病鑑で行う H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場の調査に立ち入らないこと。

高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要



低病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要



異常家きんの発見～簡易検査陽性までの対応

第３章　まん延防止対策

第４　異常家きん等の発見及び検査の実施

１　家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

（１）届出を受けた家畜防疫員は、「異常家きんの届出を受けた際の聞き取り様式（様式１）」により聞き取りを行い、次の場合は（２）の移動自粛等の必要な措置を届出者に指示し、家保所長にその概要を報告する。なお、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

ア　家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※対象期間：当日から遡って 21 日間

（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間）

イ　民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

ウ　ア及びイのほか、次に掲げる場合など本病の感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

（ア）鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

（イ）５羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

（ウ）家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 83 条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 14 条第１項、第 19 条の２第１項、第 23 条の２の５第１項又は第 23 条の２の 17 第１項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第 83 条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 23 条の 25 第１項又は第 23 条の 37 第

１項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からＡ型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合

（２）（１）の届出を受けた場合、家畜防疫員が届出者等に対して行う指導は以下のとおりとする。

ア　家きんの所有者から届出があった場合

（ア）異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。

（イ）当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

（ウ）農場の出入口を１か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

（エ）農場外に物を搬出しないこと。また、家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。

（オ）異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触することがないようにすること。

イ　獣医師から届出があった場合

（ア）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、本病ウイルスの拡散を防止するようアの（ア）から（エ）の助言及び指導をすること

（イ）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

（ウ）帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。

（エ）異常家きんが本病の患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）本病と判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

ウ　食鳥処理場から届出があった場合

家保から連絡を受けた畜産課は、県の食鳥検査員を派遣している食鳥処理場からの届出の場合は薬務衛生課と対応を協議する。

所轄家保所長は、家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては以下の（ア）から（カ）並びに第４の２に準じた措置を、出荷農場においては第４の４に準じた措置を講ずるよう指示する。

また、異常家きんが県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合

には、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。なお、都道府県畜産主務課から異常家きんの出荷農場が本県に所在する旨の連絡を受けた場合には、畜産課は直ちに所轄家保所長に対し、家畜防疫員を出荷農場に派遣し、第４の４に準じた措置を講ずるよう指示する。

（ア）異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。また、必要に応じて当該食鳥処理場に出入りする関係者に情報提供すること。

（イ）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が鳥類の飼養施設等に出入りしないよう指導すること。

（ウ）従業員等（異常家きんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下（エ）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

（エ）従業員等及び（ア）の情報提供を受けた者のうち異常家きんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下「処理場入場者」という。）は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

（オ）異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。

（カ）異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（キ）高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（３）家畜防疫員から（１）の報告を受けた家保所長は、報告内容を確認の上、立入検査を実施する旨を畜産課及び家畜病性鑑定所（以下「病鑑」という。）に連絡するとともに、様式１を畜産課に回覧板等（時間外・休日の場合は LoGo チャット）で直ちに送信する。

２　家保による農場での検査等（緊急立入検査等）

１の（１）の報告を受けた家保所長は、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

（１）出動

病性鑑定に必要な携行資材を確認し車両に積み込む。原則として、管轄家保職員３名（うち２名は家畜防疫員）が現場に急行する。休日及び複数件の届出等、人員が不足する場合は、畜産課に動員を依頼する。

（２）農場立入

農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、家保に到着時間を連絡する。検体搬送者１名は農場外で待機し、２名の家畜防疫員は防疫服等を着用して家きん舎に入り、届出内容、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、その他必要事項について、「異常家きんの症状等に関する報告（様式２）」（以下「現地調査票」という。）に基づき、聞き取り調査を行う。

（３）異常家きんの臨床検査

臨床検査では、鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、家きんがまとまっての死亡又はうずくまり等の有無について行う。

なお、２つ以上の家きん舎がある場合は、原則として異常家きんのいない家きん舎には立ち入らない。

（４）簡易検査

家畜防疫員は、農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては８羽以上（８羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも２羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

農場で簡易検査を実施する場合、原則、検査対象家きんをまとめて実施する。

また、簡易検査の検体については、原則として、鶏を対象とした場合に１羽につき気管スワブを１検体として実施する。鶏以外の家きんを対象とした場合に１羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを１検体として実施する。死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検出検査（ＰＣＲ検査及びリアルタイムＰＣＲ検査）及びウイルス分離検査用の材料とする。なお、採材したスワブは病鑑から事前に配布された保存液に入れる。

（５）報告

家畜防疫員は、簡易検査終了後、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状

況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を家保所長に報告し、家保は、必要事項を記入した現地調査票に撮影した写真を添えて畜産課へ報告する。

（６）経過観察

簡易検査で全ての検体が陰性の場合であっても、毎日、当日の死亡羽数を含む異状の有無を報告するよう農場に求め、死亡羽数が通常程度にまで落ち着くまで経過観察を行う。この間、必要に応じて、簡易検査等を行う。

３　畜産課における措置

（１）異常家きん等の届出時の対応

畜産課は、異常家きん等の届出により本病を否定できない症状を呈した家きんの病性鑑定を実施するとの家保からの報告に基づき、直ちに緊急準備活動に着手する。

ア　家保から報告を受けた家畜衛生係長は、畜産課長に速やかに報告するとともに、課内で情報を共有する。

イ　異常家きんの届出の内容が１の（１）のアからウに該当する場合は、動物衛生課に電話連絡し、異常家きん報告書（様式１-１）を電子メール等で送信する。また、各家保所長に対し、家畜防疫員の待機と緊急連絡網及び防疫資材等の確認を指示する。

ウ　発生地家保所長に対し、周辺農場の家きんの飼養状況等の衛生関連情報を整理し、当該農場との関連場所（家きんの移動、人の出入り、飼料運搬車の出入り等）について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始するよう指示する。

（２）立入検査結果の報告を受けた場合の措置

ア　家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

（ア）同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

（イ）簡易検査によりＡ型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

（ウ）民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

イ　動物衛生課と協議の上、発生地家保所長に対し、法第 32 条第１項に基づき当該農場の次に掲げるものの移動の制限をするよう指示する。

（ア）生きた家きん
（イ）家きん卵（ただし、GP センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）
（ウ）家きんの死体
（エ）家きんの排せつ物等
（オ）敷料、飼料、家きん飼養器具

ウ　発生地家保所長に対し、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学関連事項等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施等について必要な指示を行うとともに、陽性判定時に備えた準備活動を指示する。なお、この時点においては情報管理の徹底を図る。

エ　知事に報告するとともに、県対策本部構成員に連絡し、動物衛生課と調整の上、県対策本部の設置及び県対策本部会議の開催に必要な準備を行う。

オ　近隣各県家畜衛生担当者へ情報提供を行う。

カ　病鑑所長に遺伝子検出検査、ウイルス分離等の検査実施を指示する。

キ　発生地家保所長から現地調査票（様式２）及び「異常家きん飼養農場に関する疫学調査等の報告（様式３）」（以下「疫学調査票」という。）が届き次第、動物衛生課に提出する。

ク　発生地以外の家保所長、畜産研究センター長、養鶏研究所長に、職員の待機と緊急連絡網及び防疫用資材等の確認を指示する。

ケ　防疫作業に従事する家保職員等（家畜防疫員）の動員体制を緊急整備する。

４　発生地家保における緊急準備活動

３の（２）のアにより畜産課が動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、直ちに次の措置を講じる。

（１）発生農場に立入した家畜防疫員が行う措置

ア　病性判定のための検体採材及び搬送

気管スワブ、クロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る）、死亡家きんの臓器を検体として採材する。なお、簡易検査で、陽性となった家きんを検体として含む。

イ　当該農場に対し、３の（２）のイの（ア）から（オ）に掲げるものの移動を制限するよう指示する。

ウ　当該農場に立入禁止の立札、バリケードテープ等を貼り関係者以外の者の立入りを制限する。

エ　当該農場への出入口は、原則として１ヵ所に限定し、その他の出入口については、門を閉める、綱を張る等の方法により閉鎖する。

オ　当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

カ　速やかに、当該農場に関する過去 21 日間における次の情報を「疫学調査票（様式３）」に基づき調査し、家保所長に報告する。

（ア）家きんの移動履歴

（イ）当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

a　家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

b　家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

c　堆肥の出荷先

d　種卵の出荷先

キ　家きんの所有者等に対し、家きん舎ごとの飼養羽数、日齢、飼養状況等を記載した資料を準備するよう依頼し、殺処分計画及び防疫措置に必要な情報を収集する。

（２）家保所長が行う措置

ア　家畜防疫員から連絡のあった疫学情報等を疫学等調査票（様式３）に記入し、畜産課へ報告する。

イ　病鑑へ病性判定のための検査を依頼し、畜産課へその概要を報告する。

５　モニタリングで陽性が確認された場合の対応

（１）畜産課は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、第４の２及び第５の 10 の検査並びに各家きん舎ごとに 10 羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。

（２）（１）の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

（３）（２）の検査の結果、Ｈ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第 17 の農場監視プログラムを適用する。

６　野鳥等で感染が確認された場合の対応等

（１）野鳥等の家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

ア　法第 10 条に基づき、当該鳥類その他の動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下、「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山

中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

イ　確認地点を中心とした半径３km以内の区域にある全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

（２）県の野生動物の事務に従事する者（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

（３）野鳥等その他の動物から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、家保は、確認地点を中心とした半径１km以内の区域にある全ての家きん飼養農場に対する電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第10条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

（４）住民等から死亡野鳥の届出を受けた場合には、「愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、地方局森林林業課、家保、市町が連携し速やかに対応する。

（５）動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家きんにまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第10条又は法第25条の２の規定に基づく消毒並びに通行制限及び遮断の措置や法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防疫措置の要請を行う。

簡易検査陽性～病性判定までの対応

第５　病性判定時に備えた準備

１　初動防疫措置及び県防疫対策連絡会議

（１）県対策本部及び現地対策本部を構成する関係各課は、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で、特段の必要があるときは、県対策本部及び現地対策本部の設置前においても、必要に応じ、初動防疫措置をとる。

（２）畜産課長は知事監督の下、家保所長は地方局長監督の下、初動防疫措置を指揮する。

（３）県対策本部及び現地対策本部の設置前に初動防疫措置を遂行するために必要があるときは、知事は県対策本部の構成員等による県防疫対策連絡会議を、地方局長は、現地対策本部の構成員等による現地防疫対策連絡会議を招集する。防疫対策連絡会議では、発生状況の概要説明を行い、情報共有を図るとともに、各班は役割分担について確認し、それぞれが準備に入る。

（４）現地防疫対策連絡会議は、県防疫対策連絡会議にオンラインでの参加に代えることができる。

（５）畜産課長及び家保所長は、初動防疫措置を遂行するに当たり、必要があるときは、発生市町、関係市町や団体の協力を求める。

２　県防疫指導班（畜産課）における対応

（１）動物衛生課への報告

速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも遺伝子検出検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

ア　当該農場における家きん舎等の配置の把握（死亡家きんの発生場所を明記）

イ　周辺農場における家きんの飼養状況の整理

ウ　第２の１の（14）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家きんの殺処分等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保。なお、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援に関する事項については、判明次第（要否の検討を含む）直ちに報告すること。

エ　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地（配置図）又は焼却施設等の確保（農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

オ　消毒ポイントの設置場所の検討

カ　当該農場の所在する市町、近隣各県及び関係機関への連絡

（２）家保への指示

ア　関係機関の連絡

各家保所長に対し、県庁及び各地方局内での連絡体制に基づき、関係機関へ連絡するよう指示する。

イ　備蓄資材の運搬調整

備蓄資材保管家保から搬出する資材及び数量について連絡を受けた後、（一社）愛媛県トラック協会と資材搬送の調整を行う。なお、初動対応に係る備蓄資材の運搬は、運送業者及びリース業者とも早急な手配は困難と予想されるため、県庶務班（農政課）に対して県所有トラックの確保を要請する。確保結果は、備蓄資材保管家保に報告する。

（３）報告及び連絡

県庁及び地方局内での連絡体制により、知事に報告するとともに関係機関へ連絡する。

（４）通行の制限又は遮断に係る協議

先遣隊からの調査結果をもとに、通行制限等の必要性について現地防疫対策班長（家保所長）と協議を行う。

（５）制限区域及び消毒ポイント設置場所の設定

ア　現地防疫対策班（発生地家保）は、地図情報システムにより制限予定区域を出力し、それをもとに制限区域境界付近の家きんの飼養状況等を確認するとともに、県防疫指導班と消毒ポイント候補地について協議を行う。

イ　現地防疫対策班は、作成した地図をもとに、制限予定区域の行政単位表記の選定を市町に依頼する。

ウ　アの結果を踏まえ、制限予定区域の設定及び消毒ポイント設置方針について動物衛生課と協議を行い、その結果を現地防疫対策班に連絡する。

エ　市町が設定した制限予定区域の行政単位表記について現地防疫対策班から報告を受け、病性決定後速やかに細則第 14 条に基づく公示を行うための準備を行う。

オ　現地対策本部で最終選考した消毒ポイントで法第 28 条の 2 に基づく消毒を行うことを決定し、動物衛生課に移動制限区域と合わせて報告するとともに、現地防疫対策班及び県移動規制班（道路維持課）にその旨を連絡する。

カ　全ての消毒ポイントの運営等について、県警察本部に協力要請を行う。

キ　高速道路ＩＣに設置が必要な場合は、高速道路管理者へ設置についての協議を行った上で、その後の事務手続きについて県移動規制班へ依頼する。

（６）動員者のリストアップ支援

発生農場における防疫措置に必要な人員については、事前に調整した県職員等（県庁知事部局、未発生地方局等）、発生市町・関係市町及び関係団体等から確保する。県職員等の動員について、県動員班（農産園芸課）へ要請する。

なお、次の各項目に該当する職員は防疫業務に従事できないことから、現地防疫従事者の対象外とする。

ア　呼吸器疾患、肝臓病、腎臓病、心臓病、糖尿病、血液疾患、神経・精神疾患等で通院加療中の者

イ　医師から重度肉体労働を禁止されている者

ウ　妊娠している可能性がある者

エ　当日体調不良の者

オ　本人又は同居者でインフルエンザ様症状のある者

カ　薬物アレルギーのある者

キ　ア～カにかかわらず、家きんを飼養している者は、防疫業務に従事できない。

（７）県外動員者の受け入れ準備

発生飼養規模によっては、県外動員者の受け入れ時の国との連絡体制及び動員調整、連絡バスの手配等について検討を行う。

３　県対策本部各班の対応

（１）県総務班（農政課）

ア　緊急連絡及び会議室等の確保

イ　必要に応じて開催される県防疫対策連絡会議の準備（オンライン準備）

ウ　県防疫対策本部会議の準備（オンライン準備）

エ　県本部及び現地対策本部との連絡調整

オ　国機関との調整

本病と確定後、農林水産副大臣等の政府関係者と知事との会談が行われる場合の準備及び県に派遣される国職員の控室の確保

（２）県情報班（食ブランドマーケティング課）

ア　発生農場に派遣する記録係への業務説明

イ　県ホームページの開設準備

（３）県市町・団体支援班（農業経済課）

非発生市町及び県域農業団体等（全農、ＪＡ、農協、（公社）愛媛県畜産協会、県県獣医師会等）について、連絡先を確認するとともに、県防疫指導班及び県情報班から提供された報道情報等をFAX、メール等により通知する。

（４）県動員班

ア　各幹事課の動員連絡担当者あて、動員予定者の待機を依頼する。

イ　現地動員者係（地域農業育成室）から動員要請を受理後、県防疫指導班に報告するとともに、県庁と未発生地方局から動員者を確保し、未発生地方局の農業振興課にその人数を連絡する。

確保した人数については、現地動員者係に報告し、作業の割振りを依頼する。

ウ　県防疫指導班、現地動員者係と協議の上、動員者毎の従事内容を割振り、動員名簿（様式 14）に整理するとともに集合場所、集合時間を決定し、連絡簿により動員者に連絡する。

エ　防疫従事者を搬送するバスの手配

（一社）愛媛県バス協会にバスの手配を要請する。

（５）県焼埋却班（農地整備課）

死体等の処理方法に応じ、埋却又は焼却処分に係る技術的助言を行う。

（６）県移動規制班

高速道路インターチェンジにおける消毒ポイントの設置については、県防疫指導

班から設置方針及び箇所数の報告を受け、設置場所について協議する。設置場所決定後、高速道路交通警察隊に対し、道路使用許可申請書及び道路占有許可申請（協議）書を作成・提出する。高速道路管理者（愛媛高速道路事務所（NEXCO 西日本）、本四高速しまなみ今治管理センター）に対し、道路使用許可申請済であることを伝え、消毒ポイントの設置を依頼する。

4　現地防疫対策班（発生地家保）における対応

（１）発生農場概要の整理

発生農場に立入している家畜防疫員から報告された様式１、現地調査票（様式２）、疫学調査票（様式３）等により発生農場概要を取りまとめる。

（２）関係部署及び担当者への届出連絡

疑い事例発生について、県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、県防疫指導班、県疫学究明班（病鑑）、現地総務グループ（農業振興課）、発生市町、関係市町へ必要事項を連絡する。

また、農場事前調査及び緊急消毒に関係する発生地方局農業土木職員、発生市町職員、県建設業協会関係支部及び発生地方局緊急消毒職員へ連絡して協力を要請する。

（３）現地対策本部の設置に係る連絡調整

現地総務グループへ現地対策本部設置及び現地対策本部会議の開催要請をする。県対策本部へのオンライン参加の場合は、その準備も要請する。

（４）備蓄資材の搬出準備（備蓄資材保管家保を中心に行う）

備蓄資材保管家保は、資材搬出の準備を開始する旨、県防疫指導班へ連絡するとともに、発生農場の飼養規模に応じて備蓄資材発送割振リストを作成する。運搬用車両が当該家保に到着後、防疫作業に必要な資材の積込を行う。資材は、初動防疫措置の開始に必要な資材を選択、優先して搬送し、搬送に当たっては、当該家保が中心となり、現地資材運用グループ（森林林業課）等に支援を依頼する。

（５）通行制限又は遮断の決定

ア　現地防疫対策班は、通行制限又は遮断の必要性について県防疫指導班と協議を行い、必要性があると判断される場合は、先遣隊に現地確認を要請する。

イ　先遣隊から現地確認の結果、工事及び落石等の道路状況に問題がなく、通行制限に係る消毒スペース並びに遮断に係る旋回場所が確保され、使用可能との連絡を受けた家保所長は、管轄の警察署長に対し、その内容の届出及び運営への協力要請を行った上で、通行制限又は遮断の実施を決定する。

ウ　市町に対し、関係住民への説明を依頼するとともに、設置準備（現地資材運用グループによる資材搬送、現地農場消毒係員の動員等）を行う。

（６）制限予定区域及び消毒ポイント設置場所の協議

ア　現地防疫対策班は、制限区域境界付近の家きんの飼養状況等を確認のうえ、地図情報システムを用いて制限予定区域全域の地図を作成するとともに、消毒ポイント設置予定箇所を表示する。

イ　県防疫指導班と動物衛生課で決定した制限区域設定方針及び消毒ポイント設置方針に基づき、制限予定区域及び消毒ポイント設置箇所を確定し、地図を完成させる。県防疫指導班は、消毒ポイントの設置箇所及び制限区域の告示（案）を決定する。

ウ　市町に対し、作成した地図をもとに制限予定区域の行政単位表記の選定を依頼するとともに、現地移動規制班（管理課）及び市町に対し、消毒ポイント候補地の現地確認を要請する。

エ　市町から制限予定区域の行政単位表記の連絡を受けた家保は、県防疫指導班に報告する。

オ　現地防疫対策班は、現地移動規制班から消毒ポイント候補地の現地確認結果について、道路状況（工事、落石等）、施設の使用状況及び畜産関係車両の消毒スペースの確保状況等に問題がなく、使用可能である旨の報告を受け、施設管理者、現地移動規制班、市町、管轄警察署及び道路管理者等の関係者と協議の上、消毒ポイント設置箇所を最終決定し、県防疫指導班へ報告する。

（７）制限予定区域内農場及び関連施設リストの準備

制限予定区域内農場、GPセンター及び食鳥処理場リストを作成する。

（８）制限区域内家きん農場の状況確認

制限区域内の家きん農場への異状の有無を電話等により確認する。

（９）情報の伝達

先遣隊が実施した事前調査結果を整理・集約し、現地総務グループを通じて各班・グループ担当課（室・所）へ伝達する。

（10）会議資料の作成・協力

県防疫指導班が作成する県防疫対策連絡会議、県対策本部会議の資料に必要な情報を提出する。

住民説明会の資料を作成する。

５　発生農場での対応

（１）先遣隊による調査の実施

先遣隊は、家きん舎構造に応じた殺処分作業の進め方、埋却地や農場外に搬出する場合の動線、乗り入れ可能な重機等の選定、防疫作業班の編成、規模、地勢、気象等の条件に応じた基本動員計画の過不足、資材の準備など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項に関して調査する。

また、バイオセキュリティを確保するためには、防疫服の着脱や長靴の履き替え、身体の消毒を行う場所等を具体的に決め、汚染エリアと清浄エリアの境界を明確にする。

ア　先遣隊の構成員

病性鑑定を行うため発生農場に立入した家畜防疫員、新たに派遣される家畜防疫員、発生地方局農業土木職員、発生市町職員及び県建設業協会関係支部技術者を構成員とする。

イ　調査の方法及び場所

病性鑑定を行うために立入した家畜防疫員は、農場内の調査を行い、新たに派遣される先遣隊は、発生農場周辺の調査から始める。また、通行の制限又は遮断の必要性についても確認し、必要な場合は農場に隣接する公道等における設置場所を検討する。

（２）緊急消毒

家保職員及び発生地方局緊急消毒職員は、家保で緊急消毒用機材を積載し、発生農場に到着後、直ちに次の作業を実施する。

ア　農場出入口の封鎖に伴う立入禁止看板等の掲示と立入制限

イ　農場出入口における消毒槽あるいは動力噴霧消毒設備の設置と消毒

ウ　家きん舎外部の噴霧消毒、農場の外縁部及び家きん舎周辺への消石灰の散布を行う。

エ　通行の制限又は遮断が必要な場合、関係機関と協議の上、道路管理者等に対し、設置場所において通行の自粛について協力を要請する。ただし、通勤・通学、医療・福祉等の通行等やむを得ず通行する場合は、靴底や車両等の十分な消毒を実施する。

６　発生地方局における防疫措置の準備

現地対策本部班の各班、各グループ及び各係は、以下の防疫措置の準備を行う。

（１）現地総務班

ア　現地総務グループ

（ア）関係部署への連絡

農場での簡易検査結果が陽性となり、本病が強く疑われる旨、現地防疫対策班から連絡を受けた現地総務グループは、県庁及び地方局内での連絡体制に基づき、関係部署へ連絡する。

（イ）現地対策本部の設置と会議の開催の準備

現地総務グループは、県対策本部の設置に備え、現地対策本部の設置及び現地対策本部会議開催に必要な準備を行う。なお、現地対策本部会議は、県対策本部

会議のオンラインの参加に代えることができる。

各班の準備状況を把握し、必要な情報共有を円滑に行うため、各班との情報共有用回覧板を立ち上げ、運用を開始する。

イ　現地市町調整グループ（地域政策課）

防疫措置を連携して行うために必要な市町の連絡先等を決定するとともに、住民説明会の開催準備を行う。

ウ　現地防疫施設運営グループ（総務県民課）

集合施設の設置の準備を行う。

エ　現地動員者・資材確保グループ（地域農業育成室・産地戦略推進室）

（ア）現地動員者係は、各班からの防疫措置に必要な人数を取りまとめ、動員の準備にかかるとともに、県動員班に、防疫作業に係る動員を要請する。また、発生市町及び関係市町並びに畜産関係団体に対し、動員を依頼する。

（イ）現地資材確保係（産地戦略推進室）は、備蓄資材保管家保から備蓄資材一覧表と発送割振リストを受け取るとともに、各班から報告のあった防疫措置に必要な資材を取りまとめ、備蓄資材では不足する資材をリストアップして県庶務班へ報告する。また、現地で購入可能な不足資材については、取扱い業者に在庫状況を確認するなど発注の準備を行う。

オ　現地人員搬送・食料確保グループ（商工観光課）

（ア）人員搬送経路の作成

事前に発生市町とバスの移動経路について打合せを行い、その地図を作成し、防疫従事者搬送バスの運転手へ配布する。配布にあたって、県動員班に地図を送付しバス会社に配布を依頼する。バスが既に出発している場合、集合場所、集合施設で運転手に直接配布することになる。

①集合場所と集合施設間の経路

②集合施設と現場指揮所間の経路

（イ）食料等確保の準備

県防疫指導班と協議の上、集合施設及び現場指揮所等において防疫従事者へ配給する食料等の調達方法を決定する。県防疫指導班は、防災危機管理課に対し、県災害協定を準用し食料調達に係る支援を要請する。

県対策本部で調達可能な場合は、防災危機管理課が確保調整にあたり、当グループと連携しながら食料等の配送準備を行う。

県対策本部が調達できない場合は、当グループが現地で購入可能な店舗をリストアップし、発注準備を行う。なお、飲用水、軽食等の調達については売掛が可能な店舗とする。

カ　現地資材運用グループ

現地総務グループから集合施設、現場指揮所及び消毒ポイント等の報告があり次第、備蓄資材保管家保と連携し、備蓄資材を各地点に搬送するための準備を行う。また、集合施設、現場指揮所に資材管理係を配置する。消毒ポイントについては、現地移動規制班が、消毒ポイント運営の中で資材管理を行うため、当該班の資材管理担当者と連携を図る。備蓄資材は、防疫計画に基づき、品名、規格及び数量等を確認後、集合施設、現場指揮所や各消毒ポイント等へ必要量を仕分け後に運搬し、各所の資材管理係に引き継ぐ。

（２）現地防疫対策班

ア　現地発生農場防疫グループ

（ア）現地防疫調整係は、先遣隊からの情報を基に農場での作業手順等を検討し、基本的な作業計画を県防疫指導班及び各係に伝達する。

（イ）各係は、作業計画に基づき、必要人数及び資材を検討し、現地動員者・資材確保グループに連絡する。

イ　現地地域防疫グループ

（ア）現地埋却地交渉係は、事前の調査内容や先遣隊からの情報を基に埋却候補地の適否を確認する。

注：重機や車両の進入経路は、全体の作業効率を考える上で非常に重要となることから、農場への道路の道幅や駐車、旋回するためのスペースを必ず確認する。

（イ）現地検診係は、発生状況確認検査の対象農場に対し、電話等による臨床検査の実施に向けた準備を行う。また、移動制限区域内の家きん及び家きん卵等の出荷に伴う検査に必要な資材を準備する。

（ウ）現地地域疫学係は、発生農場から聴取した疫学情報を基に関連農場や関連業者等を整理・確認し、疫学関連農場のリストを作成する。

また、鳥インフルエンザ接触者が調査時に判明した際には、当該者に係る情報を整理し、農場関係者名簿として取りまとめた上で、現地健康対策班（保健所）に提供する。

（３）現地焼埋却班（農村整備（第一）課）

死体等の処理方法について、現地防疫対策班の防疫措置方針を確認の上、県建設業協会支部と連携し、埋却の場合は、埋却予定地の掘削準備、焼却の場合は、焼却施設までの搬出準備を行う。

（４）現地移動規制班

４の（６）のウにより、現地防疫対策班から消毒ポイント候補地の確認要請を受け、必要に応じ発生市町及び関係市町と現地確認を行い、設置の適否を現地防疫対策班へ報告する。当該候補地が使用不適となった場合は、現地防疫対策班と協議の上、再

度選定した候補地の現地確認を行う。

また、候補地では、防疫従事者の車両駐車可能台数についても確認する。

（５）現地健康対策班

防疫措置前に防疫従事者の健康状態を確認し、心身の健康維持に努めるとともに、必要に応じ、埋却予定地周辺の水質検査を行う。

7　発生市町の対応

家保から疑い事例の報告を受けた農場の所在する市町は、現地対策本部と連携しながら直ちに次の事項を行う。

（１）市町対策本部の設置と運営

県対策本部及び現地対策本部の設置に伴い、市町対策本部を設置し、県対策本部及び現地対策本部と連携を図り、円滑な防疫活動を行う。

（２）事前調査への職員派遣

発生農場の防疫作業を効率的に進めるために必要な情報収集を行う事前調査　（先遣隊第２陣）に協力する職員を派遣する。

（３）通行の制限又は遮断に係る活動

発生農場に繋がる公道等において、通行の制限又は遮断を行う場合、当該地の現地確認と周辺住民に対しての事前周知を行う。

（４）住民説明会の開催準備

現地市町調整グループと連携し、発生農場の周辺住民への説明会の開催準備を行う（会場手配、開催時期の連絡、出席者の選定・出席依頼等）。開催時には立会し、地域住民の意見等を聴取する。

（５）防疫作業における役割

ア　患畜又は疑似患畜の処分（焼却又は埋却）方法を選択するための助言

イ　埋却の場合に備えた埋却地の選定

選定埋却地に係る水源地、重要文化財等の有無を確認するための立会

ウ　埋却溝の掘削、埋却地における防疫フェンス設置の業者委託を行うための支援

エ　焼却の場合に備えた焼却施設の選定と受入れ作業の支援

オ　県が制限区域を設定するにあたり、制限予定区域の行政単位表記の設定

カ　必要時、現地移動規制班と連携し消毒ポイントの現地確認及び設置場所の協議

キ　発生農場での防疫措置及び消毒ポイント等での作業に必要な人員配置の協力

発生農場や消毒ポイント等での作業に必要な人員を確保し、現地対策本部からの要請により人員の派遣を行う。発生農場での防疫作業は、患畜又は疑似患畜の殺処分、殺処分した死体や汚染物品（家きん卵、家きんの排せつ物、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）の処理、家きん舎等の清掃・消毒等

多岐にわたることになるが、ウイルスの拡散を防止するため、可能な限り、迅速な防疫措置の協力に努める。

ク　自主消毒ポイントの設置の検討及び設置する場合の準備

ケ　評価人の派遣

評価には市町職員が加わることが必要であるため、評価人として家畜防疫員とともに発生農場の患畜・疑似患畜及び汚染物品等の数量を確認し、手当金交付にかかる評価人としての事務を行う。

コ　集合施設の提供と設置準備（発生農場周辺の公民館・体育館など）

サ　現場指揮所設置場所の選定及び設置の協力

シ　市町の防疫従事者の健康調査等の協力

ス　防疫作業により発生する一般廃棄物の処理

セ　その他、県から依頼を受けた防疫作業

ソ　相談窓口の設置に係る協力

人の健康被害を想定した健康相談窓口の設置の広報を行い、風評被害や無用の混乱を防ぐ対策を行う。

（６）広報活動

ホームページや広報誌等により住民に本病の発生や防疫措置に係る対応等を周知するとともに、愛玩鳥の所有者に対して防疫の協力及び異常家きん等の届出について周知を行う。特に、移動制限区域内の小規模所有者について、制限区域の効力が実質的に発揮されるよう本病の周知及び防疫活動について関係団体及び区長等に協力を依頼するとともに消毒、観察の徹底等について連絡する。

愛玩鳥等を飼養している学校及び幼稚園等に本病発生についての周知を行うとともに、検診等の防疫活動に対しての協力を依頼する。

（７）移動制限・搬出制限解除以降の対応

ア　発生農場等の監視活動への協力

イ　埋却場所の保全に努める。

ウ　家保と連携して経営再開に向けた対応の推進に努める。

８　その他の市町の対応

発生市町以外で、簡易検査で陽性と判明後に、移動及び搬出制限区域となることが予想される市町については、家保から疑い事例発生の情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。また、それ以外の市町については、家きんの所有者へ発生防止対策の周知に協力する。

（１）制限区域の設定への協力

制限区域の行政単位での表記設定に協力する。

（２）消毒ポイントの設定及び運営のための動員への協力
　　消毒ポイントの設置や動員者の派遣を行う。
（３）その他、県から依頼を受けた防疫作業

９　関係団体の対応

関係団体は、国、県等が行うまん延防止対策に協力する。
（１）国及び県の取組に協力する。
（２）家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。
（３）関係者への本病発生の周知及び防疫活動に対する協力、まん延防止対策を実施する。
（４）県及び市町が実施する防疫措置への支援及び人員を確保する。
（５）その他、防疫作業へ協力する。

10　県疫学究明班（病鑑）の対応

（１）県疫学究明班は、以下の検査を行う。
　ア　Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子を検出するＰＣＲ検査及びリアルタイムＰＣＲ検査
　イ　ウイルス分離検査
（２）次のいずれかに該当する場合には、県防疫指導班は動物衛生課とあらかじめ協議の上、県疫学究明班に簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は核酸遺伝子抽出物を動物衛生研究部門に送付するよう指示する。
　ア　簡易検査が陽性となった場合
　イ　ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI 試験（抗体の HA 亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離され HA 価が 8 倍以上であることを確認した場合。送付すべき尿膜腔液の量は、原則として 500μl 以上で、送付用チューブの容量の範囲で可能な限り多い量とするが、特別な事情がある場合には、動物衛生研究部門に確認する。
　ウ　（１）のアの遺伝子検出検査の結果、H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

11　動物衛生研究部門への材料送付

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に検体を送付することを決定する。県疫学究明班は、県防疫指導班から検体送付の指示を受け、直ちに検体を送付する準備を行う。なお、病性鑑定依頼書（様式４）は電子メールにより提出すること。
（１）初発生時

輸送担当職員（県疫学究明班員）は、梱包した病性鑑定材料を、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵又は冷凍で動物衛生研究部門へ直接持参する。県防疫指導班は、輸送担当職員の確保が困難な場合は（２）の手続きを行う。

（２）続発時

検体は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究部門（茨城県つくば市）に搬入する。病鑑は、出発便の調整を行った後、県防疫指導班に連絡する。県防疫指導班は、東京事務所に出発便を連絡し、受取職員の調整を行う。病鑑は、東京事務所に依頼する場合に備え、運搬に係る手順書を備え付けておくこと。

12　農場関係者及び先遣隊の健康管理（現地健康対策班）

（１）保健所は家保に対し、家きん農場の家族・従事者及び業者（以下「農場関係者」という。）及び初動防疫に従事する家保所職員等の名簿の作成・提出を依頼する。なお、家保において、農場関係者名簿の作成が困難な場合には、保健所が農場関係者の名簿作成を行うものとする。その際、家保はあらかじめ家畜所有者に対し、保健所の名簿作成への協力に対して同意を得ることとする。

（２）保健所は、農場関係者の健康調査を実施する。

ア　健康調査

（ア）インフルエンザ様症状の有無等の健康状態を確認する。

（イ）健康調査を行った結果、必要と認める者には医療機関（かかりつけ医）の受診を勧奨。

（ウ）最終接触後 10 日間は、健康観察（1 日 2 回の検温等）を行うよう要請するとともに、その結果を農場責任者等へ毎日報告することを要請する。

（エ）健康観察期間中は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう指導するとともに、やむを得ず外出する場合はマスクの着用を指導する。

イ　症状を呈した者への対応

鳥インフルエンザの感染を疑うような症状がでた場合は、かかりつけ医等に事前相談の上で速やかに受診し、結果を農場責任者及び住所地を管轄する保健所に連絡することを指導する。

（３）現地防疫対策班は、農場関係者の健康状態の確認を行い、体調不良者は業務に従事させないように徹底する。なお、先遣隊として初動防疫に従事する者については、第８の３に基づき、防疫業務従事後に健康調査を実施する。

13　防疫従事者の動員

（１）県防疫指導班は、第２の１の（14）に基づき事前に策定した動員計画及び疫学調

査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

（２）県対策本部及び現地対策本部は、策定した防疫計画に基づき、市町、警察、県獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。

（３）（１）の動員計画において、市町や関係団体等の協力を得ても人員が不足する場合は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員への派遣要請について、動物衛生課と協議する。

（４）防疫従事者

ア　県職員

防疫活動に必要な県職員の動員は、県対策本部長及び現地対策本部長の命により、県動員班及び現地動員者係が行う。事前に待機を依頼した動員予定職員の参集にあたっては、県動員班及び現地動員者係が、動員予定職員に集合時間及び集合場所を周知し、業務の適正配置を行う。

イ　家畜防疫員

（ア）県内家畜防疫員

県防疫指導班は、既存の家畜防疫員に不足を生じる場合は、必要に応じて以下の者を家畜防疫員に任命の上、動員する。

a　畜産の知識を有する県職員

b　民間獣医師

c　市町職員で獣医師の資格を持つ者

（イ）県外家畜防疫員

県防疫指導班は、県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況になった場合には、動物衛生課に、不足人数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、法第４８条の２に基づく県外家畜防疫員の派遣調整を依頼する。派遣された県外家畜防疫員は、殺処分等の発生農場における防疫作業の責任者として配置する。

ウ　警察署

現地総務グループは、発生地を管轄する警察署に動員を依頼する。なお、警察署職員の現地派遣依頼は、県対策本部が県警察本部と業務について協議が完了後に行う。

エ　市町・関係団体

現地動員者係は、発生市町、関係市町及び関係団体に防疫作業への協力及び動員を依頼し、集合時間及び集合場所を周知する。

オ　国からの緊急支援チーム

発生後直ちに農林水産省等の職員（と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、県の具体的な防疫措置をサポートする）が派遣されることから、県防疫指導班は現地防疫対策班への配置を行う。

第６　集合施設及び現場指揮所における防疫準備対応

１　集合施設の設置と運営

集合施設は、防疫従事者が発生農場に入るための事前準備、防疫従事者の健康調査並びに必要資材の配布及び保管を行うための施設である。このため、本施設は、発生農場等に比較的近く、かつ、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）に設置する。

（１）設置及び運営

現地防疫施設運営グループは、現地対策本部長の指示により集合施設を設置するとともに、下記の班、グループ（係）と連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

ア　現地健康調査グループ

イ　現地人員搬送・食料確保グループ

ウ　現地資材運用グループ

エ　県情報班

（２）集合施設運営責任者の配置

現地防疫施設運営グループ長は、集合施設運営責任者１名を選任し配置する。なお、明確に識別できるようにベストを着用する。

集合施設運営責任者は、集合施設の運営を統括するとともに、（１）のアからエのグループ（係）との連絡調整を行う。集合施設の運営状況等については、現地防疫施設運営グループ長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

２　現場指揮所の設置と運営

家きんの殺処分や畜舎消毒などの防疫措置を円滑に推進し、作業後の防疫従事者によるウイルス拡散防止を図るため発生農場の隣接地にコンテナハウスやテントを使った現場指揮所を設置する。

現場指揮所は、防疫作業の進捗状況の管理、現地対策本部や県防疫指導班との情報伝達などを担うものとする。

（１）現場指揮所の役割

ア　殺処分、汚染物品処理、焼埋却処分等に係る現場責任者との連携の他、現場作業の指示、県対策本部並びに現地対策本部への現地での進捗状況を報告する機能を有する。

イ　防疫措置を行うための現地発生農場防疫グループや現地焼埋却班等の詰め所

ウ　発生農場で使用する防疫資材の仕分及び保管場所

エ　防疫従事者の防疫服の着脱、待機及び休憩所

オ　発生農場から退場する防疫従事者の消毒場所

（２）設置及び運営

現地防疫調整係長（原則、防疫課長）は、現場指揮所を設置するとともに、現地資材運用グループと連携して運営する。当該施設は、発生農場における防疫作業を実施している期間設置する。

（３）現場指揮所運営責任者の配置

現地防疫調整係長は、現場指揮所運営責任者（工程管理責任者も兼務）として配置する。なお、明確に識別できるようにベストを着用する。現場指揮所運営責任者は、原則、現場指揮所を拠点に、現場指揮所の運営を統括するとともに、現地焼埋却班、現地防疫調整係及び現地資材運用グループと集合施設との連絡調整を行う。

現場指揮所の運営状況等については、現地防疫対策班長を通じ現地総務グループへ定期的に報告する。

３　防疫従事者等の健康管理（現地健康対策班）

（１）現地動員者係に、防疫従事者の名簿提出を依頼する。

（２）健康調査の事前準備

ア　集合施設及び作業場所を確認する。

イ　現地連絡調整グループは、現地健康調査グループの人員配置を計画する。

（３）健康調査の内容

ア　防疫業務の従事前後に、インフルエンザ様症状の有無等を確認し、防疫業務従事の適否を判断する。

イ　防疫業務従事の間及び終了後（最終接触から）10 日間は、健康観察を行う。

ウ　防疫作業終了後は、所属で健康状態記録票の確認等により、防疫従事者の健康状態を把握する。なお、防疫従事者の体調に異常があった場合、各所属の健康観察責任者は、速やかに医療機関を受診するよう促す。

（４）症状を呈した者への対応

各所属の健康観察責任者は、健康観察期間中の防疫従事者から、かかりつけ医等を受診した結果、インフルエンザＡ型と診断された旨の報告があった場合、直ちに防疫従事者の居住地保健所に報告する。

第７　病性の判定

１　病性等の判定

病性の判定並びに患畜及び疑似患畜の判定は農林水産省が次のとおり行い、当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県防疫指導班に通知される。

（１）異常家きんの届出があった場合

ア　死亡率の推移、家保が行う臨床検査、簡易検査及び病鑑が行う遺伝子検出検査（PCR 検査又はリアルタイム PCR 検査をいう。以下同じ）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

イ　アにより病性が判定されなかった場合には、病鑑が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。

ウ　イにより病性が判定されなかった場合には、イにより分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

ア　インフルエンザウイルスが分離された場合には、病鑑が行う遺伝子検出検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

イ　血清抗体検査のみが陽性となった場合には、家保及び病鑑が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。

（ア）再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。

（イ）再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、病鑑が行う遺伝子検出検査の結果に基づき判定する。

（ウ）（イ）により病性が判定されない場合には、病鑑が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

（エ）（ウ）によりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行う HI 試験の結果に基づき、第 17 の農場監視プログラムの適用を判断する。

２　患畜及び疑似患畜

（１）高病原性鳥インフルエンザ

ア　患畜

（ア）分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

（イ）遺伝子検出検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ HA 開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

イ　疑似患畜

（ア）患畜が確認された農場で飼養されている家きん

（イ）死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

a　患畜又は疑似患畜（（イ）（ａ）を除く。以下同じ。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん。

b　遺伝子検出検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

c　分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査により H5 若しくは H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しくは H7 亜型であることが確認された家きん

d　血清抗体検査により H5 又は H7 亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

（ウ）（イ）に掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

（エ）患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

（オ）第 14 の１の（２）の疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きん

（カ）第 14 の１の（２）の疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（（イ）に掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

【留意事項】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

イの（イ）のａに基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家

きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんはイの（イ）のａに基づき判定された疑似患畜とみなす。

（２）低病原性鳥インフルエンザ

ア　患畜

分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

イ　疑似患畜

（ア）患畜が確認された農場で飼養されている家きん

（イ）血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検査により H5 又は H7 亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

（ウ）分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査により H5 若しくは H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しく H7 亜型であると確認された家きん

（エ）血清抗体検査により H5 又は H7 亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

（オ）（イ）から（エ）までに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

（カ）患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに揚げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに揚げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って７日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

（キ）第 14 の疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）の病性判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

（ク）第 14 の疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（（イ）から（エ）までに掲げる家きんに限る。）と接触した

ことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

【留意事項】患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、県防疫指導班は、第7の2の（1）のイのd及び同（2）のイの（カ）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

（1）本病感染の否定

ア　発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと

イ　1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること

ウ　全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと

（2）飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合。

ア　衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること

イ　全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が2cm以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること

ウ　定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内のため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること（4）農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと

エ　農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

（3）その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

ア　家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際

に自宅等で入浴した場合を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること

イ　飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと

ウ　敷地内にＧＰセンター等又は食鳥処理場が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

【留意事項】患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

県防疫指導班は、第７の２の（１）のイのｄ及び同（２）のイの（カ）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを飼養する農場に対し、第 11 の１の（１）のアに規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項】同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合、次の措置を講じることで、患畜又は疑似患畜が確認されていない他の農場（以下「非発生農場」という。）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

（１）非発生農場における本病感染の否定

ア　全家きん舎において、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。

イ　１日の家きんの死亡率が対象期間の平均の２倍未満であること（第４の１の（１）のアに準じる。）

ウ　全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去７日間接触していないこと。

（２）非発生農場における家きんの取扱い

県防疫指導班は、非発生農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを第 14　の１の（２）の疫学関連家きんとして取り扱うとともに、当該農場に対して、第 11 の１の（１）の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

（３）飼養衛生管理基準の遵守の徹底

非発生農場において飼養衛生管理基準が厳格に遵守されていること。

（４）発生農場における防疫措置時のまん延防止対策の徹底

第７の２により患畜又は疑似患畜であると判定された場合は、

ア　原則として、速やかに、発生農場から非発生農場への病原体拡散防止のため、農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置等を行うこと。

イ　必要に応じて、非発生農場との境界にブルーシート又はパネルの設置、家きん舎の排気口への不織布又はフィルターの設置、家きん舎内外の消毒薬噴霧等により、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずること。

ウ　集卵ベルトを介して、発生農場から非発生農場へ家きん卵（種卵を含む。）を搬入させないこと。

エ　発生農場の家きん舎等の１回目の消毒が完了するまで、集卵ベルト稼働時は、発生農場から送り出されるベルトについて、非発生農場に入る前の地点で消毒を実施すること。

病性の判定以降の措置

第８　病性判定時の措置

１　家きん所有者及び周辺農場等への説明

（１）県防疫指導班は、第７の２により家きんが患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を動物衛生課から受けた場合には、速やかに現地防疫対策班長に対し、当該家きんの所有者にその旨を説明するとともに本病の概要、法に基づく所有者の義務、県の防疫方針を説明するよう指示する。現地防疫対策班は、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについては、当該家きんの所有者が殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

（２）（１）の場合、現地防疫対策班は、当該農場から半径３キロメートル以内の農場及びその他県防疫指導班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地についても情報提供する。

（３）（２）により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（４）家きんが患畜及び疑似患畜でないと判定された場合には、その旨を現地防疫対策班（発生地家保所長）から当該家きんの所有者に連絡するとともに、県庁及び地方局内での連絡体制により関係者等に連絡する。また、届出に係る異常の原因についての調査を行い、その結果について所有者に説明するとともに、県防疫指導班から

動物衛生課に報告する。

2　対策本部の設置

（1）県対策本部

県対策本部の設置については、県防疫指導班と動物衛生課が十分に調整の上、原則、農林水産省と同時に設置し、公表する。

県総務班は、県防疫指導班から、県対策本部を設置するとの連絡を受けた場合に、県対策本部会議を開催する。

（2）現地対策本部

現地総務グループは、現地防疫対策班長から、対策本部の設置要請を受けた場合に、現地対策本部の本部員を招集し、県対策本部の設置に併せて現地対策本部を設置するとともに、現地対策本部会議を開催する。現地対策本部会議は、県対策本部会議にオンラインでの参加に代えることができる。なお、現地対策本部会議には、必要に応じて関係市町及び関係団体等の防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。

3　発生農場の防疫作業内容の決定

現地防疫対策班は、先遣隊の情報及び発生市町との協議内容等を踏まえ、県防疫指導班等と十分協議し、県対策本部の方針の下、発生農場における作業手順、家きんの死体や汚染物品等の処理方法（焼却、埋却、発酵による消毒等）、防疫従事者の必要人数及び受入体制等を決定する。なお、防疫体制の準備が整い次第、現地総務班へ報告する。

4　関係団体等への情報提供

県市町・団体支援班は、県対策本部設置後、速やかに、県内各市町、ＪＡ等関係団体に情報を連絡する。また、県防疫指導班は近隣各県等に情報を連絡する。

また、県防疫指導班から連絡を受けた全ての家保は、市町や関係団体等の協力を得て、100 羽以上飼養している家きん所有者へ本病発生に係る情報を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家きんの早期発見、早期届出を行うよう徹底する。

5　報道機関への公表等

（1）患畜又は疑似患畜であると判定されたときには、県防疫指導班は動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、原則として国と県が同時に報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表を行う。

（2）病性判定時の公表については、県防疫指導班が公表内容（発生概要及び今後の対

応方針等）を作成し、県情報班が報道機関への公表及び県ホームページへの掲載を行う。

【公表の際の留意事項】

ア　公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の市町名までに止め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

イ　公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。

ウ　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

（ア）プライバシーの保護に十分に配慮すること。

（イ）発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。なお、県情報班が撮影した写真等については、報道機関等からの要請により随時提供する。

（３）公表と同時に、関係部局、県警察本部、市町及び関係団体等に通知（電子メール、FAX 等）するとともに、防疫活動への協力要請を行う。

（４）防疫措置の進捗状況についても、県防疫指導班と動物衛生課で協議の上、必要に応じ、県情報班から報道機関に資料を提供するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者への提供及びホームページ掲載を行う。

６　公示、報告又は通報

（１）発生の公示

県防疫指導班は、法第 13 条第 4 項により本病の発生を公示するとともに、当該家畜又は死体の所在地を管轄する市町及び隣接市町、関係都道府県知事に通報し、かつ農林水産大臣に報告する。

（２）制限区域の公示

県防疫指導班は、病性判定後速やかに、細則第 15 条に基づく公示を行い、規則第 41 条に基づき、その内容について農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

（３）家きん集合施設の開催等の制限の公示

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、法第 33 条、同 34 条の規定により移動制限区域内の食鳥処理場、家きん（食鳥処理場で処理する以外の鳥）を処理する食肉処理場及び GP センター、ふ卵場の事業の実施並びに品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止させ、また、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

なお、この処分は、当該処分の期間、対象、地域、その他処分について必要な事項

をその都度公示するとともに、規則第 41 条に基づき、その内容について農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報する。

７　消毒ポイント設置場所の周知

本病発生確定後、県防疫指導班及び全ての家保は、関係機関にメール等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うと共に、県情報班は、ホームページへ掲載し、広く住民に周知する。

８　相談窓口の開設

県防疫指導班において家畜衛生に関する相談窓口を開設する。また、人の健康及び食の安全等に関することについては県健康対策班及び現地健康対策班が相談窓口を開設し、それぞれ連携を取りつつ県民の不安解消や正しい情報の提供に努める。

９　消毒命令の検討

本病の感染拡大が懸念される場合は、法第９条又は法第 30 条（動物衛生課と協議の上）の規定に基づく消毒命令を検討する。

第９　発生農場における防疫措置

１　発生農場（現場指揮所）での連絡・作業体制

（１）連絡体制（図３）

現地防疫調整係長は、家きん舎別の殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法、消毒方法その他必要な事項について、あらかじめ県防疫指導班と協議、確認し、その方針指示を受けるものとする。

防疫作業中の進捗状況や事故等の問題が発生した場合には、防疫作業責任者（家保獣医師）が現地防疫調整係長に連絡し、現地防疫調整係長が現地防疫対策班長に報告する。現地防疫対策班長は、現地総務グループに報告する。

また、次のア～ウの担当者は、交代時に、防疫作業に支障をきたさないよう時間差を設けて交代する等、適切な引き継ぎを行う。

ア　現地防疫調整係長（総括責任者）

発生農場における防疫作業の現場責任者として、現場指揮所に現地防疫調整係長（原則、防疫課長）を配置し、各係全体の統括、進行管理（工程管理責任者）、現場指揮所の運営を行う。

防疫計画や作業方法については、現地防疫調整係長と防疫作業責任者が、進捗状況を踏まえて協議、決定し、防疫作業責任者は、各係長に指示する。

イ　防疫作業責任者

防疫作業責任者が農場内の各係の作業状況を確認し、各係からの報告事項等につ

いて現地防疫調整係長に連絡するとともに、各係の連携等の調整を行う。

ウ　各係長（殺処分・汚染物品処理係、農場消毒係、評価係）

防疫作業に従事する各係には係長(防疫作業責任者の補佐を努める(家保獣医師、防疫作業の知識や経験を有する他部局獣医師、畜産職、農業職等)、係内の各チームにはリーダー（県職員）を置く。

係長は、チームへ作業の進め方について指示を行うとともに作業の進捗状況、問い合わせ事項等は、防疫作業責任者に報告、連絡、相談し、指示を受ける。

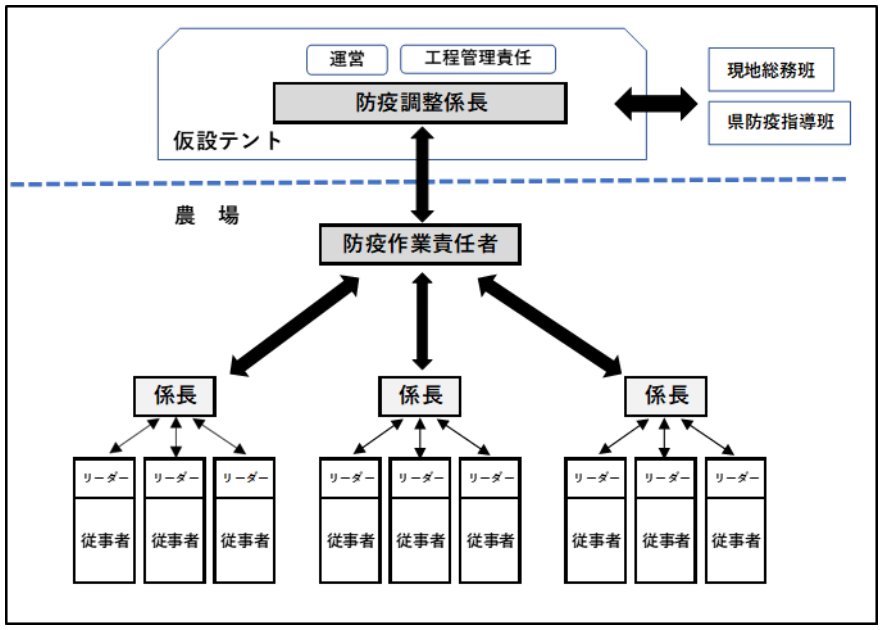


図３　発生農場における連絡体制イメージ図

（２）防疫作業体制（図４）

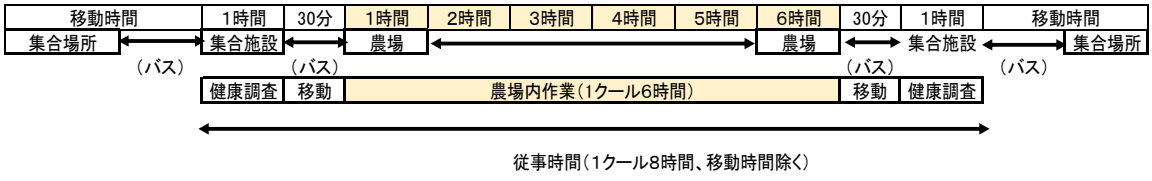
ア　防疫作業

本病発生時の防疫作業は、大きくは殺処分作業、焼埋却作業（死体の処理、汚染物品の処理)、消毒作業の３つに分けることができる。

イ　防疫作業時間

作業は原則 24 時間体制で行うが、作業進捗状況に応じ、作業時間は日中作業に移行する。１クール８時間とするが、作業従事前後に行う集合施設での健康調査約２時間、作業休憩時間約２時間を含む。

（参考）動員者の動き



ウ　殺処分等の目安時間

殺処分は、発生農場における病原体拡散防止措置が完了してから目安として 24

時間以内に完了する。また、殺処分された死体の処理については、72 時間以内に行うものとする。発生農場等に由来する物品（家きん卵、種卵、家きんの排泄物等、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）は、汚染物品として、原則として、焼埋却を行う。殺処分家きんや汚染物品が所在した家きん舎等は、清掃後、消毒を行う。

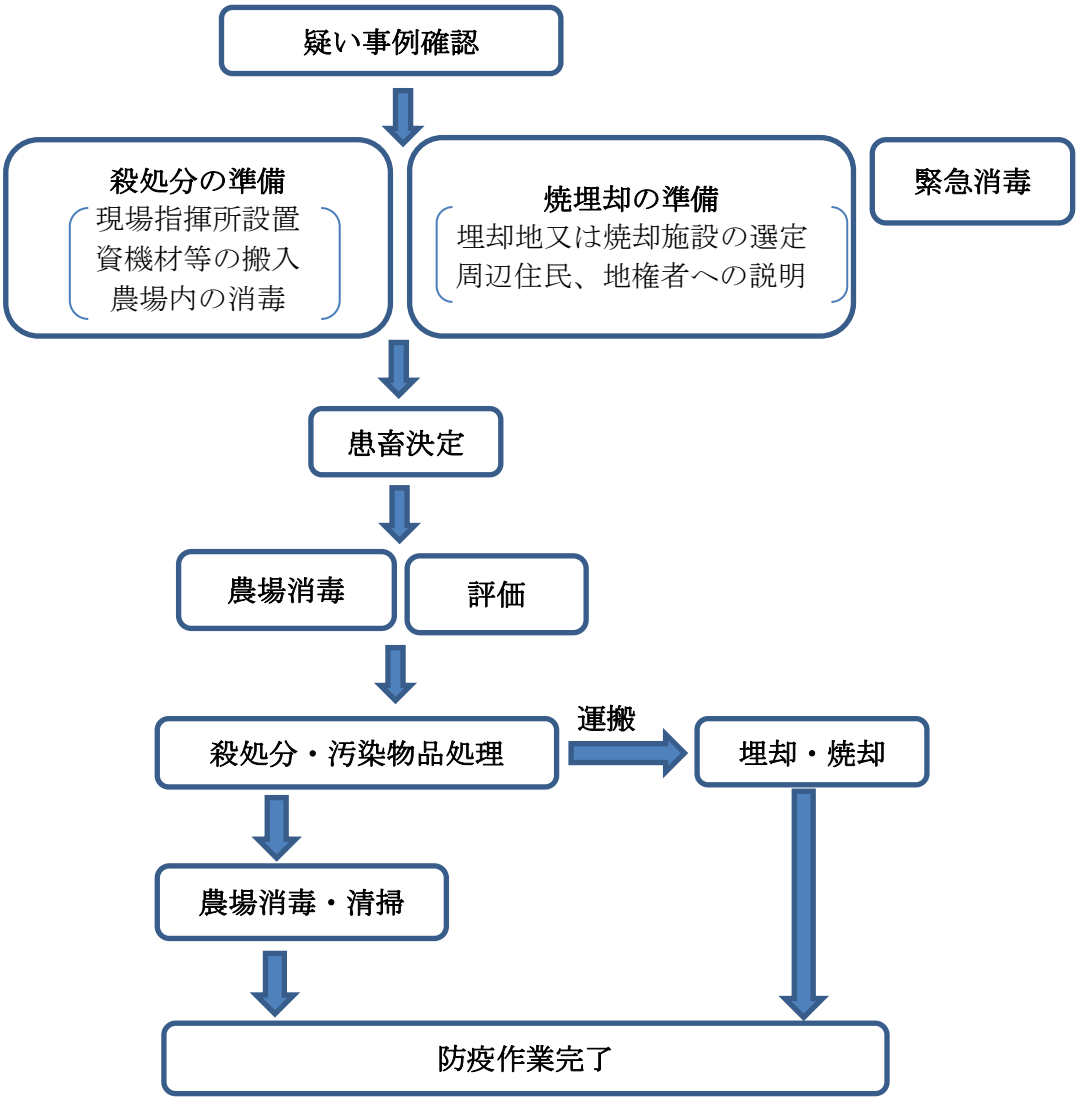


図４　防疫作業体制イメージ図

２　発生農場で防疫作業に係る責任者の配置（明確に識別できるようベスト等を着用）

（１）現地防疫調整係長の役割

現場指揮所に常駐し、作業開始前に、家きん所有者、現地焼埋却班、県建設業協会現場責任者、集合施設運営責任者、現地総務班、その他連絡調整において必要となる者との連絡方法（携帯電話番号等）を確認し、農場内では無線機による連絡、情報共有を図る。

ア　現地対策本部等との進捗状況報告、連絡調整等の工程管理責任者としての役割

評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒等について検討した実施案、作業進捗状況、作業遂行に係る課題等を現地防疫対策班長及び現地総務グループ長、県防疫指導班長に報告し、原則として現地防疫対策班長の指示を受けて発生地の防疫措置を行う。

ホワイトボード等に作業進捗状況等の情報を記入し、防疫資機材の補給、動員過不足に遅滞なく対応する。

イ　防疫作業責任者との連絡調整及び指揮

防疫作業責任者からの作業進捗状況等について随時把握し、適宜、協議を行いながら、必要な指示を与える。

ウ　現場指揮所の運営

現場指揮所の運営を統括し、現場指揮所で従事する防疫従事者を取りまとめ、必要な指示を与える。また、現場指揮所の動線を確保し、清浄エリア、汚染エリアを区分し、外への拡散防止対策を図る。

（２）防疫作業責任者の役割

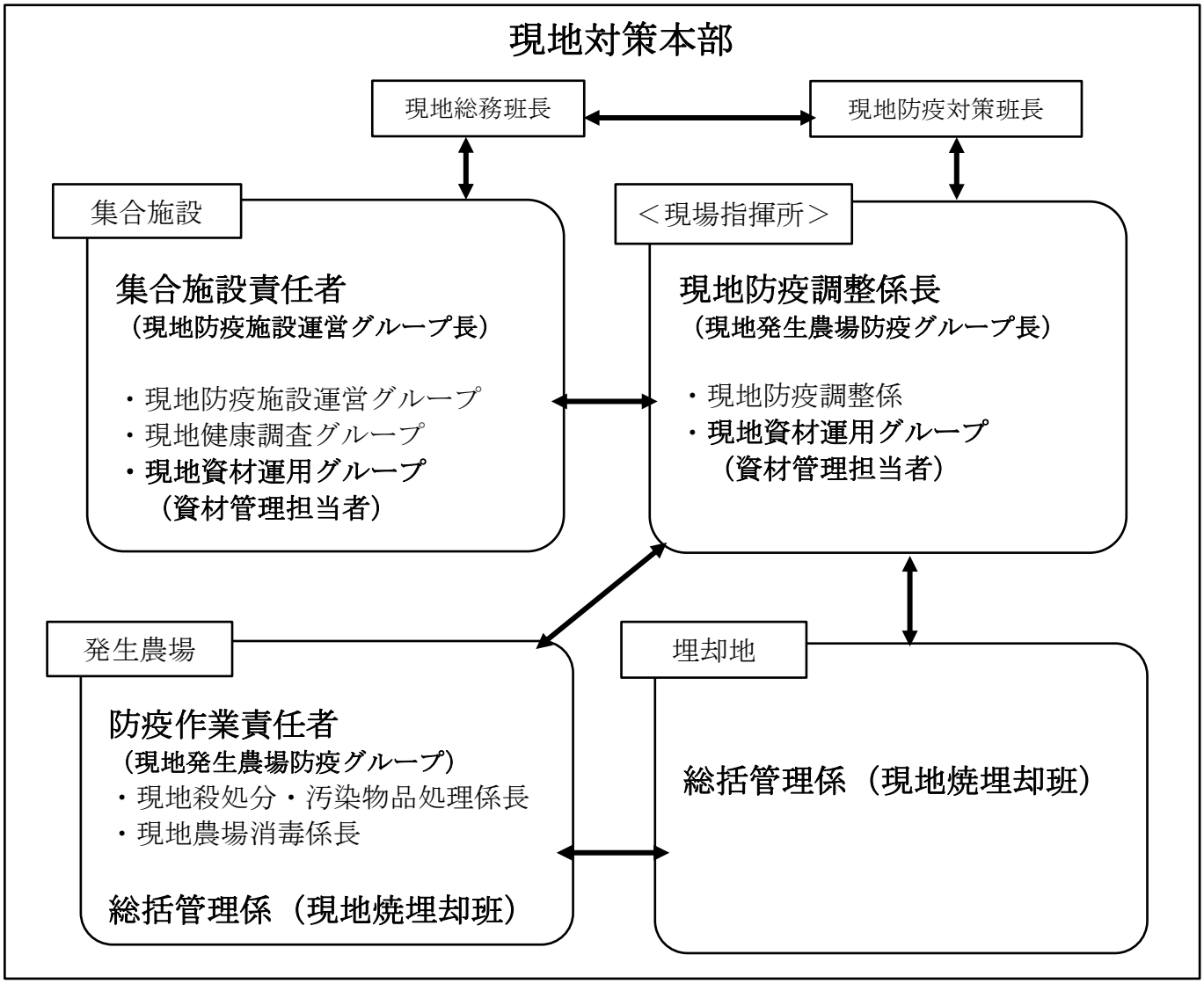
防疫作業責任者は、農場内に常駐し、各係長を統括する。常時、各係長を通じて現場状況の把握に努めるとともに、防疫作業に係る課題、防疫資機材の補給、人員不足、防疫従事者のけが、急病等の状況を随時聴取後、必要に応じて現地防疫調整係へ連絡、協議し、現地防疫調整係長からの指示内容を各係長へ伝達する。

各係長と、防疫従事者のチーム編成を含めて作業実施案を協議し、現地対策本部からの決定内容を共有する。また、防疫従事者到着時の協力依頼及び全体の進捗状況説明、現地焼埋却班並びに県建設業協会現場責任者へ焼埋却その他に係る協力依頼、防疫従事者の作業時間の把握と休憩時間の確保など、全体の作業が円滑に遂行されるよう打ち合わせを行う。

（３）係長の役割

防疫作業責任者と情報の共有を図り、必要な指示を受ける。また、防疫作業責任者にチームの防疫作業に係る課題、資材補給、適切な人員割振り、作業時間の管理や休憩時間の確保等を報告し、チーム員には必要な作業内容を指示する。チーム員からの相談や報告事項に対応する。なお、現地殺処分・汚染物品処理係長は、自ら作業を行わず指示に徹し、各チームの作業状況を十分監督する。班員への指示は、的確に伝わるよう拡声器等を活用する。

＜防疫作業の指揮体制＞



３　発生農場の消毒（現地農場消毒係）

（１）基本方針

現地農場消毒係は、患畜決定から防疫措置完了まで、発生農場におけるウイルスの散逸の防止及びウイルスの不活化を目的として以下の業務を行う。

（２）業務内容及び作業要領

ア　殺処分前にウイルス量の軽減を図るために、発生家きん舎内の消毒を行う。

イ　家きん舎、飼料倉庫及び堆肥舎等関連施設の外壁・屋根を動力噴霧器を用いて、消毒液で洗浄・消毒を行う。

ウ　農場内道路・敷地全面は消石灰を散布して消毒を行う。

エ　農場出入口や農場内で､出入する車両･物品･人を動力噴霧器により消毒を行う。

オ　現地殺処分･汚染物品処理係が殺処分完了後に家きん舎内を清掃した後、家きん舎内の天井、壁面、床面の順に動力噴霧器を用いて消毒を行う。

カ　現地殺処分・汚染物品処理係が汚染物品を搬出した後の飼料倉庫及び堆肥舎等

関連施設もエに準じて消毒を行う。

キ　農場の下水及び排水溝の消毒を行う。

ク　焼埋却しない器具類の消毒を行う。

ケ　殺処分の実施前後に、ねずみ、はえ等の捕獲又は駆除のため、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤等の散布等を実施する。

コ　防疫作業に使用した資機材や重機等の洗浄消毒を行う。

４　家きんの評価（現地評価係）

現地評価係は、本病により殺処分される家きん及び汚染物品等に対する手当金を交付するため、法に基づいて選定された評価人とともに、適切に評価を行う。なお、効率的な評価を実施するため、先遣隊の情報に基づき評価準備を行う。また、手当金申請を迅速に行うため、農場での防疫措置完了後、速やかに手当金算出作業に専念する。

（１）評価物の確認

ア　家きん

現地評価係は、殺処分前に、殺処分の対象となる家きんの日齢、導入日等について確認し、現地殺処分・汚染物品処理係は、代表的な個体を写真撮影により記録する。なお、殺処分を行った羽数については、最終的に現地殺処分・汚染物品処理係が作成する評価記録野帳により確認する。

イ　汚染物品

埋却、焼却の対象となる汚染物品について、現地評価係がその内容や数量を確認し、家きんと同様に現地殺処分・汚染物品処理係が写真撮影により記録する。本病の防疫指針に示されている汚染物品は、以下のとおりであるが、例外もあるため注意が必要となる。

（ア）家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って７日目の日より前に採取され区分管理(汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。)されていたもの、ＧＰセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）

（イ）種卵（ただし、病性等判定日から遡って２１日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（ウ）排せつ物

（エ）敷料

（オ）飼料

（カ）その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（２）評価人の選定

現地防疫対策班長は、評価人として、①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務

員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業の経験のあるもののうちから、それぞれ１名以上選定する。

（３）評価の方法

ア　家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

イ　評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

ウ　現地殺処分・汚染物品処理係は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かるように月齢毎、家きん舎毎に区分して写真を撮影する。

エ　手当金申請添付資料として、現地殺処分・汚染物品処理係は各汚染物品の内容や数量がわかるように写真を撮影する。

（４）評価から手当金申請までの手順

ア　発生農場で収集した家きんの羽数や汚染物品の種類・数量のデータ及びその証拠書類を整理するとともに、現地殺処分・汚染物品処理係が作成した評価記録野帳を回収する。飼養者に種類や数量などについて確認し、これらをもとに評価書を作成する。

イ　評価人は、評価書の内容を確認のうえ、押印する。

ウ　手当金等の交付を受けようとする者は、現地評価係の支援を受けて手当金等交付申請書を作成する。現地評価係は、評価書及び算定根拠を記載した資料、手当金交付申請書を県防疫指導班に提出する。ただし、申請者が代理人である場合は、手当金等交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付させる。

エ　県防疫指導班は、評価意見具申書を作成し、評価書、算定根拠を記載した資料、手当金交付申請書を動物衛生課に提出する。

５　殺処分（法第 16 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他）

（１）殺処分とは、法 16 条による家畜伝染病のまん延防止のためのと殺をいう。

（２）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書（様式６）を交付する。この際には、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法 52 条の３の規定に基づく審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切な殺処分の実施が困難であると認められる場合においては、法第 16 条第３項に基づき、家畜防疫員が殺

処分を実施する。

（３）第７の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１km 以内の区域に位置する農場（第 14 の１の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する（現地農場消毒係）。

（４）患畜又は疑似患畜は、当該農場で、原則として第７の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（３）の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内に殺処分を完了する。

（５）殺処分は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外で殺処分する場合は、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

（６）殺処分は、動物福祉に配慮して、原則として二酸化炭素ガスを用いて行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。

（７）患畜又は疑似患畜の死体は、埋却、焼却等のための箱又は袋詰めをするまでの間、羽毛やふけの飛散を防止し、病原体拡散防止措置を講ずる。

（８）殺処分に当たっては、防疫従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫従事者等の心情にも十分に配慮する。

（９）家きん舎内の家きん羽数のカウントは、殺処分家きんを先に行い、その後、死亡家きんとする。

（10）第２の１の（17）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

６　殺処分の進め方（現地防疫調整係及び現地殺処分・汚染物品処理係）

殺処分は、原則として捕鳥、運搬、殺処分、袋詰め、搬出を担当する防疫従事者からなる作業チームを編成し、作業を行う。基本的な作業内容を以下に示すが、農場規模、構造、飼養羽数などにより作業内容や作業チーム編成を必要に応じて変更することがある。

（１）ケージ式家きん舎の場合（採卵鶏）

ア　埋却の場合

（ア）捕鳥

捕鳥員は、生存家きんのみをケージから取り出し、台車に乗せたポリバケツ（約 100 リットル：二酸化炭素ガス注入のため、あらかじめ穴を２カ所開けておくこと。）

に 10 羽（投入羽数は日齢等に応じ決定）ずつ入れる。

なお、既に死亡している家きんは、生存家きんの捕鳥完了後に収集するためケージ内に残し、ケージにマーキングなどを行う。

（イ）運搬

運搬員は、ポリバケツを乗せた台車を殺処分担当のところへ運ぶ。運搬距離が長い場合は、必要に応じてチームを増やしてリレー方式で行う。殺処分担当へポリバケツを渡した後は、空のポリバケツを取って捕鳥員の所へ運ぶ。

（ウ）殺処分

殺処分員は、運搬員が運んできたポリバケツに二酸化炭素ガスを注入（7 秒程度）する。

（エ）袋詰め

袋詰め員は、殺処分から送られてきたポリバケツの中の家きんの死亡を確認し（鳴き声がやむ、動く音がなくなる）、袋に 10 羽（投入羽数は日齢等に応じ決定）ずつ入れ、結束ひも等で確実に結束後、搬出員へ送る。また、空になったポリバケツは、運搬員へ返す。

※袋への投入羽数は、評価算定のために必要であることから正確に数える。

（オ）搬出

搬出員は、袋詰め員から送られてきた処分家きんが入った袋を、バケツリレー方式で家きん舎外へ搬出する。

（カ）死亡家きんの袋詰め及び搬出など

処分家きんの搬出終了後、家きん舎内のケージに残している死亡家きんを集め、袋に 10 羽（投入羽数は日齢等に応じ決定）ずつ入れ、結束ひも等で確実に結束後、搬出員へ送る。

※袋への投入羽数は、正確に数える。

（キ）投入と記録

搬送された袋をフレコンバッグ（防水処置を要する）等に投入する。この際、処分家きんの数（投入した袋の数）をカウントして現地殺処分・汚染物品処理係長へ報告する。

フレコンバッグ置き場（仮置き場を含む）については、防疫作業の動線確保や重機の進入路などを踏まえる必要があり、現地防疫対策班と現地焼埋却班は十分、協議し決定する。

イ　焼却の場合

（ア）補鳥、運搬、殺処分はアの（ア）～（ウ）の埋却と同様の作業を行う

（イ）袋詰め

袋詰め員は、あらかじめ密閉容器に袋をセットしておく。なお、密閉容器のふ

たは閉めない。

殺処分現場から送られてきたポリバケツ内の家きんについて、鳴き声の停止や動作の消失により死亡を確認した後、袋に 10 羽ずつ（投入羽数は日齢等に応じて決定）投入する。

投入後は、結束ひも等で確実に結束し、搬出員へ引き渡す。また、空になったポリバケツは運搬員へ返却する。

（ウ）搬出

搬出員は、袋詰め員から引き渡された処分家きん入りの密閉容器を、バケツリレー方式により家きん舎外へ搬出する。

（エ）投入と記録

投入に際しては、専用蓋で密閉したうえで、密閉容器をフレコンバッグに収納する。

投入した密閉容器の数量をカウントし、現地殺処分・汚染物品処理係長へ報告する。

（オ）死亡家きんの袋詰め、搬出など

アの（カ）に準じる。

（２）平飼い家きん舎の場合（肉用鶏等）

作業動線が重なり安全が確保できない場合は、作業担当の人数を調整する。また、袋又は密閉容器詰め、搬出が家きん舎の作業スペースの制約で、同時に行うことが困難な場合は、殺処分終了後に行う。作業方法は、（１）のケージ式家きん舎（採卵鶏）に準じる。

7　死体の処理（法第 21 条）（現地焼埋却班他）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第 4 項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第 7 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、５の（３）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却が困難な場合は、動物衛生課と協議の上、一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物処理場で焼却する。状況によっては、動物衛生課と協議の上、国が所有するレンダリング装置や移動式焼却炉を利用する。

なお、やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合

には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

（１）焼埋却場所などへの運搬車両への積込み（現地焼埋却班）

ア　焼埋却場所が発生農場に隣接している場合には、殺処分した家きんは直ちに重機で運搬して焼埋却できるが、焼埋却場所が離れている場合には、ウイルス散逸を防ぐための措置を講じた上で、トラックへ積込み、運搬する。

イ　運搬に当たっては、以下の措置を講じる。

（ア）原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（イ）密閉容器に殺処分家きんを入れた後には、その容器の外装を十分消毒する。

（ウ）積込み後に車両表面を消毒する。

（２）焼埋却場所などへの運搬（現地焼埋却班、現地移動規制班）

ア　運搬ルートは、原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに、消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。なお、移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

イ　焼埋却場所まで家畜防疫員等（家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等）が同行するとともに、運搬後は、車両、資材及び積下ろし場所を直ちに消毒する。

ウ　焼却施設へ運搬する場合には、以下の措置を講じる。

（ア）焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

（イ）積下ろし場所から焼却炉投入場所までシートを敷く。

（ウ）焼却する物品については、数量をカウントする。（焼却実績の報告に必要）

（エ）焼却が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

（オ）焼却処理の完了後直ちに、運搬物等を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路を消毒する。

（カ）移動経過を記録し、保管する。

（３）焼埋却が困難な場合

焼埋却が困難な場合、県防疫指導班は動物衛生課と協議の上、国が所有する移動式レンダリング装置を利用した化製処理を行う（化製処理を行った死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。また、化製処理も困難な場合には、発酵による消毒を行う。

なお、化製処理を行うための死体の移動に当たっては（１）及び（２）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の焼却施設等への移動に当たっては、当該産物の状況に応じて、（１）及び（２）に準じた措置を講ずる。

（４）死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の２の死体の処理が完了したとみなす。

ア　焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器等に入れ終えた時点

イ　発酵による消毒を行う場合、ウイルスの拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

【留意事項】24 時間以内の殺処分の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで５～10 万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで３～６万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。

（５）汚染物品の処理（法第 23 条）（現地殺処分・汚染物品処理係他）

家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

ア　発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。また、処分する汚染物品は、評価記録野帳に記録し、現地殺処分・汚染物品処理係長に提出する。

（ア）家きん卵

病性等判定日から遡って７日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GP センター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。

（イ）種卵

病性判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。

（ウ）家きんの排せつ物等

（エ）敷料
（オ）飼料
（カ）その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

イ　汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

（ア）原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。密閉容器はフレコンバッグ（防水処置を要する）に投入して搬送する。運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講じる。
（イ）積込み後に車両表面を消毒する。
（ウ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
（エ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
（オ）移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
（カ）運搬後は、搬入場所・施設で車両及び資材を直ちに消毒する。
（キ）移動経過を記録し、保管する。

ウ　搬出作業は、搬出員及び農場消毒係に加え、埋却の場合は現地焼埋却班が協力し、ショベルローダー等の重機やフレコンバッグ、密閉容器などの資材を活用しながら進める。

エ　卵等の生産物は、十分に消毒した後に、密閉容器に入れ、フレコンバッグ（防水処置を要する）に投入し、漏出のないよう搬出する。

オ　家きんの排せつ物は、消毒後に搬出・埋却することを原則とするが、困難な場合には、散逸防止措置を講じた上で、発酵によって消毒した後に堆肥化、あるいは焼却する。

カ　敷料、飼料等は、消毒後に搬出する。タンクに保管された飼料は、フレコンバッグ等に詰め替えてから埋却場所へ運搬する。飼料・敷料等は埋却を原則とするが、困難な場合は散逸防止措置を講じた上で焼却、あるいは発酵によって消毒してから堆肥化する。

キ　家きん管理用器具類は、金属製用具等の消毒が容易なものを除き埋却する。

ク　使用後の機器は、効果のある消毒薬を用いて十分に消毒する。なお、直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取った上で、ビニール袋などに包んで十分に消毒してから搬出する。

ケ　消毒後のゴミ（使用した防疫服を含む農場内で発生したゴミ全般）の搬送は、可能であれば、散逸を防ぐためにゴミ収集車（パッカー車、ウイング車など積載物を

密閉できる車両）で行うのが望ましいが、トラック等で搬送する場合には、ビニールシートで覆う等の散逸防止措置を講じる。

コ　医療廃棄物は分別し、二重のビニール袋で覆い、外装を消毒してから適切に処分する。

サ　家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞や塵埃等は隅々まで除去する。家きん舎周囲や飼料倉庫、堆肥舎等関連施設についても同様に清掃を行う。

【留意事項】家きんの排せつ物処理の方法（例）

家きんの排せつ物の処理については、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

①　消石灰を散布し、ブルーシートで被覆する。

②　定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、ウイルス分離検査を実施

③　ウイルス分離検査の陰性を確認した上で、堆肥化処理（発酵消毒）を行う。

④　堆肥化処理の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃まで上がったことを確認する。

⑤　温度が 60℃まで上がらない場合は、さらに 50 日間静置する。

８　埋却作業（現地焼埋却班）

（１）現地本部長（発生地方局長）は発生担当地区の県建設業協会支部長へ、協定に基づく細目５．１（家畜伝染病発生時における支援活動業務の実施について）により、支援活動業務を指示する。家畜防疫員は家きん飼養者へ、あらかじめ、死体、汚染物品の埋却等の指示を行ってから、作業を開始する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式 11)、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式 12））。現地焼埋却班は、作業に先立ち、先遣隊の調査に基づき埋却溝の場所・大きさ、作業動線の確認（路面の状態等)、使用する重機・機材の選定（数量）及び埋却するものの数量等が適当であるか各関係班等と協議する。その上で、下記の順により作業を行う。

なお、エとオの作業は、必要に応じて実施する。

ア　防疫フェンス・埋却運営事務所（埋却地が発生農場の外にある場合）の設置

イ　埋却溝の掘削

ウ　消石灰の散布

エ　ブルーシートの敷設

オ　敷設したブルーシート内面への消石灰散布

※雨天時には、使用する消毒薬の協議を現地防疫調整係長及び防疫作業責任者と行う

カ　患畜又は疑似患畜の死体・汚染物品（以下「死体等」という。）の搬入及び投入
キ　投入した死体等への消石灰散布
ク　埋め戻し
ケ　埋め戻した土及び周辺への消石灰散布
コ　立て看板の設置

（２）埋却作業の実施

ア　編成、機材の調達等

（ア）編成と役割分担

先遣隊が発生農場を調査した結果を踏まえて、事前に編成と役割分担を決める。

（イ）作業前の打合せ

作業を始める前には、現場指揮所で、現場責任者は打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認することが重要である。

[主な確認事項]

a　作業計画、資機材の種類･数量及び保管場所
b　埋却溝の掘削位置、重機の配置、死体等搬入の動線
c　作業の安全確保上の留意事項
d　まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
e　緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応
f　詳細な天気予報
雨天時の作業計画、使用する消毒薬の種類など

（注）埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されることから、作業前に天候に関する情報（特に降水量に関する詳細な予報）を確認する必要があるため、県総務班が松山気象台に照会するなど、その情報を提供する。

（ウ）重機や消毒用機材等の調達

埋却羽数や埋却場所の地形、さらに死体等を搬入するための作業動線などを考慮し、掘削、埋却、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、県建設業協会と十分な協議を行い、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要となる重機や主な機材等は以下のとおりである。

a　掘削、埋却用の重機（油圧ショベル）

掘削用：２台（バケットサイズ・0.8m^3級程度であれば、１日当たり、底幅４ｍ、深さ４ｍ、長さ 10ｍの穴を 15 本程度掘削できる。）

死体等を入れたフレコンバッグ等の吊り下げ用：１台

石灰散布・覆土用：１台

（注）長い穴を掘削する場合、２台を使って両端に向けて掘り進み、ある程度掘り進み埋却が可能になった段階で、１台を覆土に振り向けることが可能。

b　消毒用噴霧器：２基

c　消毒用貯水タンク（500 ㍑程度）：２槽

d　そのほか、ブルーシート、測量杭、木槌又はハンマー、石灰、ロープ、ロープ切断用の鎌又はカッター、鉄板（地盤が弱い場合）、埋却溝の深さ確認用の測量棒など

イ　埋却作業の準備

埋却地の出入口には消毒場所を、また、埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。

（ア）防疫フェンス及び埋却運営事務所の設置（必要時）

ウイルスの散逸防止のため、埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。この場合、埋却作業が円滑に進められるよう、一般的には、防疫フェンスと埋却溝との間に少なくとも７ｍの作業用スペースを設ける。防疫フェンスは、３ｍの高さで鉄パイプを組み、ブルーシート又は寒冷紗をくくり付けて製作する。

なお、埋却地が発生農場の外にある場合は、埋却地に隣接した場所に埋却運営事務所を設置する。

（イ）消毒場所

埋却地の出入口（埋却地が農場敷地内にある場合は農場の出入口）に作業エリアに出入りする車両や重機を消毒するための、消毒場所を設置する。なお、設置に当たっては、消毒場所がぬかるみにならないようにするとともに、消毒薬の埋却敷地外への流出防止策を講じる。

ウ　死体等の埋却

（ア）埋却溝の掘削

a　埋却作業に必要な人員は、埋却羽数や現場の状況によってグループ編成する。

b　埋却溝の大きさについては、地形等が許す限り、底幅４ｍ、地上幅６ｍ、深さは埋却された死体等の上に１ｍ以上の覆土ができる程度（できれば２ｍ以上が望ましい。）とする。

なお、埋却溝は、埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋却溝の深さや法面の取り方が違ってくることに留意すること。また、埋却溝の掘削に当たっては、作業中の安全を十分に確保することが重要である。

c　掘削完了後、地質状況を把握するため埋却溝の状況を写真などに記録し、埋却溝の底面と法面に消石灰を散布する（散布する量の目安は１kg/m^2）。なお、地下水の汚染防止や周辺住民の要望に応じるため、掘削面全面にブルーシートを敷く場合は、ブルーシートが埋却溝に落下しないように杭で固定した上で、消石灰を再度散布する。

（イ）死体等の埋却溝への投入

a　発生農場から搬入される死体等を詰めたフレコンバッグ等に吊り下げ用ロー

プを結びつける。

b　重機を用いて、埋却溝の底面に死体等を詰めたフレコンバッグ等を並べていく。

c　汚染物品は、フレコンバッグ等に詰めた後、重機によって吊り上げ、埋却溝に投入する。

d　死体等の投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する（散布の目安は1 kg/m^2）。

（ウ）覆土

a　死体等を詰めたフレコンバッグ等への消石灰散布後、土を埋め戻して覆土する。この場合、埋め戻した土の上へ重機等を乗り入れることや覆土の転圧は避ける。ブルーシートを使用した場合、家きんの埋却では牛、豚等の場合のような体液噴出等の問題は無視できるので、固定用の杭と共にブルーシートを外し、フレコンバッグ等覆った上で覆土を進めていく。

b　覆土終了後、重機等を用いて埋却地の周辺部分もカバーする形で消石灰を散布する。なお、消石灰は農作物に悪影響を与えることがあるので、散布する際には、農作物が植えられている周辺のほ場に飛散しないよう注意が必要である。

（エ）撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

a　防疫フェンスを撤去し、重機等は洗浄・消毒した上で搬出する。その際には、運転席の足下マットも洗浄・消毒するとともに、重機のオペレーターも全身を消毒し、着用していた防疫用具は廃棄する。

b　重機等を搬出した後、防疫従事者を点呼して人員を確認する。

c　防疫従事者は消毒を行った上で、現場指揮所又は埋却運営事務所に移動、更衣し、防疫用具を廃棄してから汚染エリア外に退出する。

d　廃棄した防疫用具は、フレコンバッグ等に詰め込み、封をした後に消毒し、埋却又は焼却する。

（オ）表示

埋却完了後、病名、家畜の種類，埋却年月日，発掘禁止期間（３年）を記載した立て看板を設置する。

【発掘禁止の立て看板（様式13)】

９　焼却作業（現地焼埋却班）

（１）基本的な作業の流れ

現地本部長は発生担当地区の県建設業協会支部長へ、家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定に基づく細目５．１（家畜伝染病発生時における支援活動業務の実施について）により、支援活動業務を指示する。

家畜防疫員は家きん飼養者へ、あらかじめ、死体、汚染物品の焼却等の指示を行ってから、作業を開始する（患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書（様式 11）、汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書（様式 12））。

また、県防疫指導班は、（一社）えひめ産業資源循環協会との協定に基づき、事前にこれらの処理を行う焼却施設を選定し、選定した焼却施設と契約内容を協議・決定したうえで契約を締結する。

その上で、下記の順で作業を進め、（２）の作業開始に先立ち、焼却施設では運搬車両から死体等を詰めた密閉容器、フレコンバッグ等（以下「密閉容器等」という。）を積下ろす場所から密閉容器等の投入場所までの全ての移動経路にシート敷設作業を行う。

なお、これらの作業は基本的に発生農場外で行うことから、バイオセキュリティを十分に確保しながら進める。

ア　死体等の搬出・積込み

イ　運搬車両の車体消毒

ウ　運搬

エ　焼却施設等の出入口で運搬車両の車体消毒

オ　死体等の積下ろし・搬入

カ　運搬車両の車体消毒・積下ろし場所の消毒

キ　死体等の処理

（２）焼却作業の実施

ア　焼却作業に必要な人員、機材

（ア）人員

焼却作業には、統括管理、焼却作業、車両等消毒、重機オペレーターの人員が必要となる。

（イ）作業前の打合せ

作業を始める前に打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認する。この場合、焼却施設は発生農場とは別の場所にあることから、打合せ内容に不備がないよう注意する。

[主な確認事項]

a　作業計画、資機材の種類･数量及び保管場所

b　重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線

c　作業の安全確保上の留意事項

d　まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）

e　緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応

（ウ）重機や消毒用機材等の調達

焼却処理羽数、焼却する汚染物品の量、発生農場及び焼却施設の配置・構造、死体等の搬出入の作業動線などを考慮し、搬出入、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要となる重機や主な機材等は以下のとおりである。この場合、搬出側の発生農場と搬入側の焼却施設の双方に必要となる。

a　死体等搬出入・移動用の重機

死体等を詰めた密閉容器等の移動等のため、フォークリフト又は油圧ショベル等を調達する。また、重機を利用できない場所では台車等を利用する。

b　死体等運搬用車両

焼却施設の受け入れ・一時保管、処理能力を勘案して必要台数を決める。

c　消毒用噴霧器

d　消毒用貯水タンク（500 ㍑程度）

イ　焼却作業の準備

（ア）消毒場所を出入口に設置するほか、その他の消毒場所は必要に応じ設置する。

（イ）焼却施設が一般に利用される施設であることを踏まえ、搬入・処理の動線が一般利用のものと交差しないよう注意する。

（ウ）バイオセキュリティの確保及び一般的な安全管理の観点から、作業の内容とその手順について再確認を行う。

ウ　密閉容器等の積込み・搬出、運搬、搬入

発生農場以外の場所で埋却する場合の積込み・搬出、運搬、搬入の要領に準じて実施する。

エ　焼却処理

処理そのものは焼却施設に委ねることになるが、処理過程の全てにおいてバイオセキュリティを確保するため、次の措置を講じる。

（ア）死体等を詰めた密閉容器を投入したフレコンバッグの搬入・処理数量の管理

（イ）焼却施設の密閉容器等の積降ろし場から投入場所までシートの敷設

（ウ）以下についての消毒

a　密閉容器等を投入したフレコンバッグの運搬車両

b　焼却施設の出入口から投入場所までの経路沿いにある汚染の可能性のある設備資材及び経路全体（焼却終了後直ちに実施）

c　焼却施設の出入口を出入する車両、人、物品等

d　焼却施設内で密閉容器等を取り扱わない清浄区域から密閉容器等取扱区域に出入する車両、人、物品等

（エ）炉内温度管理等のために要求される死体等の投入手順等の遵守

（オ）焼却の完了確認

設備及び資材の消毒が終了するまでは、家畜防疫員が立会うこと。

（カ）焼却施設での連絡体制

現地焼埋却班は現地総務グループ、県焼埋却班に連絡する。焼却施設を管轄する家保については、県防疫指導班から連絡を行う。

10　殺処分終了後の家きん舎等の消毒（法第 25 条）（現地農場消毒係）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、殺処分の終了後、規則第 30 条の基準に従い、１週間間隔で 3 回以上実施する。

（１）家きん舎、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設の外壁、屋根を動力噴霧器を用い、逆性石けん液等の消毒液で洗浄、消毒する。

（２）農場内道路、敷地全面は消石灰を散布して消毒する。

（３）家きん舎内、飼料倉庫、堆肥舎等関連施設の天井、壁面、床面の順に動力噴霧器を用いて消毒する。

（４）家きん舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、殺処分の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

11　防疫従事者等の安全管理

（１）家きん舎内の構造は、飼養形態や飼養羽数により大きく異なることや、家きん舎内は十分な照明がなく、床が滑りやすくなっている可能性がある。防疫従事者は、家畜防疫員の指示に従い、ケガの無いように作業を行う。

（２）特に夜間の業務は、狭い家きん舎の中又は夜間の暗闇の中での作業となることから、十分な夜間照明を確保し、防疫従事者の安全管理に配慮する。

（３）夜間作業では、日中作業に比べ、著しく作業効率が落ちることや、待機時間も長くなることもあり、防疫作業時間の見直しを随時行う。

（４）他の防疫従事者との不意の接触は、事故を招くおそれがあるため、防疫従事者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進める。

（５）殺処分に使用する二酸化炭素のガスボンベは大変重いため、ガスボンベの転倒による防疫従事者のけが等に注意する必要があり、使用済みのガスボンベは、所定の場所まで移動させて保管する。ガスボンベを設置、運搬する際には、転倒防止のために必ず専用の荷台を使用する。

（６）防疫服を着用しての作業では、体力を激しく消耗するため、休憩を確実に取ることが必要である。現場の責任者は、作業チームの休憩時時間が重ならないよう、計画的に休憩時間を確保する。

【留意事項】非商用農場の確認について

家きん飼養羽数100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等（制限の対象）の出荷がないと確認された農場（以下「非商用農場」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

① 第４の２の検査（異常家きんの届出時に家保が行う検査をいう）時の家きんの飼養羽数が 100 羽未満（だちょうにあっては、10 羽未満）であること。

② 病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん等の移動がないこと。

③ 疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

【留意事項】非商用農場における防疫措置について

非商用農場で発生が確認された場合には、原則として、第９の措置を講じる。ただし、消毒ポイントを設置しないで、当該農場から死体、汚染物品等を移動させる場合には、農場内において運搬車両を十分に消毒する。

第 10　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

１　本病の発生の確認後速やかに、県防疫指導班が必要と定めた発生農場周辺の公道等において、法第15条に規定されている72時間を超えない範囲で通行の制限又は遮断を行う。

ただし、第11の（１）のアの（ア）のア又は（２）のアの（ア）により、第11の（１）のアの（ア）の移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う（非商用農場での移動制限区域の設定をしない場合）。

２　通行の制限又は遮断は、政令第５条の規定に基づき次により行う。

（１）家保所長は、あらかじめ県防疫指導班と協議の上、通行を制限又は遮断するべき場所を決定し、細則第 19 条第 10 号の規定に基づき、管轄する警察署長に届出する。

（２）通行制限又は遮断を実施する際は、適当な場所に立入禁止の立札を立てるとともに、その理由及びその他必要事項（場所、期間、制限の内容等）を掲示する。

（３）制限又は遮断すべき場所への通路には、綱やバリケードテープ等を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その場所をその他の場所と明確に識別できるようにする。なお、周辺住民に対しては、市町を通じてその概要及び必要性を周知する。

3　通行の制限又は遮断の実施は、管轄の警察署の及び発生市町の協力を得て行い、その場所ごとに警察及び市町等を含む現地農場消毒係を配置する。

4　通行の制限については防疫作業に関係しない人、物品及び車両を対象とする。

ただし、通勤、通学、医療、生活必需品確保及び郵便配達等のための通行については、十分な消毒を行った上で認める。

5　法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、72時間を経過する前に、現地防疫対策班が道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

第 11　移動制限区域及び搬出制限区域及び監視強化区域の設定（県防疫指導班）

1　制限区域の設定

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

ア　移動制限区域（法第 32 条）

（ア）県防疫指導班は、第 7 の 2 により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径 3 km 以内の区域について、家きん等（4 に掲げるものをいう。以下本項、イ及び 5 の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第 7 の 2 の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が 100 羽未満（だちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第 14 の 1 の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

（イ）県防疫指導班は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第 4 の 3 の（2）のキに掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径 10km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10km を超えて設定する。

イ　搬出制限区域（法第 32 条）

県防疫指導班は、原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域

（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。ただし、アの（イ）の場合には、移動制限区域の外縁から 10km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、アの（ア）により、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

ウ　監視強化区域

県防疫指導班は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、本病の発生の監視を強化する区域（以下「監視強化区域」という。）として設定する。

（ア）３の（１）のイにより、搬出制限が解除された区域

（イ）３の（２）のアにより、移動制限が解除された区域

エ　食鳥処理場で発生した場合

県防疫指導班は、食鳥処理場に所在する家きんが第 7 の２により高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

（ア）当該食鳥処理場を中心として、原則として半径１km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

（イ）当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則としてア及びイと同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

ア　移動制限区域（法第 32 条）

（ア）県防疫指導班は、第 7 の２により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

（イ）県防疫指導班は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の（２）のキに掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径５km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、５km を超えて設定する。

イ　搬出制限区域（法第 32 条）

県防疫指導班は、原則として、発生農場を中心とした半径５km 以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、アの（イ）の場合には、移動制限区域の外縁から５km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、アの（ア）により、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

ウ　監視強化区域

県防疫指導班は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、監視強化区域として設定する。

（ア）３の（２）のイにより、搬出制限が解除された区域

（イ）３の（２）のアにより、移動制限が解除された区域

（３）制限区域等の設定方法

ア　制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

（ア）制限区域内の家きんの所有者、市町及び関係機関への通知

（イ）報道機関への公表等を通じた広報

（ウ）主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

（４）家きんの所有者への連絡

県防疫指導班が設定した制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）について、現地検診係は速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX 等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

また、現地検診係は、連絡時に併せて制限区域内の農場情報（現在の飼養羽数、家きんの健康状態、原卵また廃鶏、肉用鶏の出荷先や出荷予定、農場内 GP センターの有無など）の聞き取りを確実に行い、その結果を県防疫指導班へ連絡する。

（５）制限区域等内の農場への指導

現地検診係（家畜防疫員）は、制限区域等の設定を行った場合は、制限区域等内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次のアからウまでに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告す

るよう求める。また、法第 52 条第 1 項の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数等を制限区域等が解除されるまで報告するよう求める。

なお、法第 52 条第 1 項の規定に基づく報告徴求において農場等に対して求める最低限必要な事項は①死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、日齢又は体重、死亡した原因として考えられること、②農場からの出荷状況、農場への導入状況、死亡家きんの周辺家きんの臨床所見とし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求める。

ただし、監視強化区域のうち、（１）のウの（イ）の区域及び当該区域に外接する（１）のウの（ア）の区域又は（２）のウの（イ）の区域及び当該区域に外接する（２）のウの（ア）の区域においては、当該報告を省略することができる。

ア　同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上になっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

イ　家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、本病ウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

ウ　５羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

（６）制限区域等での指導事項

現地検診係は、制限区域等において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア　家きんの所有者

（ア）家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること

（イ）農場関係者等の入出情事の消毒を徹底すること

（ウ）家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること

（エ）家きん舎内については、本病ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること

イ　獣医師等の畜産関係者

（ア）携行する器具及び薬品は、最小限とすること

（イ）農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること

（ウ）消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること

（エ）車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること
（オ）移動経路を記録し、保存すること
ウ　飼料輸送業者・集卵業者
（ア）農場の入出場時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
（イ）感染リスクの低い運搬経路を選択すること
（ウ）複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと
（エ）配送経路を記録し、保存すること
エ　家きん取扱業者・廃鶏取扱業者
（ア）農場の入出場時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
（イ）感染リスクの低い運搬経路を選択すること
（ウ）複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと
（エ）配送経路を記録し、保存すること
オ　死亡鳥取扱業者
（ア）農場の入出場時には、身体、靴、器具、車両等の消毒を徹底すること
（イ）感染リスクの低い運搬経路を選択すること
（ウ）原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと
（エ）配送経路を記録し、保存すること
カ　化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設
　車両の消毒を徹底すること

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

１の（１）のアの（ア）又は（２）のアの（ア）の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径３km まで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径１km まで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径５km 以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

３　制限区域等の解除

（１）高病原性鳥インフルエンザの場合

ア　移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（ア）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づく殺処分、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく家きん舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する第 14 の２の（２）の清浄性確認検査により全て陰性が確認されていること

（イ）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 21 日が経過していること

イ　搬出制限区域

アの（ア）で行う第 14 の２の（２）の清浄性確認検査及び第 14 の２の（３）の搬出制限区域解除検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ウ　監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（ア）第 14 の２の（４）の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

（イ）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

ア　移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、（１）のアの要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

イ　搬出制限区域

第 14 の２の（１）の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ウ　監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（ア）第 14 の２の（４）の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

（イ）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過している

（３）県防疫指導班は、速やかに公示の変更及び廃止の手続きを行う。また、その内容について、畜産関係機関に通知する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた家きん

（２）家きん卵（ただし、GP センター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って 14 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）家きんの死体

（４）家きんの排せつ物等

（５）敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

５　制限の対象外

制限区域内における制限の対象外として、次に揚げる事項については、参考資料１の要件を満たした場合に限り動物衛生課と協議の上、実施することが可能である。

（１）制限区域等内の家きんの食鳥処理場及び食肉処理場への出荷

制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第 11 の１の（５）の指導が行われている場合に限る。

（２）移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）の GP センターへの出荷

（３）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家保等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

（４）移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

（５）搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

（６）制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む）、初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

（７）制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

（８）制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

（９）制限区域外の家きん等の通過

（10）異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、１の（５）のアからウまでのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。当該禁止は、本病による症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

【移動制限除外証明書（様式７）】

第 12　家きん集合施設の開催等の制限（法第 26 条、33 条、第 34 条）（県防疫指導班）

1　移動制限区域内の制限

（1）県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

ア　食鳥処理場（食肉加工場を除く。）

新たな家きんの受入れ

イ　家きん（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する食鳥以外の鳥）を処理する食肉処理場（食肉加工場を除く。）

新たな家きんの受入れ

ウ　GP センター

新たな食用卵の受入れ（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているような GP センターにおける併設家きん舎からの受入については除く。）

エ　ふ卵場

新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

オ　品評会などの家きんを集合させる催物

（2）現地防疫対策班は、移動制限区域内の食鳥処理場等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。消毒の実施期間は、原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

2　搬出制限区域内の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会などの家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

3　汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入の停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、県防疫指導班は、当該ふ卵場が 4 の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入の停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひなを出荷する場合の検査に準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4　制限の対象外

「食鳥処理場、GP センター及びふ卵場の再開にあたっての要件等」（参考資料２）を満たしている移動制限区域内の１の（１）から（４）（以下「食鳥処理場等」という。）は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

なお、県防疫指導班は、事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第 13　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等）

（県防疫指導班、県情報班、県移動規制班、現地移動規制班）

現地移動規制班は、第 7 の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに消毒ポイントを設置する。ただし、第 11 の１の（１）のアの（ア）又は（２）のアの（ア）により、非商用農場で発生が確認され、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

１　消毒ポイント設置の考え方

（１）市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、家保が警察署及び道路管理者等と十分に協議後、県防疫指導班が決定した場所に設置する。

ア　設置場所の選定基準

（ア）制限区域境界に近いこと

（イ）主要幹線道路沿いであること

（ウ）主に大型車両も誘導可能で、旋回等のための広いスペースがあること

（エ）車両の出入りの際に事故等の危険性がない場所であること

（オ）動力噴霧器や自家発電機及び照明器具等による騒音と光害等に配慮し、周辺の住宅から離れていること

イ　設置場所の周知

本病発生確定後、県防疫指導班及び全ての家保は、関係機関にメール等により設置場所と設置時間並びに消毒確認の証明書の発行等について連絡を行うとともに、県情報班は、ホームページへ掲載し、広く住民に周知する。

（２）消毒ポイントの具体的な設置場所の検討に当たっては、現地防疫対策班は管轄する各警察署及び道路管理者等と十分に協議する。また現地移動規制班は、必要に応じ市町の協力を得て、周辺の住宅環境、農業への影響等も十分に勘案し、現地確認を行うとともに、消毒対象車両の誘導スペースや消毒用機材、作業用テント等設置可能な場所であることに加え、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１km の範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所について、設置の適否を現地防疫対策班に報告する。その後、決定の連絡を受け、設置

作業に入る。

なお、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

ア　道路網の状況

イ　一般車両の通行量

ウ　畜産関係車両の通行量

エ　山、河川等による地域の環境

（3）消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、引き込み方式の消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

2　消毒の方式

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽（プール式）・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。消毒マットは、大型車両のタイヤが最低1回転するようにマットの長さを考慮して設置する。

（1）畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、トラックのサイドガードやバンパー、車体下部のシャーシレールの内側についても洗浄・消毒する。さらに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

（2）一般車両

車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換する。一般車両であっても、農場に出入りした車両は畜産関係車両と同様に動力噴霧器等を用いて消毒する。また、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう、消毒薬の散逸防止に留意する。

3　消毒ポイントでの作業内容

（1）目的

本病のまん延防止を図るため、発生農場周辺の要所において、通行する畜産関係車両等の消毒及び遵守状況の確認を行う。

（2）設置期間

消毒ポイントの設置期間は、原則として、制限区域の解除を目安とする。

（３）作業担当

ア　消毒ポイントの設置

現地移動規制班が施設の設置を行う。

イ　消毒ポイント運営計画

消毒ポイントは、原則として、８時間交代による 24 時間体制で業務を行う。運営時間は、通行車両台数、防疫措置の進捗状況及び地域の実情等を踏まえ、国と協議の上、随時見直す。

業務開始初期（１日目～３日目程度）は、動員に支障が生じないよう、県職員及び市町職員等を主体とした運営体制とするが、県防疫指導班は、早い段階で民間事業者による消毒業務の支援へ移行できるよう、あらかじめ動物衛生課と協議し、必要な支援体制を構築する。

ウ　設置場所への資材の確保及び運搬

設置・運営に必要な資機材は、備蓄資材を活用し、不足分については現地資材確保係又は県庶務班が購入又はレンタル契約する。

消毒ポイント設置場所への搬入について、備蓄資材は現地資材運用グループが、購入及びレンタル契約分は各会社及び運送会社等が行う。レンタル契約分のコンテナハウスや簡易トイレ等の設備を配置する際には、現地移動規制班が設置に立ち会い、指示を行う。

また、使用方法や燃料などを確認し、誰もがわかる使用方法、手順等の情報をコンテナハウスや当該機材に表示する。

エ　消毒ポイントの開始までの事務的手続き等

現地移動規制班は、管轄警察署及び道路管理者に、道路使用許可申請又は、道路占用許可申請等、必要な書類を提出する。

オ　消毒ポイントの運営

消毒ポイントの運営は、設置場所を管轄する地方局等が中心となり、市町、農協等の関係団体及び民間事業者と連携して実施するものとする。

なお、消毒業務等を民間事業者へ移行することが可能と判断された場合、県防疫指導班は、速やかに民間事業者へ消毒業務の支援を要請するものとする。

現地移動規制班は、消毒ポイントの作業従事者に作業内容のみならず、消毒ポイントの意義、目的、交代時の引き継ぎ等十分指導を行う。

（４）消毒ポイントにおける作業内容

ア　必要資材の設置

イ　表示板の設置

消毒ポイントでは、表示板を設置して場所を明示する。また、運転者へ周知・誘

導するための表示板を設置する。

ウ　消毒の実施

２により消毒ポイントを通過する車両の消毒を実施する。特に畜産関係車両については、動力噴霧器を用いた入念な消毒を実施する。また、運転手に消毒ポイント設置の目的を十分理解させ、円滑に消毒作業を実施できるよう努める。

エ　車両消毒確認書の発行

消毒終了後、運転者に車両消毒確認書の発行を行う。

オ　報告

１日終了後、車両消毒実施報告書を現地移動規制班長に報告する。

（５）その他注意点

ア　高速道路

消毒ポイント設置場所が決定した場合、県移動規制班は、高速道路を管轄する愛媛高速道路事務所（NEXCO 西日本）及び高速道路交通警察隊に対し、必要に応じ、道路使用許可申請等、必要な書類を提出するとともに、NEXCO 西日本に協力要請の文書を作成送付する。

イ　市町や団体独自の消毒ポイント（県が設置する消毒ポイント以外）

設置については、現地防疫対策班との協議を求め、事前の検討をすること。

ウ　緊急貸借機材

緊急的に貸借する機材については、リース機材等の設置後、不要となったものは速やかに返却する。なお、機材の故障やメンテナンスが必要な場合は、その都度、県庶務班に連絡する。

エ　リース機械

不具合、故障等については、その都度、記録を残し、県庶務班に連絡すること。

第 14　ウイルスの浸潤状況の確認

１　疫学調査（現地地域疫学係）

（１）調査の実施方法

現地地域疫学係は、第４の３の（２）のキによる疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（２）疫学関連家きん

ア　高病原性鳥インフルエンザの場合

（１）の調査の結果、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第１項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ち

に現地検診係（家畜防疫員）による臨床検査及び簡易検査（当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに５羽を検体とする）を行うとともに、法第 52 条第１項の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

（ア）病性判定日から遡って８日以上 21 日以内に患畜と接触した家きん

（イ）病性判定日から遡って８日以上 21 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

（ウ）第７の２の（１）のイの（オ）及び（カ）に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

（エ）その他、病性等判定日から遡って 21 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

イ　低病原性鳥インフルエンザの場合

（１）の調査の結果、次の（ア）から（エ）までのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第 32 条第１項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに現地検診係（家畜防疫員）による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14 日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査（当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに５羽を検体とする）を行う。

（ア）病性等判定日から遡って８日以上 180 日以内に患畜と接触した家きん

（イ）病性等判定日から遡って８日以上 180 日以内に疑似患畜と接触した家きん

（ウ）第７の２の（２）のイの（キ）及び（ク）に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

（エ）その他、病性等判定日から遡って 180　日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

（３）疫学調査に関する留意事項

ア　現地地域疫学係は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農

場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む）、その他本病ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

イ　県防疫指導班は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県の畜産主務課に連絡する。

ウ　農場等への立入調査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき、実施する。

（4）疫学調査に関する実施項目

現地地域疫学係は、本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

ア　調査対象

（ア）発生農場

（イ）発生農場と疫学関連のある農場及び畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GP センター等、食鳥処理場、飼料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

（ウ）発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

イ　調査事項

（ア）河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係

（イ）気温、湿度、天候、風量・風向等

（ウ）家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や運搬物資の動き

（エ）農場所有者及び従業員、管理獣医師、飼料・敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）

（オ）野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無

（カ）家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む。）、機器・設備の他農場との共有の有無など

ウ　ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のものを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡する。

（ア）野鳥

猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。

（イ）野生動物

捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。

（ウ）豚

発生地を中心とした半径５km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり 10 頭程度の検査を実施する。

（５）疫学関連農場における移動制限について

ア　疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。

イ　アにかかわらず、次の要件のいずれにも該当する疫学関連家きん（制限区域等内のものに限る。）について、県防疫指導班は、動物衛生課と協議の上、第 12 の４により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。なお、疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

（ア）当該農場について、第 14 の１の（２）の検査により陰性が確認されていること。

（イ）出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

２　制限区域等内の周辺農場の検査（現地検診係）

（１）発生状況確認検査

現地検診係は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、次の農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上飼養する農場）に限る。）への立ち入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。なお、密集地域の複数の農場で短期間（7 日程度）に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

ア　高病原性鳥インフルエンザの場合、移動制限区域内の農場

イ　低病原性鳥インフルエンザの場合、制限区域内の農場

（２）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、（１）と同様の検査を行う。

（３）搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあっては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

（４）監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、（３）と同様の検査を行う。

（５）発生状況確認検査、清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

ア　検査方法

（ア）対象農場に対して死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無を確認するなどの臨床検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。

（イ）（ア）の結果、異状が認められた場合には、第４の２の措置を講じる。

（ウ）搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19 戸	6 戸
20～29 戸	7 戸
30～99 戸	8 戸
100 戸以上	9 戸

イ　検査員の遵守事項

１の調査及び２の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（ア）発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも７日を経過していない者は、１の調査及び２の検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、３日まで短縮できるものとする。

（イ）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

（ウ）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

（エ）立ち入った農場の家きんについて１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場の調査に立ち入らないこと。

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

１の（２）の検査で異状又は陽性が確認された場合、第４の２に準じた検査を行い、農林水産省は第 7 の判定を行う。さらに、２の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第 7 の判定を行う。

４　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）現地検診係（家畜防疫員）は、第 7 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）現地検診係（家畜防疫員）は、（１）の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行うとともに、改善事項について随時確認を行う。

ア　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

イ　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）現地検診係（家畜防疫員）は、（２）の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、愛媛県飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第 15　緊急ワクチン（法第 31 条第１項）

１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、平常時

の予防的なワクチンの接種は行わない。

2　農林水産省が、次の要素を考慮して、発生農場における殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難であると考え、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定した場合、県防疫指導班は、農林水産省がその際に策定する緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。

（１）埋却を含む防疫措置の進捗状況

（２）感染の広がり（疫学関連農場数）

（３）環境要因（周辺農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況等）

この際、県防疫指導班は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を農林水産省から譲受、又は借り受ける。

3　ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。

4　ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従う。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従う。

5　県防疫指導班は、ワクチンを受け取った際には受領書（様式８）を、また、ワクチンの使用が終了した場合には鳥インフルエンザ予防液使用報告書（様式９）を動物衛生課に提出する。

6　未開梱のワクチンについては、県防疫指導班が、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第 16　家きんの再導入

1　家保は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。また、家保は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。

（１）家きん舎の床、壁、天井等の環境検査

ア　環境検査の実施方法

（ア）検査材料の採取場所

ａ　家きん舎（壁、床、餌槽、換気扇、外部への出入口付近等）

b　堆肥舎

c　飼料置き場、飼料

d　死亡家きん等保管場所

e　長靴、作業用手袋、家きんの飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

（イ）検体数

各家きん舎 10 か所（発生家きん舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所)、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

（ウ）検査方法

抗生物質（ペニシリン（1,000 単位／mL)、ストレプトマイシン（1,000μg／mL）を加えた PBS で濡らした滅菌綿棒等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施する。

（エ）遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

（オ）個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、必要に応じてウイルス分離検査を実施する。

イ　環境検査で陽性となった場合の対応

環境検査において遺伝子検出検査が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

（２）（１）の検査の結果が陰性であることを確認した後に導入したモニター家きん検査

ア　高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

臨床検査及び簡易検査

イ　低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査

2　あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも 3 か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

3　家きんの再導入に関する留意事項

（１）再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。

（２）確認する内容は、次のとおりとする。

ア　農場内の消毒を、殺処分終了後 1 週間間隔で 3 回（防疫措置完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

イ　農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完

了していること。

ウ　飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

（3）家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。

（4）家きんの再導入に当たっては、県は、万一の発生に備え、迅速に殺処分を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町等と協議を行い、地域ごとに十分な埋却予定地又は焼却施設を確保しておくものとする。

4　家保は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2の1の（5）に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を四半期ごとに都道府県に報告するものとする。1及び4の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。

5　1の（1）の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、2の（2）の検査を以下のとおり実施する。

（1）1家きん舎当たり、モニター家きんを原則として、30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。

（2）家保は、モニター家きんを導入後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした以下の検査を実施する。なお、鶏を対象とした簡易検査を実施する場合は気管スワブを1検体として、鶏以外の家きんを対象とする場合は気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれ1検体として実施すること。

ア　高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

モニター家きんを導入した日から3日を経過した後に、臨床検査（全羽）及び簡易検査（家きん舎ごとに5羽）

イ　低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

モニター家きんを導入した日から14日を経過した後に、臨床検査（全羽）、簡

易検査及び血清抗体検査（家きん舎ごとに５羽）

（３）なお、検査の結果、モニター家きんが仮に陽性となった場合において、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を汚染物品として殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、（１）の検査から再度実施する。

第 17　農場監視プログラム

１　農場監視プログラムの適用

（１）患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の２から５までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。

（２）農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は４の（２）に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

（３）なお、家保は、家きん所有者に対し、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ）において第 11 の１の（５）のアからウまでに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告するよう指導する。

（４）４の（２）のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、病鑑は分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

２　移動制限

（１）適用農場においては、法第 32 条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

ア　生きた家きん

イ　家きん卵（ただし、GP センター等で既に処理されたものを除く。）

ウ　家きんの死体

エ　家きんの排せつ物等

オ　敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものは除く。）

（２）制限の対象外

ア　敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。

この場合、移動時に次の（ア）から（ク）までに規定される措置を講ずる。

（ア）原則として、密閉車両及び密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、

運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講じる。

（イ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（ウ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（エ）複数の農場を連続して配送しないようにする。

（オ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

（カ）移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

（キ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ク）移動経過を記録し、保管する。

イ　家きん卵（種卵を含む。）の出荷

家きん卵（種卵を含む。）は、動物衛生課と協議の上、第 11 の５の（６）に準じて GP センター、ふ卵場及び検査等施設に出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。

（ア）ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること

（イ）当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと

ウ　家きんの出荷

モニター家きんを対象とする４の（２）の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に次の（ア）から（ク）までの措置を講ずる。

（ア）食鳥処理をする当日に移動させる。

（イ）移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

（ウ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（エ）荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

（オ）車両は、他の家きん飼養場所を含む関連施設に進入しない。

（カ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（キ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（ク）移動経過を記録し、保管する。

３　周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径５km の区域内にある家きんの飼養農場について、１の（１）の抗体の確認後、原則として 24 時間以内に、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

を行う。

4　清浄性の確認のための検査

（1）適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

（2）家保は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。なお、最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象としたウイルス分離及び血清抗体検査を実施する。

5　家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件をいずれにも該当している場合に行うことができる。

（1）適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の（2）の検査により全て陰性を確認していること

（2）再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等について第16の1の（1）の環境検査を行い、陰性を確認すること

6　疫学調査

（1）調査の実施方法

家保は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の（1）の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方自治体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

（2）検査

家保は、（1）の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第18　発生の原因究明

現地病性鑑定・事前調査係は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜の殺処分時までに、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応

じた検査材料の採材を行う。

県疫学究明班は、農林水産省が本病の発生の確認後直ちに行う、発生農場における、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の渡航履歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査（環境サンプル等の採取を含む。）を、国の疫学調査チームと連携して実施する。

国の疫学調査においては、発生農場及び発生家きん舎へのウイルスの侵入要因並びに発生家きん舎内及び非発生家きん舎への浸潤状況の検討のため、発生家きん舎内を中心にした各家きん舎や農場内外から採取した死亡野鳥等及び環境サンプル等からのウイルス分離検査又は遺伝子検出検査を実施する。

環境サンプル等は、防疫措置・消毒が実施される前に採取することが望ましいことから、農場内のサンプルについては、疫学調査チームの到着までに、県疫学究明班が採取を実施する。

第４章　その他

第 19　その他

種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。このことを前提として、家保は畜産関係者に対して、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図るよう指導する。

また、防疫措置の完了後も、家きんの所有者や防疫従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、必要に応じて相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行う。また、家きんの所有者、市町、関係団体等に疫学調査の結果、家きんの再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

参考資料１　制限の対象外の措置の条件

１　移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

（１）次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、事業を再開した制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない)。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第 11 の１の（５）の指導が行われている場合に限る。

ア　当該農場について、第 14 の２の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ　出荷しようとしている家きん舎について､出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性と確認されていること。

（２）採材対象

出荷する家きん舎ごとに５羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち３羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には､活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブを検体として採材する。

（３）家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア　食鳥処理を行う当日に移動させる。

イ　移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ　車両は、他の家きん飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

２　移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）の GP センターへの出荷

（１）臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内事業を再開した GP センター又は移動制限区域外にある GP センターに出荷することができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（２）採材対象

気管スワブについては、家きん舎ごとに５羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち３羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるもの

を除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検出検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん５羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

（３）制限区域内（移動制限区域内及び搬出制限区域内）の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない直売所等での販売については、以下の措置を講ずることを条件（卵を直売所で販売する時の注意点）とし、出荷について県防疫指導班は動物衛生課と協議を行う。また、家畜防疫員は、清浄性確認状況等から判断し、必要な場合は家きん所有者に洗卵・消毒工程確認済書を交付するものとする。

ア　卵の保管

（ア）卵は直接日光の当たらない冷暗所に保管すること。

（イ）卵は産卵月日ごとに区別、整理して保管すること。

イ　洗卵及び消毒

（ア）洗卵する場合は、洗卵前に重度汚卵、破卵等を除去すること。

（イ）洗卵は、飲用適の水を用い、原則として流水式で行うこと。

（ウ）洗卵に用いる用具は、清潔で衛生的なものであること。

（エ）洗浄水及びすすぎ水は、150ｐｐｍ以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液、又はこれと同等以上の効果を有する殺菌剤を用いることとする。

ウ　乾燥

（ア）水洗した卵は、速やかに乾燥すること。

（イ）乾燥に用いる用具は、清潔で衛生的なものを使用すること。

エ　包装

包装は、原則として新しい容器を用いること。

オ　出荷する際は、洗卵及び消毒工程が適切になされているか確認するとともに、洗卵消毒月日、洗卵個数、消毒方法、出荷月日、出荷個数、出荷先等について記帳すること。

カ　出荷に際しては、食品衛生法等関係法令を遵守すること。

３　移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（病鑑等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

（１）臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア　移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）再開の要件を満たし事業を再開したこと。

（イ）移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後　72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a　当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で本病の患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b　ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。

c　出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

（a）臨床検査

（b）当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ　移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）参考資料２の３の（１）の要件のいずれにも該当すること及び参考資料２の３の（３）の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

（イ）アの（イ）に該当すること。

ウ　移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。

（イ）施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が県によって把握されていること。

（２）採材対象（ふ卵場からの初生ひな）

ア　死ごもり卵を中心に 25 検体を採材すること。

イ　５検体を１プールとして、５プール検体の検査を実施すること。

ウ　採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

（３）（１）の種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ　移動経過を記録し、保管する。

４　移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

（１）第 19 の３により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ　移動経過を記録し、保管する。

５　搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

（１）家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（２）家きん卵（種卵含む）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の GP センター、ふ卵場又は検査等施設（３の（１）のウに該当するものに限る。）に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（３）初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するとともに、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

エ　移動経過を記録し、保管する。

６　制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GP センター、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

（１）家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（２）家きん卵（種卵を含む）

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の GP センター、ふ卵場又は検査等施設（３の（１）のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒する。

（３）初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷はもともと禁止されていない。）。

その場合、移動に際して、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ　移動経過を記録し、保管する。

７　制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

（１）発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等

について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却処理施設等に移動することができる。

（２）移動時には、次の措置を講ずる。

ア　原則として、密閉車両及び密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。

カ　移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

（３）焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ　焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

８　制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等については、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、７の（３）のアからウまでの措置を講ずる。

９　制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

10　異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の農場若しくはふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、第１１の１の（５）のアからウまでのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、（１）から（４）までの協議を見合わせる。

11　制限の対象外措置のための協議

制限区域内の移動の制限の対象外措置を行うため、県防疫指導班は、あらかじめ動物衛生課と事前協議を実施する。

動物衛生課から、協議に関する回答があった場合には、家保所長へ連絡し、以下の手続きにより、移動を指示する。

（１）移動のための申請

制限区域内の家きんを食鳥処理場へ出荷する場合や、家きん卵の GP センターへの出荷、種卵のふ卵場への出荷や死亡家きんや使用済みの敷料、排せつ物を移動（以下「家きん等の移動」という。）させようとする者（以下「申請者」という。）は、家保所長へ、家きん等の移動申請書により申請するとともに、農場から処理施設あるいは埋却地等までの地図も併せて提出する。

（２）家畜防疫員による確認

移動の申請を受けた家保所長は、農場内の全ての家きんの異常の有無を確認した後、当該移動物品の保管状況等を確認し、異常がなければ、移動制限除外証明書（様式 7）を申請者へ交付し、移動時には必ず携行し、消毒ポイント等において提示するように指示する。

参考資料２　食鳥処理場、ＧＰセンター及びふ卵場の再開にあたっての要件等

１　食鳥処理場の再開

（１）再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア　車両消毒設備が整備されていること。

イ　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ　定期的に清掃・消毒をしていること。

エ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ　（３）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（２）再開のための協議

再開しようとする食鳥処理場は、家保所長に対象外協議書を提出し、家保所長は、（１）の措置が講じられていることを確認した上で、県防疫指導班へ対象外協議書を提出する。県防疫指導班は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保所長に通知する。家保所長は食鳥処理場へ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、食鳥処理場は処理計画及び実績を、家保所長に報告する。

（３）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア　作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴帽子、手袋等を使用すること。

イ　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ　家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ　移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ　移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。

カ　搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第 70 号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ　出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク　搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ　家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

2　ＧＰセンターの再開

（1）再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のＧＰセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア　車両消毒設備が整備されていること。

イ　原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ　野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ　定期的に清掃・消毒をしていること。

オ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ　（3）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（2）再開のための協議

再開しようとするＧＰセンターは、家保所長に対象外協議書を提出し、家保所長は、（1）の措置が講じられていることを確認した上で、県防疫指導班へ対象外協議書を提出する。県防疫指導班は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保所長に通知する。家保所長はＧＰセンターへ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、ＧＰセンターは処理計画及び実績を、家保所長に報告する。

（3）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ　家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ　ＧＰセンターの関係者が当該ＧＰセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ　トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ　搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ　家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

3　ふ卵場の再開

（1）再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア　車両消毒設備が整備されていること。

イ　貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ　貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ　定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ　（３）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（２）再開のための協議

再開しようとするふ卵場は、家保所長に対象外協議書を提出し、家保所長は、（１）の措置が講じられていることを確認した上で、県防疫指導班へ対象外協議書を提出する。県防疫指導班は、動物衛生課へ書面にて協議を行い、回答が得られた場合には家保所長に通知する。家保所長はふ卵場へ通知を行い、併せて下記要件（再開後の遵守事項）について指導を行う。また、ふ卵場は処理計画及び実績を、家保所長に報告する。

（３）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア　第 11 の５の（３）又は（４）により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ　ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ　ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

オ　コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ　ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

キ　搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも１回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。

ク　初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ　ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ　種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

４　再開施設の事業の再禁止

県防疫指導班は、１から３までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

参考資料３　放置された所有者不明の鶏等の発見届出等への対応

【異常がない場合】

依頼者	依頼事項		対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取りを求められた場合	遺棄されたことが明らかな場合	保健所又は動物愛護センター	収容し、遺棄者の発見に努め、発見した場合は、厳正な処分を行う。 また、動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	警察署 市町
		遺棄されているか不明の場合	警察署	拾得物として警察署に差し出すよう指示する。	保健所
県民	保護を求められた場合	遺棄されたことが明らかな場合（河川敷に籠で入れられている、捨てるのを見た等）	保健所	収容し、遺棄者の発見に努め、発見した場合は、厳正な処分を行う。 また、動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	警察署 市町
		遺棄されているか不明の場合	保健所	保護し、遺失物として警察署に届け出る。	警察署 市町
警察署	保管、委託又は処分を求められた場合		保健所又は動物愛護センター	動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見及び里親の発見に努める。 やむを得ない場合は、安楽死処分を行う。	市町

【異常又は死亡している場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取り・保護を求められた場合	家畜保健衛生所	直ちに、家畜保健衛生所に届出し、引き継ぐ。 検査は関係機関と調整の上実施する。 動物愛護条例に準じ公示等により所有者又は占有者の発見に努める。 遺棄、殺害されたことも想定されるので、遺棄者等の発見に努め、発見した場合は厳正な処分を行う。	警察署 保健所 市町

【保護した鶏等に異常が認められる場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
保健所	保護した鶏等に異常が認められる場合	家畜保健衛生所	直ちに、家畜保健衛生所に届出する。（医療用マスク、ゴム手袋等を着用するなど、感染防護を行う）	市町

野鳥等の発見届出等への対応

【野鳥が生きている場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	引取り･保護を求められた場合	森林林業課 家畜保健衛生所	森林林業課が引取り･保護し、対応する。 外傷等を認めず鳥インフルエンザを否定できない場合は、家畜保健衛生所において病性鑑定を実施する。	市町

【野鳥が死亡している場合】

依頼者	依頼事項	対応機関	対応内容	連携機関
県民	連絡があった場合	森林林業課 家畜保健衛生所	原則として、森林林業課が引取り、家畜保健衛生所に搬入する。 森林林業課が野鳥サーベイランスのマニュアルに基づき必要と判断した場合、家畜保健衛生所が検査を実施する。それ以外にあっても、鳥インフルエンザを否定できない場合、または届出者の不安が払拭できず、特に検査の実施について強い希望がある場合などは、家畜保健衛生所の判断により病性鑑定を実施する。 毒殺等違法性が考えられる場合は、警察署に届出する。	警察署 市町

※下線部事項以外は家畜保健衛生所では対応していない。

参考資料４　食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について

１趣旨

高病原性鳥インフルエンザの食鳥検査体制を強化することにより、感染した鶏肉の流通を防止し、併せて、同病のまん延防止に協力する。

２実施内容

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき県知事等が実施する食鳥検査において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査キットによるスクリーニング検査を実施する。

３検査対象

食鳥処理場搬入以降、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）第 15 条に規定する生体検査までの間に、高率の死亡、又は呼吸器症状、顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫、出血斑若しくはチアノーゼ、神経症状、下痢等高病原性鳥インフルエンザの疑われる症状がロットを構成する鶏の概ね３％以上に確認されたもの。

４検査の採取

①　申請毎に鶏群が同一ロット（養鶏場ごと、出荷日ごと）であることを確認し、異常を呈した鶏から無作為に５羽以上を抽出すること。

②　検査材料は、気管スワブ又はクロアカスワブとすること。

③　検体を採取した鶏は個体識別を行って、保管すること。

５確認検査

食鳥処理場において鳥インフルエンザが発生した場合においては、家畜保健衛生所で確認検査を実施する。

６対応

確認検査の結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された場合は、当該ロットの鶏について、食鳥検査法第 20 条に基づく措置をとるとともに、畜産課、家畜保健衛生所と連絡を密にして対応する。

◆「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」（平成 16 年３月 12 日（平成 27 年９月９日最終改正）食安監発第 031200 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）

様式１　異常家きんの届出を受けた際の報告

異常家きんの届出を受けた際の報告

届出受理者：　　家保、

届出受理日時：　　年　　月　　日　　：

Ⅰ．届出報告時に確認する事項

１．農場情報

農場住所（番地まで正確に）	
農場名等	農場名 届出者 電話番号（携帯）
飼育鶏の種類	採卵用鶏・採卵用種鶏・肉用鶏・肉用種鶏・その他（　　）
飼養羽数	羽（　　/　　現在） （成鶏　　羽、育成　　羽、雛　　羽）
鶏舎数	
飼養形態（構造）	開窓　・　無窓　・　その他 ・ケージ（鶏舎内：　　列×　　段） ・平飼い（　　羽／マス）
日齢	日齢 導入日　　/　　、導入日齢
平均死亡羽数/日（過去３週間の平均）	農場全体平均　　羽/日 同一（異常鶏確認）鶏舎平均　　羽/日
出荷（自粛）の状況	
ワクチン接種履歴	ND接種歴　　有　・　無 その他ワクチン
異常鶏確認家きん舎での強制換羽の有無（採卵鶏のみ）	有　・　無 有の場合→強制換羽中の平均死亡率

２．通報の内容（死亡羽数、異常鶏が確認された鶏舎数、異常確認日時等を含む）

いつから？

どんな症状？（外観、産卵率）

異常鶏が確認された鶏舎

直近の死亡羽数	**同一家きん舎**	**農場全体（又は他の家きん舎）**
本日　（　／　）	**羽**	**羽**
昨日　（　／　）	**羽**	**羽**
一昨日（　／　）	**羽**	**羽**

異常鶏の状況 （固まって死亡しているか、鶏舎内の位置等）	
民間獣医師による簡易検査の有無、検体数、実施日時	有　・　無
病歴、診療、投薬履歴	
その他（管理状況の変化など、農家が考えられる原因）	

異常内容（該当する通報ルールにチェック）
□ 同一の舎内において、１日の死亡率が通常の２倍以上
□ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等
□ ５羽以上の家きんが、まとまって死亡

３．家保から当該農家等への指示の内容（指示した事項にチェック）

□ 農場で飼っている全ての家きんは、農場からの移動を自粛して下さい。
□ 農場の出入口を１か所にし、農場及び防疫関係者以外は立入りをさせないで下さい。
□ 農場外に物を持ち出さないで下さい。外出する際、適切な消毒等を行って下さい。
□ 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触しないようにして下さい。

Ⅱ．農場到着までに確認する事項

簡易検査の実施計画（実施場所、羽数等）

異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん（死後24時間以内のものが望ましい）及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん)のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては８羽以上（８羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）。簡易検査の検体は、１羽につき気管スワブ及びクロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る）をそれぞれ1検体として実施し、死亡家きんの気管スワブは気管を切開し粘膜を直接こすり取り採材（全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検査及びウイルス検査用の材料とする）。その際、異常家きんを含む家きん群の写真撮影を行う。

Ⅲ．農場立ち入り後に確認する事項（立入検査の結果）

臨床症状（通報から家畜防疫員到着までの異常鶏は増加しているか等）

簡易検査の結果、検体数（クロアカ・気管スワブ別）

剖検所見

管理失宜の有無（温度、空調、給餌、給水等）

Ⅳ．連絡等の時刻

農家等→家保の通報	
家保→畜産課への通報	
家保出発（出発前に畜産課へ連絡）	
農場到着（到着したら畜産課へ連絡）	
簡易検査の実施（家保→畜産課へ連絡）	開始（予定）　　：　　、判定（予定）　　：
都道府県→国の連絡（立入検査結果）	

様式１－１異常家きん等の届出を受けた際の報告

（指針別記様式１）

異常家きん等の届出を受けた際の報告

○○県○○家畜保健衛生所

1　届出受理年月日時間：　　年　　月　　日　　時　　分

2　届出者
氏　　名：　　（　職　　業：　　）
住　　所：　　（電話番号：　　）

3　異常家きん等の所在場所
住　　所：　　（電話番号：　　）
農　　場
名　：　所有
者氏名：　従
業員数：

4　当該施設に関する情報
飼養家きんの用途：
　肉用鶏　／　採卵鶏　／　種鶏（肉用・採卵用）　／　その他（　　）
飼養形態：
　ケージ飼い　／　平飼い　／　その他（　　）
飼養総羽数：
　（　　）羽
家きん舎数及びその構造：
　総数:（　　）舎
　（うちウインドレス（　　）舎、開放（　　）舎、その他（　　）舎）

5　届出事項
異状確認の日時、確認者：
異常家きんを確認した家きん舎（飼養羽数とその構造（複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入):
異常家きんの羽数、週齢：
主な症状（稟告):
異常家きんの家きん舎内の分布状況：
既に実施済の検査の有無：　有　／　無
（「有」の場合その結果（実施者、検査キット名、検体数、陽性数等）：）
過去21日間の平均死亡羽数と直近３日間程度の死亡羽数の推移（農場全体、家きん舎別):

6　既に講じた措置：

7　その他関連事項（疫学情報など):

8　届出者への指示事項：

9　届出受理者氏名：

10　処置
(1)　届出（時刻）
　　所長：　　都道府県畜産主務課：
(2)　現地調査氏名：　　出　発　時　刻

様式２　異常家きんの症状等に関する報告（現地調査票）

（指針別記様式２－１）

異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

１　現地調査（立入検査）
　　年　　月　　日　　時
※　以下の２，３については、様式３で報告した内容から変更がある場合のみ記載

２　異常家きん等の通報
　届出日時：
　届出者氏名：
　届出者住所：
　届出内容：

３　農場詳細
　名称：
　住所：
　所有者：
　従業員数：
　飼養羽数：
　　用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（　　）
　　羽数：　　羽
　家きん舎数：
　　構造：開放、ウインドレス、その他（　　）
　　飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（　　）
　（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

４　病歴、病状、病変の概要（届出から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

５　検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

⑴　異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：　　（うち死亡羽数：　羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）			

⑵　死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

⑶　鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

様式３　異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（疫学調査票）

（指針別記様式２－２）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1　疫学情報（判明次第追記すること。）

⑴　飼養者が過去７日間に直接の飼養管理を行った他農場
⑵　家きんの導入又は搬出（過去21日間）
⑶　人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
⑷　家きん糞・堆肥の処理・搬出
⑸　死亡家きんの処理・搬出
⑹　種卵の搬出先（過去21日間）
⑺　その他

2　農場への指示事項

3　検査材料の採取（検体数）
気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（　　）

4　その他参考となる情報

⑴　ＮＤワクチン接種歴、ＮＤワクチンの種類
⑵　焼却場所、埋却地の確保状況
⑶　周辺農場戸数、羽数（３km、１０km）

5　今後の検査スケジュール
遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査）結果判明予定
日時：　血清抗体検査結果判明予定日時：
ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

様式４　病性鑑定依頼書

（指針別記様式３）

病　　性　　鑑　　定　　依　　頼　　書

年　月　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長　　殿

依頼機関代表者・氏名
（公印省略）

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1　動物種（品種、性別等を含む。）

2　鑑定材料（種類及び数量を含む。）

3　鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断

4　発生状況
別添のとおり（様式２を添付）

5　連絡先

6　その他特記事項

（指針別記様式４）

様式５　プレスリリース（案）（疑似）患畜の確認について

プレスリリース

年　月　日

愛　　媛　　県

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の
（疑似）患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が県内で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

１　農場の概要

所在地：愛媛県○○市○○

飼養状況：○○鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏）　　飼養羽数　○○羽

２　経緯

（１）○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に届出がありました。

（２）同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。

（３）同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

３　今後の対応

以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

（１）「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

（４）国との的確な連携を図る。

（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を受け入れる。

（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を受け入れる。

（７）「疫学調査チーム」を受け入れる。

（８）生産者に対し、本病の早期発見及び早期届出の徹底を通知。

（９）関係機関、関係団体等と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

４　その他

（１）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします

【お問合せ先】
愛媛県鳥インフルエンザ防疫対策本部
TEL：○○
FAX：○○

様式６　と殺指示書

（指針別記様式５）

と　殺　指　示　書

番　　号

年　月　日

○○○○　　殿

○○家畜保健衛生所家畜防疫員○○印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第１項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

1　と殺を行う場所

2　と　殺　の　方　法

3　そ　　の　　他

（備　考）

1　この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により審査請求をすることはできません。
2　この指示に違反した場合には、３年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
3　この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第１項及び第２項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
　ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

様式７　移動制限除外証明書

（指針別記様式６）

移動制限除外証明書

番　　号
年　月　日

○○○○　　殿

○○家畜保健衛生所家畜防疫員○○印

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第１項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：　○年○月○日に○○県○○市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

１．禁止又は制限の対象外となる家きん等：　初生ひな　／　飼料　／　敷料　／　排せつ物
その他（　　）

２．家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元):

３．家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先):

（留意事項）
対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。
①　この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
②　運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
③　可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
④　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
⑤　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
⑥　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録する。

様式８　受領書

（指針別記様式７）

受　領　書

年　月　日

分任物品監理官　殿

都道府県知事　　氏　名　　（印）

年　月　日付け農林水産省指令　消安第　　号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品　　名　　鳥インフルエンザ予防液

数　　量　　型（ロット番号）　　本（　　ドース）

様式９　鳥インフルエンザ予防液使用報告書

（指針別記様式８）

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年　月　日

農林水産省消費・安全局長　　殿

都道府県知事　　氏　　名　　（印）

年　月　日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1　受領数量　　型（ロット番号）　本（ドース）

2　使用数量　　型（ロット番号）　本（ドース）

3　残　数　量　　型（ロット番号）　本（ドース）

（うち処分数量　型（ロット番号）　本（ドース）
処分理由：）

4　返還数量　　型（ロット番号）
本（ドース）

5　注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備　考（注射反応等）
		家きんの種類	羽　数	
	月　日 ～ 月　日	肉用鶏採卵鶏 種鶏		
県　計	月　日 ～ 月　日	肉用鶏採卵鶏 種鶏		

※家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。
※鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

様式 10　集合施設の開催等の制限の対象外について（協議）

（指針別記様式９）

事　務　連　絡
年　　月　　日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室長　殿

都道府県○○部○○課○○

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん集合施設の開催等の制限の対象外について（協議）

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第10の４の（２）の要件を確認し、移動制限区域内の液卵加工場を事前に対象外措置とすることについて、下記の通り協議します。

記

１　対象施設
住　所：　施設名：

２　協議内容
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定される移動制限区域内に対象施設が入った場合、防疫指針第１０の１に示す「家きん集合施設の開催等の制限」の対象外とする。

３　対象外とする為の措置
（１）防疫指針第１０の４の（２）に示す　GP　センター等の再開の要件及び再開後の遵守事項について、同等以上の措置が講じられていることを事前調査※し、ウイルス拡散の可能性がないことを確認する。
（２）当該施設が実際に移動制限区域に位置した場合は、再度電話連絡等により、原卵の受入及び消毒対応状況等について確認する。

４　添付資料
GPセンター等の再開の要件及び再開後の遵守状況の確認資料

※毎年５月から９月末まで１回は立入検査により当該状況を確認すること。

様式 11　患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

患畜又は疑似患畜の死体の埋却（焼却）の指示書

年　月　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の家きんは、高病原性鳥インフルエンザの患畜（疑似患畜）と決定されましたので、家畜伝染病予防法第21条第１項の規定に基づき、下記により当該死体を埋却（焼却）することを指示します。

記

１　家きんの所在する場所

２　家きんの種類、羽数

様式 12　汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

汚染物品の埋却（焼却）等に関する指示書

年　月　日

○○○○　様

○○家畜保健衛生所
家畜防疫員○○○○　印

あなたが所有する（管理する）下記の物品は、高病原性鳥インフルエンザの病原体に汚染し、又は汚染した恐れがあると認められるので、家畜伝染病予防法第23条第１項の規定に基づき、下記のとおり適切に措置してください。

また、措置に際しては、家畜防疫員の指示に従ってください。

記

１　措置の対象農場

飼養者住所：

鶏舎所在地：

飼養者氏名：

２　物品の措置

対象物品の内訳および措置の方法は下記のとおりとします。

物品No.	品　目	数　量	所在場所	措置方法	備　考
1					
2					
3					
4					

*「措置方法」には、埋却、焼却、消毒等を記入する。

様式 13　発掘禁止の立て看板

発掘禁止の立て看板

発　掘　禁　止

この場所は、家畜伝染病にかかった汚染物品を埋却した場所なので、発掘を禁止します。許可なく発掘した場合は、家畜伝染病予防法により罰せられます。

1　家畜伝染病名　　高病原性鳥インフルエンザ
2　汚染物品の種類　鶏、鶏糞、鶏卵、飼料等
3　埋却年月日　　年　　月　　日
4　発掘禁止期間　　年　月　日から　　年　月　日までの３年間

年　月　日

愛媛県〇〇家畜保健衛生所長

様式 14　動員予定者名簿（動員名簿）

所属等										従事内容（記載可能な場合記入）	作業クール				備考
No.	所属	部	課（室）	県以外	役職	職種	氏名	ふりがな	性別	班/グループ/係名	0日対応	1クール	2クール	3クール	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															